

令和 7 年 度

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

開会：令和 7 年 3 月 1 0 日

閉会：令和 7 年 3 月 1 2 日

福岡県東峰村議会

令和7年度東峰村議会予算審査特別委員会

招 集 年 月 日 令和7年3月10日開議
招 集 の 場 所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和7年3月10日 9時30分
 委 員 長 黒 川 隆 康
閉会日時及び宣告 令和7年3月12日 11時07分
 委 員 長 黒 川 隆 康

応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	和 田 将 幸	○	2 番	樋 口 朗	○
3 番	佐々木 孝	○	4 番	高 倉 美紀恵	○
5 番	梶 原 伯 夫	○	6 番	高 橋 弘 展	○
7 番	大 蔵 久 徳	○	8 番	佐々木 紀 嘉	○
9 番	黒 川 隆 康	○	10 番	伊 藤 均	○

不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹	副 村 長	菅 義 範
教 育 長	縄 田 淳 一		
総務企画課長	樋 口 修 一	ふるさと推進課長	岩 橋 俊 典
農林建設課長	田 嶋 一 洋	災害対策室長	前 田 光 輝
住民福祉課長	梶 原 孝 司	教育課長	國 松 直 美
総務企画課長補佐	矢 野 正 己	総務企画課係長	泉 健 人
総務企画課係長	熊 谷 貴 範	総務企画課主任主事	鳥 居 翔 平
総務企画課主任主事	橋 内 有 紀		
ふるさと推進課長補佐	和 田 勲	ふるさと推進課係長	岩 下 玲 礼
ふるさと推進課係長	池 田 啓 讓	ふるさと推進課主査	室 井 英 信
ふるさと推進課主査	室 井 英 信	ふるさと推進課主査	城 辰 也
ふるさと推進課主任主事	福 島 彰 隆	ふるさと推進課主任主事	室 井 佑 介
農林建設課長補佐	古 賀 英 彦	農林建設課係長	阿 波 正 治
農林建設課係長	粂 井 紀 彦	農林建設課主任主事	梶 原 真有子
災害対策室係長	杉 野 秀 行	災害対策室係長	井 上 大 祐
災害対策室主事	田 籠 侑 典		
住民福祉課長補佐	眞 田 し の ぶ	住民福祉課係長	熊 谷 英一郎
住民福祉課係長	井 手 絵 美	住民福祉課係長	森 山 敦 史
指導主事（参事）	城 戸 学 吏	教育課係長	和 田 貴 弘
教育課主査	室 井 紀代子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	坂 本 浩 志		

村長提出議案の題目

議案第 1 9 号	令和 7 年度東峰村一般会計歳入歳出予算
議案第 2 0 号	令和 7 年度東峰村簡易水道事業会計予算
議案第 2 1 号	令和 7 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
議案第 2 2 号	令和 7 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第29条第1項による。

9番 黒川隆康議員

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

令和7年3月10日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和 7 年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

令和 7 年 3 月 1 0 日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 議席番号の指定

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 9 号 令和 7 年度東峰村一般会計歳入歳出予算

日程第 4 議案第 2 0 号 令和 7 年度東峰村簡易水道事業会計予算

日程第 5 議案第 2 1 号 令和 7 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出
予算

日程第 6 議案第 2 2 号 令和 7 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予
算

開 会	
委 員 長	おはようございます。 ただ今から予算審査特別委員会を開催します。 (9時30分)
委 員 長	予算審査特別委員会の委員長に推薦いただきました黒川です。 本委員会に付託を受けました案件は、いずれも重要な案件でございます。皆様方のご協力をよろしくお願いします。
委 員 長	ただ今の出席委員数は、10名です。 定足数に達していますので、ただ今から予算審査特別委員会を開催します。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委 員 長	日程第1 議席番号の指定を行います。 議席番号は本会議の議席番号とします。
日程第2	
委 員 長	日程第2 会期の決定を議題とします。 本予算審査特別委員会は、本日10日から12日までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本特別委員会の会期は、本日10日から12日までとすることに決定しました。
日程第3	
委 員 長	日程第3 議案第19号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 歳入については、総務企画課長より補足説明を求め、歳出について、総務企画課、住民福祉課、ふるさと推進課、農林建設課、教育課、議会事務局の順に補足説明を行います。 ページを述べてから補足説明をお願いします。 まず、総務企画課長に補足説明を求めます。 総務企画課長
総務企画課長	121ページをお願いいたします。 議案第19号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億2,132万8千円と定める。 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。 一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。 令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。 122ページをお願いいたします。 歳入歳出予算につきまして、まず、歳入でございますが、122ページから124ページにかけて、第1款村税から21款法人事業税交付金にそれぞれ計上しており、歳入総額42億2,132万8千円でございます。

	続いて歳出でございます。125ページから127ページにかけて、1款議会費、14款予備費にそれぞれ計上し、こちらも歳入同額42億2,132万8千円の当初予算の計上としております。 続いて、128ページをお願いいたします。 第2表地方債、これにつきましては、地方債の借入れの限度額を示したものでございます。 臨時財政対策債、過疎対策事業債、防災対策事業債、災害復旧事業債、緊急自然災害防止対策事業債に、それぞれ限度額を上げており、限度額合計3億4,597万3千円と定めるものでございます。 129ページをお願いいたします。 歳入歳出の事項別明細でございます。 歳入歳出の額は同額でございますが、前年比6億1,560万円の減で、12.7%の減となっております。 この他、歳入につきましては、以上でございます。 課ごとの追加説明としまして、総務企画課としましては、補足説明はございませんが、予算説明時にですね、徴求資料を求められておりますので、その説明をさせていただきますと思っております。 総務企画課の徴求資料をご覧いただきたいと思います。 1ページ目、事業説明書の20ページ、予算書の145ページでございますが、2款1項1目一般管理費の中の一般事務と一般事務補助の内容の違いは何かということでございます。 それにつきましては、徴求資料の総務企画課の説明書のほうに書いておりますが、1ページ目です。 一般事務としましては、専門性を伴う行政事務、それから2番に書いておりますが、一般事務補助としましては、行政事務の補助ということで、下に書いております例に倣っております。 その他、各課に何名ほど配置されているかということで、その下に列記させていただいております。 それから、同じく事業説明書の20ページ、予算書の145ページ、2款1項1目一般事務費の委託料の関係でございます。 地域コミュニティ協議会委託費の内容はどのようなものかということでございました。 資料の2ページと3ページにかけて、委託の特記仕様書のほうを掲載させていただいております。1から7まで、基本方針の検討、それから、全体検討委員会の企画運営、職員研修会の企画運営、地区検討会の開催支援、地区担当職員の意見交換会の企画運営、地域コミュニティ協議会の運営マニュアルの作成、それと打合せ協議等々を委託の業務委託としてする予定でございます。 続きまして、事業説明書の21ページ、予算書の148ページです。 2款1項3目財産管理費の基金利子積立金、基金運用の内訳はどのようなものかということでございました。資料の5ページでございます。こちらは、毎月監査委員さんのほうに提出させていただいております資料でございます。 下段のほうですね、普通会計と書いております下段のほうは、基金の定期並びに普通預金に上げているもの、ちょっとねずみ色に網掛けしているものが、債券等の運用で行っているものでございます。 令和6年度の3月1日現在で、基金利子が647万2,065円というところで、その他の債券、国債等の運用益が586万8,761円、約91%が運用益、その
--	--

	他が定期並びに普通預金等の利子ということになっております。 続きまして、事業説明書の21ページ、予算書の148ページ、2款1項4目会計管理費の公金取扱手数料、公金取扱手数料が上昇した理由ということでございます。4ページに書かせていただいております。 政府の成長戦略実行計画等によりまして、令和6年10月から外国為替制度の運営費が公金にも適用されるということになったために、令和6年10月からですね、各取引銀行との取扱手数料が、今まで無料でしたのが上がってきております。 それから、それに付け加えまして、今までの振り込み等のデータ等をフロッピーディスク等でデータのやり取りをしておりましたが、それが、各項ごとに月を変えまして、廃止になっております。そのため基本のデータ送信等をネットバンクのほうに順次移行をするような形になっております。 そちらに書いておりますのが、真ん中からJA筑前あさくらから福岡銀行、西日本シティ銀行、それから筑邦銀行、ゆうちょ銀行という形で列記させていただいております。 なお、手数料等の項目については、そこに掲げてあるとおりでございます。 それから、事業説明書の24ページ、予算書の152ページになります。 2款1項13目総合行政ネットワーク事業及び14目電算事務費、ガバメントクラウドの内容につきまして、説明の徴求をいただきました。 説明のほうがですね、ちょっと長いんですけど、6ページから9ページにかけて書かせていただいております。 6ページの一番下のカッコになりますが、国が掲げる自治体の基幹業務のシステムの統一、標準化の目標としましては、1から5番まで、国の目標として掲げているものでございます。 これによってどう変わるのか、どういうメリットがあるのかという質問がございました。 9ページの真ん中辺りでございますが、地方自治体がガバメントクラウドに移行するメリット、それから今後の運用ということで4点ほど上げさせていただいております。 サーバーのOS、アプリの利用コストの削減、それから、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能になるということ。それから、庁内外のデータ連携が容易になるということ。それから、最新のセキュリティ対策が導入できるということで、運用が国になりますので、そういう形になってくるということでございます。 それと項目につきましては、お目通しいただければと思っております。 総務企画課からは、以上でございます。
委員長	次に、住民福祉課長に補足説明を求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	住民福祉課の補足説明はございません。 徴求資料のご説明を申し上げます。 議会徴求資料1と書いた、右上に住民福祉課と書いたものをご覧ください。 まず(1)村債、過疎債、在宅老人事業費1,310万円の充当内訳ということでございましたので、その下に3つ書いてございます。 ①買い物支援委託料、移動スーパー、417万5千円のうち410万円について、過疎債、ソフト分を充当するものでございます。 それから、②高齢者外出支援タクシー利用助成事業819万円、このうち670万円について過疎債のソフト分を充当するものでございます。 下に※印で書いてありますが、ただし、令和6年度予算672万円と同額に減額

	補正するとご説明申し上げておりましたので、この分につきましては、減額補正対応し、充当額については、特に変更はございません。 ③緊急通報システムサスケ232万5千円のうち230万円について、過疎債のソフト分を充当するものでございます。 続きまして、(2)東峰村集落支援事業の活動内容ということでございます。2枚目をご覧ください。2枚目の中ほどでございます。 集落支援員の主な活動ということで、個別訪問、概ね65歳以上の独居世帯及び高齢者単独世帯、具体的な内容としまして、安否の確認、近況の把握、簡易な家事や作業と書いてありますが、この部分につきましては、社協のヘルパー事業、それからシルバー人材事業と重複しないように取り扱っているところでございます。 それから、関係機関との連絡調整と生活ニーズ調査、そういったものを行っております。 また、地区活動としまして、概ね65歳以上の高齢者に関する活動ということで、老人クラブ行事やいきいきサロン活動への支援、災害避難所における避難者への支援、生活支援体制整備協議体への出席、事業の支援、具体的には買い物ツアーなどを実施しているところでございます。 1ページに返っていただきまして、(3)でございます。保育所の標準・短時間の認定状況でございます。 現在、村内2カ所、村外2カ所の認定状況となりますが、合計で49人、標準時間が41人、短時間が8人でございます。各保育園の状況については、お目通しいただければと思います。 (4)介護保険対策費の報償費の講師謝礼についてということでございます。 地域ケア会議講師として年間1人分、それから、生活支援協議体の講師として年間4人分、計5万円をですね、計上しているところでございます。 (5)です。健康増進事業、これ委託費でございますが、その中の標準化対象外業務とは何かというご質問でございました。これは、新システムとなったデータを旧システムに対応するためのデータ変換業務ということで、住民基本台帳及び国保資格者情報のシステムと健康情報システムが、それぞれ旧システムから新システムへと移行する期間というのは、システムが完了する時期とに相違があるため、発生する費用ということでございますが、基本的には完了する月、時期を合わせれば費用は発生いたしませんので、なるべく完了期日を調整し、費用がかからないようにしたいと思いますが、事業者がそれぞれ違いますので、仮にずれた場合にはですね、データのやり取りができないということがございますので、今回当初に予算化をさせていただいているものでございます。 それから、(6)国民健康保険の保険税の軽減数についてということでございます。 7割軽減の世帯が112世帯、151人、5割軽減世帯が45世帯、95人、2割軽減世帯が37世帯、75人、軽減なしが109世帯、214人、合計303世帯、535人でございます。以上でございます。
委員長	次に、ふるさと推進課長に補足説明を求めます。 ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ふるさと推進課からは、予算説明会の折にありました徴求資料のほうの説明をさせていただきますと思います。 お手元に令和7年予算説明会徴求資料、ふるさと推進課とあります分をお願いしたいと思います。 まず1点目が歳入根拠ということで、資料1からの分になります。こちら成果説明書10ページ、予算書のほうは133ページの関係になりますけども、10款1

	項1目総務使用料の関係でございます。 テレワークテラス、ほうしゅ楽舎、乗合タクシーの収入の根拠というところでございます。 1ページのほうの資料になります。こちらテレワークテラスのほうの6年12月までの利用者数、実績の見込みを上げさせていただいています。 それから、2ページのほうになりますけれども、こちら上段、テレワークテラス宝珠のほうの施設の使用料、こちらの分の歳入の見込みのほうを記載させていただいております。 それから、下段のほうにつきましては、ほうしゅ楽舎のほうになりますけれども、上の枠のほうが施設の宿泊料や一時利用、こちらのほうの使用料の見込み、それから、下段のほうにつきましては、食事代とか寝具代ですね、こちらのほうの収入見込み、こちらのほうを上げさせていただいております。 それから、資料の3ページのほうになりますけれども、こちら乗合タクシーのほうの利用料の積算根拠というところで、利用料に対しまして年間稼働日数、こちらのほうを積算根拠として、計算をさせていただいているものになります。 それから、続きまして、資料の2のほうになりますけれども、2款1項26目地域おこし支援事業の分です。ページのほうは、予算書が153ページ、成果説明書が26ページの分になりますけれども。 こちらの分、地域おこし協力隊の分の来年度の予定と、あと任期等ということでございますので、5ページのほうに一覧表を付けさせていただいております。 それから併せまして、6ページ以降になりますけれども、地域おこし協力隊の財政支援措置とか活動範囲ですね、活動の対象経費、費目、そういったところのご質問でございましたので、国の要綱のほうを付けさせていただいております。 実際の活動の内容としましては、14ページ以降、こちらが財政支援措置の範囲となりますので、こちらのほうをお目通しいただければというふうに思います。 それから、資料の3点目でございますけれども、2款1項11目地域交通対策費のほうになります。 こちら予算書のほうが151ページ、成果説明書のほうは23ページになりますけれども、こちら乗合タクシーのAIオンデマンド、システムのほうの内容はどういったものかというところでございまして、19ページのほうに令和7年度の予定の仕様書のほうを付けさせていただきます。 こちらはシステムに係る分でございまして、現在の村内、村の中を運行する分、それから、追加しました井上鶴川堂の分、それから杷木、こちらのほうのシステムのほうの運用、それから利用料、そういったところの経費、事業内容を書かせていただいておりますので、ご確認をよろしくお願いしたいと思います。 それから、徴求資料の4点目ですけれども、2款1項6目企画振興対策費の関係で、予算書のほうは149ページ、成果説明書のほうは22ページのほうになります。 地域の特産品開発事業の中身というところで、資料24ページになりますけれども、本年度行う内容、令和6年、それから令和7年度行う内容というところでございましたので、それぞれに箇条書きにて記載させていただいております。 本年度におきましては、全体的に施策の指導や全体方針の決定、それから原材料調査等を行いまして、来年度におきましては、全体の施策指導、それから事業従事者の確保、支援、それから商品開発等を行っていく予定というふうにしております。 それと同じ項目ですけれども、岩屋湧水活用の可能性調査事業委託、これの中身ということでございましたので、資料の25ページのほうに見積書の内容を付けさ
--	---

	せております。 内容としましては、現状把握や水質調査、それから飲料水を使いまして可能性の調査、それから水質の関係調査、こちらのほうを来年度の事業として予定をしているところでございます。 それから、徴求資料の5番目ですね。こちらと同じところになります。 岩屋駅周辺整備の関係で、こういった内容かということでございましたので、徴求資料のほう26、27ページで、現在計画のほうを進めております岩屋駅周辺のほうのレイアウト図のほうを付けさせていただいております。 岩屋駅前につきまして、バリアフリースイレやオフィス、案内所、キッチン、水上マーケットやデッキハウス、それからヤマメ養殖所、この辺のところをですね、現在整備できればというふうに考えているところでございます。 それから、同じところで、宝珠山駅花壇資料、こちらにつきましては、徴求資料28ページでございます。 花壇の整備の内容についてお尋ねがございました。こちらにつきましては、宝珠山駅の計画として、公園整備の一環で、グラウンド側とかですね、そちらのほうに、花壇のほうの整備を行いたいというところでございます。 事業としましては、福岡県の花による美しいまちづくり事業、こちらのほうを活用しまして、大体周辺240㎡の範囲内で整備を行っていき、美しい駅、それから見所のある駅として、観光客等の誘客、こちらのほうに繋げていきたいというふうに考えているところでございます。 最後ですけれども、資料の7点目、DX関係でございますけれども、2款1項34目DX推進事業費、こちら予算書のほうが154ページ、成果説明書のほうは27ページのところになりますけれども、委託料としてこういったものがあるのかというところで、委託料の内訳のほうを資料の29ページのほうに付けさせていただいております。 内容としましては、今現在行っておりますとほっぴペイや地域通貨関係を継続して行うところ。それから、新たにダッシュボードですね、各種データ等をですね、取得しまして、また、その分析をして今後に繋げていく、効果的な運用を行っているためのダッシュボード、それから、現在行っております評議会ですね、こちらの運営分、それから、新たにプログラミング教室、これ小学校等々と連携しながらですね、今後のDX世代を担う子どもたちの学習向上というところで行いたい。そういったところを、あと、とほっぴペイの通年運用、こちらのほうの検討をですね、進めていきたいというところで、計上をさせていただいているところになります。 説明は、以上になります。
休憩	
委員長	それでは、ここで10分間休憩いたします。 (10時00分)
再開	
委員長	休憩前に続き、再開いたします。 (10時10分)
委員長	農林建設課長に補足説明を求めます。 農林建設課長
農林建設課長	それでは、農林建設課から徴求資料をもってご説明させていただきます。 資料の表紙を入れて3枚セットとなっている資料でございます。一部資料に図面がA3まで入っておるものでございます。 2点ございまして、まず、6款2項8目荒廃森林整備事業でございます。予算書

	のほうは177ページ一番下のほうになります。主要事業の説明書につきましては43ページになります。 予算説明会におきましてですね、令和7年度予算がですね、令和6年度予算と同額という観点からですね、計画についての資料の提供の依頼がございましたので、説明させていただきます。 資料1をお開きください。 荒廃森林整備事業というのはですね、福岡県から交付金を受けまして、市町村が実施する事業でございます。交付率は10分の10になっております。 作業は、大きく分けて3段階でございます。 ①としまして、特定調査、手入れがなされてない森林を現地調査し、荒廃森林を特定する。 ②強度間伐、公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐を行う。 ③堆積木、倒伏木処理といたしまして、強度間伐を実施するために支障となる堆積木や倒伏木、及び平成29年度並びに令和5年度の豪雨災害によりですね、堆積木や倒伏木処理がありますので、それを処理するということで、大きく3点に分かれています。 下表はですね、年次計画の数量でございます。 本事業は、令和5年度から令和9年度の5カ年計画となっております、令和7年度はですね、3年目にあたります。 表の中身を見ていただければと思いますが、①特定調査、②強度間伐、③堆積木、倒伏木処理、令和7年度は令和6年度と同様の計画量になっておりますので、今回予算のほうもですね、令和6年度と令和7年度と同額の金額となっております。 続きまして、資料2のほうになります。 6款2項10目森林環境整備事業費でございます。A3判の平面図をお開きください。予算書は178ページ一番上にあたります。説明書は43ページをお開きください。 予算書のほうの14節で工事請負費660万というところでございます。 本件は行者杉周辺の木柵設置工事といたしまして、既設木柵の腐食等がありましたので、老朽化による更新を行う工事でございます。 予算説明会におきまして、先ほどと同じ観点でですね、令和7年度予算が令和6年度予算と同額という観点からですね、計画延長や設置場所のお尋ねがありましたので、今回説明するものでございます。 場所がですね、行者堂の左側のほうになります。 上段の赤枠がですね、令和5設計しまして、令和6年度工事というふうに認識していただきたいと思います。 青枠のほうがですね、令和6設計の、来年度、令和7年度工事というふうに捉えていただきたいと思います。 延長のほうですね。延長はですね、令和6年度の工事、令和5設計の10.2mでございます。 青枠のほうの令和7年度工事は7.8mになっております。延長は短くなっております。 ただし、木柵の種類が異なりまして、赤枠のほうが2段の横断防止柵となっております。 右側に断面図を付けておりますが、ちょっと見えづらいんですが、高さ1.4mの高さになっております。
--	--

	続きまして、青枠のほうのですね、木柵の種類としては4段の転落防止柵となっております。高さは2.33mとなっております。これはですね、令和6年度の設置箇所がですね、道路際のところで、フラットの位置に設置するということでございます。 一方令和7年度のほうの設置箇所はですね、路肩幅があまりありませんので、路面高から少し低い位置、法面のところと言っていいんですけど、そこに計画予定しております。 以上のことから令和7年度はですね、令和6年度と比べて設置延長は短くなっておりますが、木柵の種類が設置位置で異なっておりまして、4段の転落防止柵を用いるため、単価も少し高くなっております。 結果、令和7年度予算額はですね、資機材等の高騰も踏まえまして、単価の見直しを行い、令和7年度と同額の予算を計上しております。 以上で説明を終わります。
委員長	災害対策室長
災害対策室長	徴求資料のほうで説明をさせていただきます。 徴求資料のほうに図面をですね、2枚付けさせていただいておると思います。後ろから4枚目、5枚目になると思います。それから議案書199ページです。事業説明書は57ページで説明させていただきます。 まず1枚目ですが、公共土木単独災害工事分の箇所数30カ所、護岸崩壊や河床洗堀、橋梁設置など、併せて30カ所と金額6,000万円を計上させていただいております。 次に、2枚目のほうの図面をお願いします。農地農業用施設災害復旧予定箇所です。色分けしておりますが、まず、黄色の部分が令和5年災の1カ所、1,000万円です。 ピンクの部分、起債対象工事分、単独災12カ所、4,800万。10カ所、300万が小災害分となっております。 それから緑の部分ですが、国庫補助対象外関連工事分で、20カ所で800万円を計上させていただいております。 以上で説明を終わります。
委員長	次に、教育課長に補足説明を求めます。 教育課長
教育課長	教育課の資料は2つあります。R7の地域学校協働本部事業費と書かれた横書きのものが1つと、それから、予算特別委員会に係る資料②と書かれている縦書きのものが1つ、合計2種類あります。 まず最初に、地域学校協働本部事業費の、特に報償金の内訳についてということで徴求がありましたので、その説明をさせていただきます。 予算書につきましては、議案書の190ページ、10款1項9目地域学校協働本部事業費でございます。概要につきましては、53ページとなります。 こちらにつきましては、報償金と、それから旅費として計上しておるものです。 上から順に、地域コーディネーター、こども館見守り、読み聞かせボランティア、環境ボランティア、農業ボランティア、それから中学校関係の部活、バスケ、それから小学生のスポーツ少年団関係の野球、フットサル、それからミニバスケ、陸上、それから学習支援としまして、アフタースクールプラスの講師の方の分で報償金があります。 それから、下段の旅費ですが、こちらにつきましては村外から講師の経験者の方と、それからもう1人、補助ではありますが、こちらも村外から来ていただい

	る方分の旅費を別途計上させていただいたところです。 続きまして、2ページ目の資料をご覧ください。 こちらにつきましては、予算書の190ページ、概要の53ページです。 こちらにつきましては、学校管理費になりますが、タブレットの購入費用の関連としまして、タブレットの整備状況のほうを提示くださいということでしたので、こちらに上げさせていただいております。 全部で、製品名と発売年と世代と、台数を記載しております。主に下から2番目のアップルiPadの第7世代、2019年の分が一番主となります。127台となります。 その次の3ページから5ページまでが、この台帳となります。それぞれ管理番号、ナンバー、製品発売年、世代、サイズ、容量、それぞれ入学年度等を記載したものにになります。こちらは後でご覧いただきたいと思います。 次の資料に移りたいと思います。 次が、東峰村部活動地域移行に関する協議の経緯ということで、こちらにつきましては、55ページ、予算概要の55ページ、それから、予算書の196ページですね。 10款4項5目青少年育成事業費としまして、上のほうに部活動の地域移行準備委員会等を上げさせていただいております。 こちらの内容につきまして、準備委員会等の協議の経緯等を示してくださいということでしたので、こちらに令和5年度から6年度、それから来年度の協議予定まで上げさせていただいております。 5年度からこの部活動の準備委員会を立ち上げておりまして、その背景としまして、部活動改革に向けた地域移行について、という資料をご覧ください。 こちらにですね、部活動の地域移行をするに至った経緯を上げさせていただいております。 こちらにつきましては、主に東峰村につきましては、特に子どもの少子化ということで、児童生徒の人数が少なくなったということで、特に団体の部活動が成り立たなくなったというような状況があるということと、あと先生方の働き方改革が必要ということで、この部活動の地域移行ということが必要となりました。 最終的の目標としては、今学校で行っている部活動を、地域、社会教育等の中で、既存のスポーツ団体等に中学生も参加させていただくというような形を、方向性としては目指すところになっております。 若干ですね、当初国のほうは、令和7年度末までに、これを完全移行してくださいということで言われていたんですけども、取り組み状況と地域の実情等で、なかなか時間がかかっているというようなことを踏まえて、最終的に令和10年度までを当面の目標として、取り組むようなことが示されているところです。 一番表にまた戻っていただきまして、令和5年度に部活動アンケートを行いまして、児童生徒と保護者の方の思いとか、そういったものを調査し、その調査を基に準備委員会を立ち上げております。 当面の東峰村の目標、ロードマップ、それから今後の方向性等を、その中で話し合い共通認識を持ち、それから保護者の方にも説明をさせていただいたところです。 それから6年度につきましても、引き続き協議を行いまして、来年度に向けてどういった予算が必要なのかということと、ここで協議しました。 5年度、6年度につきましては、主に学校教育を中心とした内容になりましたが、7年度以降につきましては、実際に地域で受け皿というか、そういった部活動を実際学校から、地域で実施ができるようにするための委員会となっていくところです。
--	---

	準備委員会につきましては、5年度、6年度、7年度と書いてありますが、5年度、6年度はご覧のとおり、教育課と、それから学校の中で実施をしておりましたが、7年度につきましては、そういった学校と合わせて、村にある既存のスポーツ団体の方等に参加をいただいて、実際に受け入れができる状況に持っていけるように、協議を進めていくところでございます。 これにつきましてはの主な予算としましては、一番下の予算の主要部分としまして報償費、会議に参加していただくための準備委員会報償費、それから、休日等の、当面令和7年度につきましては、休日等を主に地域部活というふうな形で持っていくようにするために、実際子どもたちが、まだ完全に地域移行ができない中に、スポーツをする機会を確保するための指導者の報償金としまして、こちらに計上をさせていただいている状況です。 それから、この資料の一番最後になります。 予算書につきましては189ページ、予算概要につきましては52ページになります。 10款1項7目スクールバス管理運営費の中で、当初6台ありましたスクールバスが4台となりまして、どのような運用をされているかというようなお尋ねがございました。 そこにつきまして、この一番最後のページに、今のスクールバスの、6年度から既にこういう形にはなっているんですけども、1番から6番まで上げておりますが、1番から3番までは、もう既に6年度に売払いを行いまして、公売にかけさせていただいて、もうこちらのほうにはないので、すみません、失礼しました。③が2つありますけど、③番の14人乗りのところから中型C、中型D、中型Eというふうな内容になっておりますが、それぞれ竹方面、小石原方面、竹・古城原・小石原方面ということで、それぞれ購入年度、それから乗車定員等を上げさせていただいております。 今、中型3台と小型の1台で今後運用していくことになります。予定しております。 教育課からの資料の説明は、以上になります。
委員長	次に、議会事務局長に補足説明を求めます。
議会事務局長	議会事務局からの補足説明はありません。
日程第4	
委員長	次に、日程第4 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」について、農林建設課長に補足説明を求めます。
農林建設課長	資料の214ページをお開きください。 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」 総則、第1条、令和7年度東峰村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。 (1) 給水戸数829戸 (2) 年間総給水量196,449m³ (3) 1日最大給水量1,265m³ 収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収入、第1款簡易水道事業収益1億602万1千円、第1項営業収益3,954

	万円、第2項営業外収益6, 648万1千円。 支出、第2款簡易水道事業費用1億681万8千円、第1項営業費用1億362万7千円、第2項営業外費用269万1千円、第4項予備費50万円。 なお、営業費用中の委託料の財源に充てるため、企業債（公営企業会計適用債）600万円を借り入れるとします。 資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額815万7千円は、当該年度損益勘定留保資金等で補填するものとする。 収入、第3款資本的収入1, 514万5千円、第3項他会計負担金1, 514万5千円。 支出、第4款資本的支出として2, 330万2千円、第3項企業債償還金2, 230万2千円、第9項予備費100万円。 次のページの215ページをお開きください。 企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。表中のとおりです。お目通し願います。 一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は2, 000万円と定める。 予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 （1）営業費用、営業外費用及び特別損失との間。 （2）建設改良費及び企業償還金との間。 議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 （1）職員給与費627万9千円。 令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。 続きまして、先ほど申しました金額等につきまして、事項ページの216ページの予算に関する説明書で補足説明させていただきます。 217ページをお開きください。 （1）で、令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算実施計画といたしまして、金額の内訳でございます。 収益的収入及び支出ということですので、こちらにつきましては、維持管理費に関する費用というふうに認識していただきたいと思います。 収入、1款簡易水道事業収益といたしまして、さっきの金額と同じですね、1億602万1千円ということで、内訳として、項ですね、1営業収益として、給水収益、これは、簡易水道料金のお金になっています。 3その他営業収益は、手数料や新規の加入分担金のお金になっています。 2営業外収益として、受取利息及び配当金、基金の利息関係ですね。 3他会計負担金、4長期前受金戻入としまして、国庫補助金や他会計補助金の戻入という形になっております。雑収入が収入ですね。 支出のほうですね、簡易水道事業費用としまして、1億681万8千円といたしまして、営業費用の中に原水及び浄水費とか、これは委託料とか修繕費関係、同料金になっています。 2番の配水及び給水費、これも委託料とか工事請負費関係の修繕のお金になります。 4総係費、これにつきましては、給料や、今回、会計事務サポート委託費が入っ
--	--

	ております。 5が減価償却費となっております。 営業外費用と予備費は記載のとおりとなっております。 続いて218ページ、こちらが資本的収入及び支出と言いまして、固定資産に関する費用というふうに認識していただきたいと思います。 資本的収入が1, 514万5千円、資本的支出が2, 330万2千円となっております。 続いて219ページをお開きください。 こちらは令和7年4月1日から令和8年3月31日までキャッシュフローということになっていまして、資金繰りの状況を把握するためとなっております。お目通し願います。 続いて220ページからですね、233ページは、職員の給与費の明細書になっておりますので、添付させております。 続いて資料は飛びますが、228ページをお開きください。 (7) 令和7年度東峰村簡易水道事業前年度予定貸借対照表でございます。 令和7年4月1日現在となっております。 資産の部といたしまして、1固定資産といたしましてですね、減価償却累計額という額で、それぞれア、イ、ウで、建物、構造物、機械及び装置といった計上になっております。 これらは有形固定資産と言いまして、その合計が11億2, 740万4, 396円。 続いて(2) 投資その他の資産としまして、基金ですね、これが218万2, 067円。 2流動資産といたしまして、1年以内に現金化する資産のことを言うんですけども、現金、預金と未収金を足してですね、1, 090万3, 414円。 資産の合計といたしまして11億4, 048万9, 877円というふうになっています。 次に229ページをお開きください。 負債の部といたしまして、固定負債として1億1, 543万3, 775円。 4流動負債といたしまして、合計2, 396万4千円。 繰延収益としまして、9億5, 891万4, 165円。 負債の合計といたしましては、10億9, 831万1, 920円となっています。 次に資本の部といたしまして、こちらが村の持っているお金になります。 6資本金といたしまして3, 914万3, 957円。 7剰余金ですね、303万4千円ということで、資本の合計としましては4, 217万7, 957円となっています。 負債と資本の合計といたしましてが、11億4, 048万9, 877円と。この金額が前ページの資産の合計と同額となっております。 ちょっと戻りまして、224ページをお開きください。 先ほどの令和7年の4月現在でございまして、この224ページがですね、令和8年の3月31日現在、1年後先の資産の関係でございまして。 資産の下の合計を見ていただきたいと思うんですけども、10億7, 558万877円と記載があります。 先ほどの合計からですね、先ほどの229ページの合計から下がっているということでございます。こちらにつきましては、施設の減価償却の部分でして、資産の価値が少し下がっているというふうな形の評価となります。
--	---

	230ページから232ページについては、予算の内訳をさらに詳しく書いたものとなっておりますので、お目通しをお願いします。 以上で説明を終わります。
日程第5	
委員長	次に、日程第5 議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」について、補足説明を求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	予算書234ページをお願いいたします。 議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」 令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算、第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,692万5千円と定める。 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。 歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 (1) 保険給付費に計上した療養諸費等に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。 令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。 235ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。 236ページをお願いいたします。 歳入合計3億1,692万5千円でございます。 237ページをお願いいたします。 歳出でございます。 238ページをお願いいたします。 歳出合計3億1,692万5千円でございます。 以上でございます。
日程第6	
委員長	次に、日程第6 議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」について、補足説明を求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	257ページをお願いいたします。 議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」 令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,188万円と定める。 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。 歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳

	出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。 (1) 総務費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。 令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。 258ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。 歳入合計4,188万円。 259ページをお願いいたします。 歳出でございます。 歳出合計4,188万円。 以上でございます。
休 憩	
委 員 長	それでは、10時50分まで休憩いたします。 (10時43分)
再 開	
委 員 長	休憩前に続き、再開します。 (10時50分)
委 員 長	議案第19号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 補足説明をした順序で、課ごとに質疑を行います。 なお、最終日の総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。 なお、各課にまたがる答弁で、回答が得られていない件については除きますので、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたします。 最初に、総務企画課の質疑を行います。 歳入に関する質疑につきましては、それぞれ所管の歳入費目についてとします。 歳出については、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 質問者はページ数を最初に言いまして、質疑を行っていただきたいと思います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 6番 高橋委員
6 番	主要事業説明書の16ページ、15款2項基金繰入金、徴収資料の5ページですね、お願いします。 基金一覧表の中のほうで質問させていただきたいんですが、先ほどの補足説明の折に、一番下部の色付きで示されたところが債券での運用ということでありました。 一つの部分の利付国債に関しては、振興開発基金ということで、この債権がどの基金かというところの位置づけが書かれておりますが、それ以外の債権に関して、どの基金になるのか、お尋ねいたします。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	この下の鼠色の枠については、基金全体ですので、どれがどれというのは決まっております。これがどこの基金にあたるというのはですね。以上です。
委 員 長	6番 高橋委員
6 番	そう言われれば、そうとしか答えられないんですけども。 ちょっとこの数か月間内に、要は、国債の運用で含み損が発生しているという自治体の報道がありました。特に福津市、2月に選挙もございましたけれども、そちらではかなり数十億円という含み損が発生して、数日前の報道の中では、含み損がある中で売却を行って、実損も出たという話もありました。 この確認する中では、福津市のような30年、40年債というものの運用はない

	んですけども、10年物の運用も令和6年度に買付という形で、おそらく満期になったものを買い付けられているかと思います。 基本的な運用に対して、満期まで運用されるという方向でよろしいのでしょうか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	議員おっしゃられますとおり、満期まで運用するという形でございます。 当村につきましてはですね、公金運用指針というのを設定しておりまして、運用する債権につきましてもですね、国債それから地方債、政府保証債等々の国債で運用するように指針で決められておりますので、そちらのほうを満期まで運用するという形になっております。 大体10年物を買い付けるというか、運用の主軸にしております。以上でございます。
委員長	3番 佐々木孝委員
3番	説明書の21ページ、予算書の149ページですけども、財産管理費です。 この中で災害伝承館リニューアル改修工事実施設計業務委託料というのが1,300万ほどありますが、これは、たぶん今ある所ではなくて違う所、話によるといぶき館に移すということでしたけれども、いぶき館であれば、話によると阿蘇4の出てきた遺物ですね、そういったものも一緒に展示するということを確認聞いたと思いますけれども、そしたらこれだけの設計では足りなくなるんじゃないかと思うんですね、伝承館だけではなくて。 他のことも展示の設計等々やらなきゃいけないと思うんですが、ここにかけている1,300万というのは、どういうふうなことでの計画なのか、教えてください。詳しく。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	こちらの実施設計の委託につきまして、まず、昨年度からですね、BRTの基本計画の中にも入っておりますけれども、今の林業センターの2階を伝承館として、今しておりますが、そちらのほうは2階でありますし、ちょっと説明等々の場所がですね、手狭になってきたということもございまして、いぶき館のほうに移転して、リニューアルという形ですかね、を取ってはいかがかということで、BRTの計画の中に載せて、移転のほうの計画を進めておりました。 令和6年度に九大の三谷先生等々と場所のほうの選定とか、基本の中でさせていただきました。現在、いぶき館の入って左側のほうですね、民芸品等の展示をされているところに移転を進めたいと考えております。 先ほど言われましたように、阿蘇4の関係もですね、あちらのほうにという計画がございまして。それもBRTの計画の中に入っておりますが、主にこちらとしましては、災害伝承館のリニューアル計画として、手前に廊下があると思いますけど、奥側が展示場という形になっておりますが、入って右側ですね、の部分の半面ぐらいをリニューアルして、そちらのほうに災害の伝承の施設等々を置きたいと考えております。 阿蘇4につきましては、5mぐらいの廊下が全部ありますけれども、その一番奥側に配備してはどうかと、これはあくまでもまだ計画の段階ですけども、展示してはどうかということまで、計画的にはやっております。 この工事の委託設計としましては、そちらの伝承館側だけの実施の計画の予算でございまして。以上です。
委員長	3番 佐々木孝委員
3番	別々だという話ですけども、あそこはそもそもが石炭資料館というようなことでですね、造られていった経過があったと思いますが、それも含めて、あそこの展示

	場一帯を、まず総合的に計画を立てて、するというのが基本かなと思ってたんですね。 今言われたように、確かに大まかな計画はあると思いますが、全体計画の中のそこということでしょうけど、それにしてもちょっと予算的にもかなり、設計だけでこんなにかかるのかなというのが、ちょっと素人考えで申し訳ないけど、思ったものですから質問したところですけども。やっぱりこれぐらいかかるんでしょうか。
委員長	村長
村長	災害伝承館につきましては、概要については課長が説明したとおりでございます。 あそこが、展示棟については、入口のところの広いスペース、奥が3つに分かれて、真ん中がシアター部分で、展示、展示になっております。 今回にあたっては、これまで炭鉱の歴史資料館という形で行われていた部分ですね、そういった部分を活かしながら、いかに、うちが新しい建物を造るというのはなかなかできませんので、その施設をどう有効利用するかという部分で、企画、計画をしているものです。 入口と前の部屋、右側2つについて、災害伝承館と阿蘇4の展示の部分、一部の奥の部分と、奥のほうに特に炭鉱の歴史とかの部分置いておりましたので、その分についても、今回設置をして、平成16年でしたので、もう20年経ちますので、一部内容の展示についても少し考えるべきかな。 その部分については、ハード面ではあまりいじるところはございません。全体的に床面等が、1回災害等で床が少し劣化しているという部分もありますので、そういった部分の整備等も含めての設計を行うということにしておりますので、やっぱりこれぐらいかかるというところで、認識をしているところでございます。以上です。
委員長	2番 樋口朗委員
2番	災害伝承館の建設については、私も非常に期待をしているところです。 そしてまた、設計額がですね、やはりこれぐらいかかるかなというふうに、自分自身は思っているところでございます。 やはり今、村長申しましたように、あれがもうオープンして20年になりますから、やっぱり企画の展示もですね、村のこれからのありようとか、あるいはあれだけ大きな災害があったからですね、そういったところで変えていくということは、本当に当然だと思います。 その中で、やはり今年も火災、災害がありました。昨年も全国を見るとですね、風水害、火災、もう地震、大きな災害があっています。うちは九州北部豪雨があったということで、三谷先生のお力添えでああいう立派な施設ができていました。 これからはやはり、全国でいろんな災害が起きています。その災害に対応するために、いろんな方、子どもからお年寄りまでが学習できるというのですかね、そういったところも視点に置いて災害伝承館を、三谷先生のですね、助言もいただきながら、リニューアルするというのですか、できればいぶき館全体をですね、リニューアルするぐらいの力を、日田彦基金がですね、もし利用できるのであればですね、そういった視点でもってしたほうが、これから人を呼ぶ契機にもなるのではないかな。 いきなりですね、大きいことを言っても難しいんですけど、やはり大きな構想の中で、再度20年経って見つめ直す。そして、今の災害の大きな世界情勢、日本の情勢を睨んで、そういったところで子どもからお年寄りまで。先ほど言いましたように、学習の機会になる、災害の防除を私たち人間が学ぶ機会にもなる。そういった視点も加味して、設計そして施工に入ったらどうかなというふうに、これは私の思いですけどですね、初めて皆さんに言っているんですけど。

	そういったところで、構想ができた段階で、できれば議会とか、あるいは村内のですね、いろんな学識経験者とかに見てもらおうとですね、そういったことができないかお尋ねします。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	ありがとうございます。 こちらのほうの設計のほうですね、まず概要の段階から議会のほうには説明等々をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。
委 員 長	3 番 佐々木孝委員
3 番	今、樋口委員が言われたのと同じような気持ちで質問しているんですけども。 こっちの展示場だけじゃなくて、こっちの母屋のほうと言いますか、白蓮さんのいろんな資料とかも飾ってますがね、過去飾ってた場所ですね、畳の部屋も含めて、全体を総合的に見て、計画を立てていただければと思っていますところ。 一つは、この前同僚議員も言っていましたけど、村にもぜひ皆さんに見てほしいような文化財、これ焼き物関係だけじゃなくて、いろんな文化財残っておりますので、そういったものも展示できるような資料館的な施設にしてほしいと思っていますんですが、いかがでしょうか。
委 員 長	村 長
村 長	提案としては、大変ありがとうございます。 いぶき館自体ですね、体験棟、交流棟とございまして、本来、最初の計画では交流棟のほうに災害伝承館を置けないかという話をちょっと進めてたんですけど、やっぱり交流棟においては、やはり柳原白蓮さんの物語というか、そこをやっぱり大切にする必要があるという部分もございまして、やっぱりそちらのほうは、極力もう今のままでいいのではないかなというふうに、自分としては思っております。 ちょっと全体的な中で、どうなるかというのはですね、考えなきゃいけません、一部展示棟のほうにある、そういう炭鉱関連の部分で、動かせる部分があれば動かして、全体的に村の歴史資料館と、主に宝珠山村にはなるんですけど、そういった部分で考えております。 全体的にやるというと、やっぱりまた莫大な金額になりますので、どれだけの部分をやるかということで、自分としては、交流棟のほうは今のままをベースに、ちょっと展示を少し考えるところで進めたいなというふうに思っているところでございます。 一部業務に関わったところで、また、議員さん等との認識の共有等を行うというふうに課長も言っておりますので、そういった中でいろんなご意見をいただければというふうに思っております。以上です。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	もういろいろ出てますので、手短に行きたいと思います。2点。 1点目がですね、現在の災害伝承館の設置されている備品等々は、クラウドファンディングをされて、九大の三谷先生を中心に集められたのかなという認識があります。 それをそのまま移転するのか、今回のこのリニューアル自体は、もうすべて村が用意するものなのか、その辺の、要は、誰がどういうふうな形で設置するのかというところの、今の調整について、お尋ねいたします。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	この新しい設計の中にもですね、もちろん三谷先生入っていただくところでございます。 要するに、今あるクラウドファンディングでした設備等々は、移動できるものは

	移動させたいと思っておりますし、今のスクリーン、モニターというんですかね、あれが場所的にはもうちょっと大きくなければいけないというパターンもあると思いますので、追加備品等々も出てくるとは思いますが、その辺はですね、設計段階の中に考えていきたいと思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	ちょっと村の施設で村の予算を使ってですね、今度されるので、物の取り扱いに関しては、きっちりとしていただきたいなと。 やはり継続してその施設が運営されることになると思っていますので、やはり村が責任を持って運営できるような体制を、しっかりと築ける設計をしていただく必要があるのかなと思っております。 そのところでもう一つ、人に関してですね。 現在、平日に関しては防災管理官で、休日に関しては九大さんの対応みたいな形で、以前から聞いておりましたけれども、今後改めて村の施設になった場合に、防災管理官の方も、じゃあ、今後10年も20年もというわけにもいかないわけで、どういうふうに災害を伝承していくのかという人材を育成していかないと、物はできているけれども、とりあえず説明する方は、何かこう片言でというわけには、全く施設の意味がならないと思うんですけれども。 その辺の人材育成というのは、何か九大の三谷先生等とはお話をされてますでしょうか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	先ほどの件でございますけど、できた当初でございますが、土日に関しては三谷先生、それから普通に関しては防災管理官等々が視察等の対応とかをやっておりました。 1年後ぐらいから九大さんのほうもお忙しいいんでしょう。来れなくなったという形で、土日等の対応は今、現在は行っていないのが現状で、先にご連絡等があった場合は、防災管理官のほうが生日も対応ということでしております。 ですので、予約制という形になった、土日に関してはですね、になっている状態でございますが、普通の管理は防災管理官のほうが生いておりますが、先ほど言われたとおり、これが10年、20年続くのかという形になりますので、できればそういう職員の誰かを配置、配置とまではいきませんが、説明できるようにさせて、今後も防災管理官がもし休みとか、そういう場合は代わってできるような体制を整えていきたいと思っております。以上です。
委員長	1番 和田委員
1番	災害の伝承は伝承館でたぶん伝承していけると思うんですけれども、実際地図の上で、地形が変わったり山が崩れたり、そういうところにですね、伝承碑などを立てる予定はないのか。また、地域の防災意識を高めるために、大きいものではなくていいと思うんですけれども、そういう考えはないか、お聞きします。
委員長	村長
村長	伝承碑と申しますか、いわゆる災害の伝承碑というのは、普通「ここまで水が来ました。」とかですね、そういった災害の記録的な伝承碑が主だと思っております。 3名の犠牲になられた方、その方に対する気持ちは変わらないところではございますが、村として、一時地域との話の中で、そういう議題があったという経緯は存じておりますけど、村が主体となってそれを、伝承碑をですね、建立と言いますか、立てるという計画は、今のところは、ないというふうに確かなっております。 これも地域の方、特に亡くなられた岩屋、屋根の方々等ですね、造りました。村が管理してくださいじゃ、やっぱりシンボルじゃないですけど、地域の思いとし

	での施設にもなると思いますので、その辺りについては、立てる、立てないについては、立てるのは簡単というかですね、できるんですけど、やっぱりそれをどう活かしていくかという部分を、やっぱり少しお話、地域の方もありますけど、どういう形で傳承していくか、そういった部分の視点のお話も必要なのかなというふうに思っております。 現状としては、村としてそういった傳承碑的なものを立てるという計画はないということで、一旦回答はさせていただきます。
委員長	8番 佐々木委員
8番	一般質問でも2人の同僚議員から出ておりました地域コミュニティの関係、予算書では146ページ、成果説明書では20ページになるのではないかと思います、数字的な問題ではなく、この地域コミュニティの進め方について、再度私もお尋ねをしたいと思っております。 というのは、説明会の時でもありましたように、2、3年でなんとか作り上げたい気持ちと、もしかしたら10年ぐらいかかるんじゃないかというような気持ちと、交錯したような、おそらく地域コミュニティの説明会だったと思っております。 それで、この徴求資料の2ページの中でもありますように、いろんな項目の中で会合と言いますか、地域の常会が開かれていくというふうに思っておりますが、まず、どのような月別と言いますか、年の中で予定をされているのか、お尋ねしたいと思います。
委員長	泉係長
総務企画課係長	この地域コミュニティに関してはですね、説明会を先日からですね、15地区で開催をさせていただきました。議員の皆様にもですね、ご参加いただき誠にありがとうございます。 ただですね、やっぱり200名ちょっとの方に参加いただいたんですが、なかなかまだ理解がですね、深まってない方もいらっしゃると思っております。 来年度以降をですね、各大字地域で協議会というか、検討会をしたいと考えているというご説明をですね、ずっとさせていただいておりますけれども。 やっぱり多くの方々に集まっていただいて、まず現状の認識、地域がですね、どのような現状にあるのか、そして自分たちがですね、ここで暮らしていくためにはどのようなことが必要なのか、そういうのをですね、話し合いをする中で、自分たちのこととして認識をしていただく、そのことから始めていきたいと考えているところです。 そのためにはですね、多くの人に集まっていただく必要がございますので、人の呼びかけ等はですね、力を入れていきたいと考えているところです。 村としては2年ほどでですね、まず準備ができた地区から地域コミュニティのほうを立ち上げていきたいと、今のところは考えておりますけれども、協議の中でですね、どのようにしていくのかを判断しながら、進めていきたいと考えているところです。 ただ、このコミュニティに関してはですね、村としては非常に、今後村がですね、地域が活力ある地域になっていくためには、必要なものと考えておりますので、進めていきたいと考えております。
委員長	8番 佐々木委員
8番	もう1つは数字的なもので、650万の委託料の関係。 どのような委託をして、ここに少し書いてはありますが、どのようなものが出てくるのか、成果として、委託として、その点をお尋ねしたいと思います。
委員長	泉係長

総務企画課係長	皆さんにですね、特記仕様書という形でお配りをさせていただいておりますけれども。 来年度につきましては、東峰村における地域コミュニティ協議会の基本方針の検討、それから全体の検討委員会の企画の運営、これを2回ほど考えております。 職員研修会を2回ほど、それから地区の検討会を4地区で4回ずつ、それから、地区担当職員の意見交換会ということで、地区のですね、担当職員のレベルというか、それを合わせるための意見交換会、それからコミュニティのですね、協議会の運営マニュアル等を考えていきたいと考えているところです。 このものでですね、参考的に見積もりをしましたところ、このぐらゐの金額だったという形で、650万という形の予算を計上させていただいております。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 先日も一般質問させていただいたんですけれども、3点だけ簡単な質問をさせていただきたいと思います。 まず1点、コミュニティ推進委員さんが任命されているかと思います。去年も初めてですね、全体会議のほうで集まっていたいて、ようやくというところで、やはり聞こえてくる声としては、今後私たちはどういうふうなことをしていっていいんでしょうかという部分もあったり、する声があります。 コミュニティ推進委員さんと、何を求めるという言い方をすると、たぶんおそろくずれていくと思うんで、どういったことを一緒にですね、していくおつもりか、お尋ねいたします。
委員長	泉係長
総務企画課係長	全体ですね、検討委員会の委員として、各地域から3名ずつ、それから、いろんな団体の代表の方等を含めて60数名の方にですね、検討委員会の委員として委嘱をさせていただいております。 昨年11月に1回目を開催させていただきまして、講演会等を開催して、村の考え方を説明いたしております。 今月末にですね、2回目を予定したいと思っております、今年行った事業の説明であったり、来年度以降の流れであったりを説明したいと考えておりますけれども、その中で、この地域コミュニティの全体の検討委員会の方にはですね、今後地域で進めていく協議会のですね、中心的な役割というか、会議を主導していただくとか、そういうところをですね、担っていただきたいと村のほうでは考えているんですけども、地域の現状、それから課題点等を出していただいたりとか、呼びかけをですね、地域の方に参加していただくように呼びかけを行っていただいたりとか、そういうことを行っていたいただければと考えているところです。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 ぜひ、巻き込んでいただきたいなというとともに、やはり対話をしていかないと進まないと思います。ぜひ、コミュニティ推進委員さんと、特に地区担当職員さんが、対話が進むといいなと思うところで、次の質問なんですけれども。 大字単位であったりというところで、今度地区検討会を開かれるという話もあっております。 なかなか多世代が集まると意見が出しにくい、特に下のほうの世代の方々って、なかなか上の方々に遠慮されてというところもあるかと思ひます。 そういった部分で年代別であったり、若い人は若い人とか、中年層、高齢者層みたいな、そういうふうな年代分けの検討会等の取り組みというのは考えられているんでしょうか。
委員長	泉係長

総務企画課係長	おっしゃるとおりですね、なかなか地域ですね、年の上の方がいらっしゃる、若い方が意見が言いにくい方も結構いらっしゃる、特に女性の方とかも含めてですね、いらっしゃると思っております。 いろんな話し合いの手法を取りたいと考えているんですが、例えば、大字で集まるんですけども、最初の地域ですね、課題の出し合いとかに関しては、何戸かの小部落と一緒に、近くの小部落と一緒にとかですね、言われたように、世代ごとに集まっていたいて、話をさせていただくとか、そういう形でですね、何個かのパターンを何回か開催をしながら、協議を進めていきたいと考えているところです。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 おそらく平日の夜の開催が多くなってくるのかなと思った時に、やはり子育て世代、子どもさんがいる世帯では、どうしても誰かが家で子どもを見ることがなくなってしまった時に、果たして多様な集まりができるかなというのは、よくよく考えていただきたいなと。 最後の質問なんですけれども、一般質問の折にも村長が、要は、行政と地区ですね、の間に新たな共助という部分を作っていきたいという、そういうふうなちょっと目指すべき道というところの話がありました。 そういったところで、なかなかこの村で共助活動というのが根付いてますかという、なかなか共助活動と言っても、自分の行政区内であったり、小石原であったら旧行政区での集まりというのが主体であって、なかなかこの行政区の壁を越えた自主的な集まりというのが根付いてない現状もあるのかなと思います。 この行政と地区の中間を作った時に、やはり実際のそういう地区を超えた繋がりというかな、動きが作っていかないと、いざ作ったとしても、なかなか動けない現状があるんじゃないかなと思うところで、そういった共助の取り組みを浸透させることというのは、同時に行っていくのでしょうか。 あくまでも話し合いを進めて、その組織を作っていくことを優先されるのでしょうか。最後の質問です。
委員長 村 長	村長 先ほど言われたとおり、やっぱり行政区の次というのは村しかない。その間で、どうにか自分たちで何とかできる、仕組みづくりができるんじゃないかというのが発端であったというのは、もちろんでございます。 いろんな事例を話すこともあるんですけど、どういう形で持っていくか、いろんな話の中で、こういう課題があるんじゃないか、こういう可能性があるんじゃないか、良いところを伸ばすためにはどうすればいいのか、それをどういう形で事業化、見える形にしていくか、そういう形の中で、どういう切り口でテーマを持つかというところが、その規模というのを決める大事なところだと思っているんですよ。分かりにくいんですけど。 比田地区という、東先生が言われたところは、やっぱり福祉的な面、移動支援とか、そういった部分が先立った。それからものづくりをしようということで、えーひだカンパニーというのができて、いろんなものを作りだして、ほんといい循環ができてきた。 ですので、福祉の面は、もちろん村が今、乗合タクシーとか移動スーパーとかやっておりますので、その次の部分、福祉であれば福祉の部分、防災に関しては今行政でやっておりますけど、防災についてももっと大きなくくりで、できる部分があるんじゃないか。 一番大きいのが、よく言われるんですけど、コミュニティ協議会ってよく聞くけど、なんか公民館の事業をやっているんじゃないですかというような感じのところ

	もあります。 それは何でかという、やっぱり元々小学校単位というくくりというのが、いわゆる都市部での校区公民館でしたので、校区公民館というのは、やっぱり村がやっているようないろんな講座とかを校区公民館でやってる。 ですので、それが社会教育の一つのくくりとして、そういったコミュニティという単位、小学校単位という考え方、これがほんと村の中で全く概念として、ない部分ですね。 あとは、そういう単位だったら、もしかしたらイベントとかですね、ちょっとマルシェみたいなイベント、大きなものでなくてもできるんじゃないか。 あとは農地の活用の中で、高収益野菜にしても、そういった部分をやっぱりコミュニティ単位でやれば、村としても支援がしやすいし運営もしやすい、その中で関わる人たちも、やっぱり給料的なものを貰ったり、お小遣いでできるんじゃないか。 個人でやるのは、農業非常に難しいと思ってますので、そういった部分のテーマをですね、いろんな形でやっていく。 その中で、自分の思いとすれば、今の仕組みでできること、もう一つ大きい仕組みがあると動けるのかなというところを、すごい分かりにくいんですけど、少しずつみんなが理解していった進めていく。その作業というか、ここが一番手間がかかるというか、丁寧にやっていかなきゃいけないところですので、そういった部分をですね、進めていくというところにはなっている部分でございます。以上です。
委員長 10番	10番 伊藤委員 公用自動車についてですね、ちょっとお尋ねしたいなと思っております。 予算書から言えば149ページ、財産管理費という形の中に載っておるかと思えます。 この中に、まず使用料及び賃借料、13節の中に災害用公用自動車リース料ということで207万7千円、それから、その下に今度は備品購入費ということで公用自動車購入費が176万円という形で載っておると思えます。 昨年はですね、災害用リース車両ということで、304万2千円の予算の中で運営をしてきたと。災害の復旧が少しずつ進んでおる中でですね、このものについてのリースも必要がなくなってくるということはあるかと思えます。 その中で、じゃあ、公用車のリース料の考え方ですね、公用自動車購入費も別個になってます。これの更新計画等がまた一緒になって、こういう数字が出てきておると思うんですけども、この内容についてですね、まずお示し願いたいと思いますが。
委員長 村長	村長 公用車の部分については、災害後、自分が総務課長の時にいろいろとリースをしたという経緯もございますので、自分が答弁するのはおかしいんですけど。 災害後、すぐに車が必要だったということで、一時期中古というか新古車のリースというのが制度上ございましたので、それを借りてた部分がございました。 それについては、昨年だったかな、リース期間が満了したということで、台数を減らしております。 もう一つございますのが、三菱のワゴン的なものe kスペースというんですけど、あれを三菱さんからリースをしておりまして、そのリースがちょうど5年で、今年7年度に満了になるということで、再リースをするのか、新規リースをするのか、買い取りをするのかという選択肢を、今検討はしてるんですけど、今の予算上においては、その満了する5台のリースを買い取るという形で、予算を計上させていただいているところでございます。以上です。

委 員 長	10番 伊藤委員
10 番	そうしますと5台、今の災害車両からいけば、5台が減ると。要するに、それではですね、リースは何台あるのかと。自分とこの所有物の公用車は何台なのかと。 非常に災害以降ですね、いろんな入れ替わりがあり、台数自体がですね、全く見えない形なんです。その中で公用自動車購入費が176万とかいうような形で出てきてますので、本来言う必要な台数というものについても、なかなか見えない形になっておると。しっかりそういうものについてですね、しっかり出していただけたらと。 今日、じゃあ、その数字を出せと。いや、ちょっと後でとまた言われるのかもしれないのでですね、明後日、総括の中できちっとした数字を出していただいて、どういう考え方の購入計画をやっとると、いうものを出していただきたいと思うんですが、いかがですか。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	先ほどの台数でございます。 台数につきましては、先ほど村長言われましたけど、まず、エブリイバンが3台ほど、それからミニキャブが2台ほど、そして、7月に期限切れで購入するかという形で4台、計9台がリース車両としてございます。 今後の活用という形にはなるとは思いますが、そちらのほうは使用期限がですね、ちょっとここでは分かりませんので、後ほどそちらのほうの資料を上げさせていただきたいと思います。以上です。
委 員 長	総括で、それは提出してください。
	2番 樋口委員
2 番	先ほどの災害伝承館に少し戻りますけど、村長さんは交流棟のほうはですね、そんなに手を入れないということですけども、全体的にですね、やはり大きく構想を加えるというか、そういったことが私は必要ではないかなと思います。 というのはですね、実は宝珠山炭鉱はご存じのように、伊藤伝右衛門という方が開発したんですけど、その中で今、SDGsというのがですね、世界的な傾向になっています。その先駆者が、私は伊藤伝右衛門ではなかったかと思います。それを言えば、もう時間がかかりますからですね。 そういったことを交流棟の中でもですね、学べる。そして、住民、見学者、いろんな方が学習して、そしてまた、この村がSDGsの先駆者になる。そういったことも交流棟をですね、展示会を目指すことによってですね、可能になる。これはもう説明しませんが、そういったことをぜひ、村長には考えていただきたいと思えますけれども、お願いします。
委 員 長	村長
村 長	環境とかSDGs、その辺りの考え方というのは、当然村の中でも重要なことだと思っております。 いぶき館の中で、そのエッセンスがどう入れられるかというのは、自分も全く今のところ、ちょっと浮かぶものがございませんので。 どちらかというと交流棟のほうは、元々の伊藤伝右衛門さん、柳原白蓮さんの雰囲気を感じる施設というふうに理解はしているので、そこに何かいろいろと、ごちゃごちゃ何か入れるのも、少し考えものかなという感覚は持っております。ちょっと宿題という形で受けさせてもらいます。
委 員 長	7番 大蔵委員
7 番	主要説明書の24ページ、2款1項13目ガバメントクラウド。 このなんですかね、標準化、共通化のためには仕方ないんだというような感じで

	使用料とか出ておりますけれども。 今回は国庫補助があるみたいですが、来年度以降、そういったところにもこの国庫補助が付いてくるのか、お聞きます。
委員長	7番 大蔵委員
7番	質問を繰り返します。 今年度の分は国庫補助があるんですよね。だから、来年度以降のランニングコストですね、それには国庫補助が付くのか、お聞きます。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	8年度以降の話になるかなとは思いますが、8年度以降ランニングコストについては、国庫補助の話はまだ、実際は来ておりません。 7年度はですね、構築関係につきましては、今のところ来ておりますので、今回の予算のほうですね、国庫補助のほうは上げさせていただいております。以上です。
委員長	7番 大蔵委員
7番	使用料、結構高額でございますね。 徴求した資料の中にはメリットが載っております。これにはデメリットがないんですよね。そのデメリットの部分を、私たちは聞きたかったなと思う。 この使用料とか、そういうのが高額になれば、標準化、共通化とか言うけれども、その意味があるのかというところがありますけれども、このデメリットがもし項目としてあがれば、いくつかあげてください。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	先ほど言われましたデメリットについてなんですけれども、やはり議員さん言うとおりですね、通信料の関係というのは、若干自治体にとっては負担が大きくなるということで、デメリットの関係はあるかなというふうに思っております。 ただですね、やはり管理であったりとか、その辺りにつきましては、今はそれぞれの自治体のほうが行っていると、管理、運用につきましては、これが国の運用とか管理になってくるといってですね、その辺りは大きな部分があるのかなというふうには思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	なかなか全容が見えてこないの、ちょっと小分けでお聞きしたいんですけども。 予算説明会の折にも、東峰村から県の共同利用センター、ガバメント接続拠点まではLGWAN回線を使って、そこからガバメントクラウドの国のほうにはクラウド接続サービスで、一応今のところAWSで使うという話を聞いております。 ここの県共同利用センターから国まで繋ぐところのAWSの決定というのは、もう福岡県自体がAWSに全体的に乗っかるというふうな形で思っているのでしょうか。 というのが、AWSを使う場合に、県の共同利用センターから行く場合に、その負担額をどうやって算出するんだろうなというところがあるんですけれども。この負担額の算出も併せて、分かる範囲でお願いいたします。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	今、質問いただきましたガバメントのですね、接続拠点、県の共同利用センターからですね、ガバメントクラウドの国のほうにということで、これにつきましては、一応県のほうですね、サービスというのを提供している部分があります。そのサービスの中でですね、AWSを使うということで話のほうが来ております。

	この通信料につきましては、ちょっとまだ、どういうふうに請求があるのかというの、はっきりどこからというのはいないんですけども、こちらのほうは県のほうから来るのか、それを補助しているベンダーのほうがありますので、そちらのほうから来るのかというような形になるかというふうに思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	ちょっとベンダーという名まえも出てきたんですけども。 この予算の中に、主要事業説明書24ページの2款1項13目の委託料のガバメントクラウドネットワーク補助者委託料に関してなんですけど。ちょっと今のベンダーというのとは、また別の話になるのかどうかの部分も踏まえてなんですけれども。 このクラウド運用を管理する場合、運用の管理を単一の運用管理補助者に任せるガバメントクラウド単独方式と、複数の地方公共団体が同一のガバメントクラウド運用管理補助者に委託して、運用管理を行うガバメントクラウド共同利用方式と2種類あるそうなんですけれども、東峰村としてはどちらを選択されるのでしょうか。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	先ほどの分につきましては、共同利用というのが、うちのほうの利用方法になってきます。 結局、県の共同利用センターのサービスがあるんですけども、そちらのほうに、いろんな自治体のほうが乗ってくるというような形で考えているところです。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	確認になるんですけども、この計上されている303万6千円というこの委託料に関しては、要は、共同利用されている自治体間の割分という形で読み解いてよろしいのでしょうか。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	議員さんおっしゃるとおりですね、そちらのほうに支払う分、ネットワーク補助者というのをですね、必ず付けなさいよというふうに国のほうからも話がありまして、そちらのほうで今回、予算のほうを計上させていただいているという感じです。
委員長	3番 佐々木委員
3番	先ほどデメリットのところが出てました。確かにランニングコスト、すごくかかるんじゃないかという心配をしています。 それから、もう一つですね、いくつかの企業が出ておりましたけれども、4つか5つ。日本の企業が1つあったんじゃないかと思います。大元ですね。 ところが、やっぱり1つの大きな、世界的に大きな企業が、今どうか分からないうところがありますけど、令和5年度の資料によると、そこが一極集中しているようなところもあってですね、日本全国の情報がそこに集まりすぎじゃないか。これは外国企業ですね。そこに1つ心配があります。 それから、もう1つ心配は、説明の中で、ドル建てで支払うというようなことがあったと思いますが、ドル建てになると、その時その時の為替で変わってきますので、支払いというか予算立ても、たぶん担当としては厳しいところが出て来やしないかな。 そういったものを国が慌ててやろうとしているところに、ちょっと不安を感じるようなところがありますが、役場のほうではどのように捉えていますか。
委員長	村長
村長	前段として、これはもう国の制度というところで、国がロードマップを敷いて、

	進めて、7年度末という話をしていた。確か先日、昨日か一昨日の報道ですが、ちょっとそれが後ろに延びたような形。 やっぱりこういった標準化については、ものすごい業務が集中するという形で、東峰村としては、どうにか7年度に間に合うところで業務としては進んでいたんですけれども。 これが最終的にどういう形になるのか。当時は2割減になるとかいう話が、試算して、現実になると何割か増えるんじゃないかという試算もされている。その課題がある中で、今進んでおりますので、自治体としても、やはりこのガバメントクラウド、標準化というものに対するメリットって何なんだ。 やっぱり1つは全国共通のシステムで運用できる。そしたら経費の削減ができるという部分と使い勝手が大体共通化できるという部分、ここを今やっていると思っていますので、この分についても、やはり県の情報政策課ともですね、たぶんそういった議題、うちもそういう雑談的なものの中ではですね、そういう話もしております。 ただ、最終的には国の決定事項をどう変えていくかという話にはなりますので、村としては、やはりきちんとした使用の決定、スケジュールをしっかりと決める。それに対して、やっぱりメリットを享受できるようなシステム運用をしていただく。 ランニングについては、今も交付税の中で、いろいろな経費として算定はされておりますので、そういった部分になるのかなというふうに思っておりますけど、そういったこの標準化、ガバメントクラウドの分については、そういった与えられた条件の中で、村としてどう動くかという形でやっておりますので、いろんな形で県とかに行った時に、相談というかですね、そういった声は上げていきたい。 じゃあ、村にとってどこまで、経費だけの話をする分じゃありませんけど、もし仮に標準化されたら、例えばコンビニ交付も国の制度としてやれるんじゃないかとか、そういう可能性もあるとは思っております。なかなか小っちゃい村、単独では難しい部分ですね。 そういったところも今後の中で、いろんな声を上げていきたいというふうには思っているところでございます。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	全般的にどこの事業かというところに関しては、20事業に関して必ず標準化をなささいという形で村から来ているかと思います。 読み上げると、児童手当、子ども子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、変更管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、かなりの本当に基幹的な部分になっているかと思います。 お尋ねしたいのが、現在福岡県の中で、要は、福岡県でも共通のクラウドでやっているものがあったりするのかなと思います。それに関しても、この国にすべて標準化で乗っけていくというふうなイメージになるのかなとか、たぶんそうなるしかないような、他の県の動きにもなっているんですけども、その辺の県の動きというのはどうなっているんでしょうか。おそらくそれが県共同利用センターとの動きになってくると思うんですが。 心配するのがですね、住民福祉課のほうの補足説明でもあがってたとおり、新しいシステムに移行するんだけど、全てが揃わないと、結局旧システムのほうの情報と一致しないと動作がうまくいかない、というところに関してあると思うんですよね。その辺はどうなりますでしょうか。
委員長	熊谷係長

総務企画課係長	先ほど言われました20業務につきましては、こちらの業務、村のほうではですね、3つのグループに分けて、リフト、シフトというふうにあるんですけれども、3つのグループに分けてそれを行うようにしております。 村の今のシステムがありまして、その上にうちのベンダーが作ったシステム、最終的にはその上に乗っている、それを乗っけるというような話にはなるんですけれども、県のクラウドというのが、ちょっと自分もよく分からなかった部分があるんですけれども、流れとしましては、そちらのほうシフトというのを、まずベンダーの標準化の分ですね、そちらのほうに載せて、その後リフトという作業があります。 リフトというのが、本当のガバメントクラウドのほうに乗せかえるというような感じになるんですけれども、そちらのほうが一応3月末に終わるといような形にはなりますけれども。 うちのほうはクラウドで今、運用は住基とかですね、そういうのにつきましては、クラウドでは運用しているんですけれども、県のクラウドとか一緒に、クラウドとか一緒にやっているというのは、今現在はないといような形になります。以上になります。
委員長 6 番	6 番 高橋委員
6 番	先行している自治体の例を見てみると、この20項目は、結構自治体の基幹的な業務であると思います。これに付随した業務も一緒に上がってくる部分というのがあるんですが、あくまでも今回の予算立てというのは、この20業務に特化したものといところの立ち位置でよろしいんでしょうかというのと、併せて、要は、令和8年度以降の移行にならざるを得ないようなシステムがあった場合は、特定移行支援システムというふうな形で、国もサポートをしたり、どうにか頑張っていただきたいと。 ベンダーが引き継がないとかいろいろな事情があつてっていう話もあるらしいんですけど、併せて村は、そういった特定移行支援システムとなるような事業があつたりするのかどうか、併せてご質問いたします。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	特定移行、たぶん移行困難システムということかなというふうに思いますけれども、そちらについては、村のほうでは今のところは、ないといところで進めております。 それと近隣にはあるけれどもということですかね。
委員長 6 番	6 番 高橋委員
6 番	この基幹的な業務に関係するよな、要は、紐づいているよなものに関しても、今回の事業で一緒に上げるのか、あくまでもこの20事業だけのですね、国のガバメントクラウドに上げていくのかという、標準化していくのかという質問でございます。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	一応ですね、国のほうからも20事業ということで、付随するといかですね、そちらのデータのほうを抜き出してっていうよな、から抽出して使っているシステムとかがあるんですけれども、そちらのほうは国の事業のほうには入っていませんので、20事業の分を今回の予算で計上させていただいているといよな形になります。
委員長 2 番	2 番 樋口委員
2 番	同じくガバメントクラウドについてのお尋ねです。 この説明をですね、係長さんが予算説明会の時にちょっと言ったのは、先行市町

	村で、「安くなってないところも若干あります。」というようなことの表現をされたと思うんです。 私もデジタル庁のホームページをいろいろ調べて、先行自治体、それがすべてではないと思いますけどね。 ただ、私が調べた結果では8件、というのは8地点であって、合同でやっているところもありますのでですね。私が調べた中では8件のところでは、残念ながら安くなっているところが2件で、高くなっているところが6件ありました。 しかもその中で、2億円以上が2件、1億円以上が2件、あとは千万円単位、高くなっているですね。 福岡県でですね、先行自治体があるのかどうかをお尋ねしたいんですけどですね。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	一応福岡県のほうでですね、先行自治体、ちょっと自分のほうが把握してるのが2、3団体ぐらいだったかなと思うんですけども。先行団体ということであっております。 今回、予算のほうに計上させていただいた通信料につきましては、そちらの団体のほうのですね、通信料というのを参考にさせていただいて、組ませていただいたというような形になります。 なお、ちょっと先ほども言いましたとおりドル建てということで、ちょっと見当がつかないということですね、大体ちょっと今回につきましては、165円、ちょっと大きいですが、ちょっと上のところを設定してですね、今回は予算のほうを計上させていただいたというような形になっております。以上です。
委員長	4番 高倉委員
4番	146ページの、先ほど出ましたコミュニティ協議会のことですが、運営委託で650万、委託料が上がってますが、私も説明会に参加させていただきましたら、1人いらっしゃった方が、あの方がコンサルなのかなというふうに理解しておりましたが。 また今度、コミュニティ推進協議会を、今月末に開催するというふうにおっしゃいましたが、具体的にこのコンサルの方が地域の各説明会に出ておられましたので、大体その地区、地区が、どのようなことを考えているとか、そういうことが分かってコンサルを参加されてた、それを理解するために参加されてたんだと思いますが。 今回、これを進めていくうえで、コミュニティ推進委員さんたちがどのように動けばいいとか、そういうふうなこと導いていくコンサルでしょうか。
委員長	泉係長
総務企画課係長	そうですね、よかネットという会社ですね、現在コンサルに入っておりますけれども。 来年度事業に関しては、この仕様書にあるような事業を村と一緒に行っていただくという形になるんですが、本年度に関しても行政区の説明会であったりとか職員の研修会、それから、この全体の検討委員会、そういうのをですね、村と一緒に話しながら、どういう方向に進めたらいいのかを助言をいただいたり、資料を準備していただいたり、会議の内容を取りまとめた資料を作っていただいたりとか、そういうことを今お願いしているような業者という形になります。 分からない点とかですね、いろんな先進地であったりとか、そういうのを教えていただいたりとかもしているような状況です。
委員長	4番 高倉委員
4番	やっぱりコンサルの活動というか、助言というのは、大変に大きなものだと思います。

	ます。 それで、先ほど同僚議員が言ってましたが、コミュニティ推進委員さんが60数名いらっしゃいますよね、この方たちがどう動けばいいかというのが分からないというような、そんな質問もございました。 私も地区を回りまして、特に多くの方が参加しているところは、非常にコミュニティについて興味がある。興味があるというより関心がある。そういうふうなことだろうと思いましたが、小石原地区になりますと、ほとんどが数えるぐらいしかない。 これではやっぱりコミュニティがどのようなコミュニティ、コミュニティそのものすら分かってない、何を話しているかも分からない。そんなふうになってしまうんじゃないかなと思ってます。 何回も今から説明会とか検討会とか勉強会とか、そんなものを開催していくうえで、このコミュニティ協議会の60数名の方の役割として、各地区から出ているので、この人たちに働いていただくことは、十分にそういうふうなことを説明があって、そして理解して、地元の住民に参加していただけるような、働きかけをしていただく方たちじゃないかなと思うんですね。 ですから、また2回目が開催されるようであれば、コンサルがずっと地元のことを聞いて、大体ここにはこんな考えを持ってらっしゃるということを理解してらっしゃると思いますので、そこ地区、地区に役場の担当職員、それからこのコミュニティ推進委員さん、コンサルさん、そういう方を入れて、やっぱりその地区、地区の問題点がここにあるということを事前打ち合わせして、そして、できるだけ村民が聞いとくと損するなというぐらいの気持ちにさせてくれるような方向に導かないと、これコミュニティは成り立たないんじゃないかなというふうに考えました。 だから、ぜひともこの三者とかが頑張って導いていってくださると、いい村づくりができるんじゃないかなというふうな気がして、意見を申し上げました。ありがとうございました。
委員長	泉係長
総務企画課係長	高倉議員さんがおっしゃることを、私も全くそのとおりだと考えております。 どのように委員の方にご協力をいただいて、人を多く集めて、地域の方にですね、自分の地域の問題とか課題とか将来の展望とか、それを自分のこととして理解していただくことがですね、まず第一歩だと思っておりますので、そのような形でですね、進めていきたいと考えております。ありがとうございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	主要事業説明書の51ページをお願いします。9款1項3目消防施設費の防災行政無線保守点検業務委託です。 直接というところでもないんですけども、現在、防災無線の子機のほうの交換、進んで行っているかと思えます。今年度が終わり、来年度から本格的な新しい防災無線システムが稼働していくと思えます。 前々から聞いていた中では、その防災無線の内容を、例えば、LINEとか、そういった部分で流せるというか、そういうデジタルとの共通性というか、そういった部分の説明も受けてたんですけども。 実際のところ令和7年度から防災無線という放送のみならず、そういった部分の、要はプッシュ型通知と言われるような部分の運用というのは、何か方向性は出ておりますでしょうか。
委員長	鳥居主任主事
総務企画課主	今、議員おっしゃられたとおり、LINEとの連携ということで、令和7年度か

任主事	らホームページも含めてですけども、災害時の避難所の開設であったり、そういうものの防災無線で流した情報がLINEやホームページで連携して流れる。同時に流れるような形で、来年度から運用したいと考えています。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	ちなみに放送と、要は、LINEとホームページで流れる基準というのが、今、災害と言われたんですけれども。基本的には災害のみというところよろしいんでしょうか。 例えばのところと言うと、例えば避難指示であったり、高齢者避難等というような形の情報が、という形で読み取ってよろしいんでしょうか。
委員長	鳥居主任主事
総務企画課主任主事	議員おっしゃられるとおりで、災害時を想定しています。
委員長	3番 佐々木委員
3番	説明書の26ページ、12節です。 議案書の154ページですけど、まち・ひと・しごと創生事業の中に委託料、新しい地方経済・生活環境創生交付金実施計画作成サポート業務100万円とありますが、具体的に教えてください。
委員長	泉係長
総務企画課係長	こちらがですね、新しい地方経済・生活環境創生交付金という、今回デジタル田園都市国家構想交付金というのが、名前が変わってですね、こちらの交付金になっております。 この実施計画サポート業務と言いますのが、この交付金を受ける場合に、事前にですね、非常に多くの資料を作る必要がございます。いろんな地方再生計画とかですね、何年後までのいろんな地域のことを調べたりとかですね、そういうさまざまな業務がございまして、それをですね、計画を作るためのサポートをするための業務ということで、1件当たり50万の2件ということで、予算を上げさせていただいております。
委員長	3番 佐々木委員
3番	ちょっと今、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、この申請するのに、どなたかに作ってもらっているということですか。職員じゃなくて。
委員長	泉係長
総務企画課係長	現在ですね、来年度事業を交付申請している事業に関しては、違う事業でですね、引き続き委託をしている業者がございまして、そちらのほうと共同で作っているような状況なんですけども、これに関しては、全く新しい事業をする場合は、そういうサポートがなかなかありませんので、サポートできるような業者に委託をするという形で、予算を上げさせていただいております。
休憩	
委員長	ないようですから、総務企画課の質疑を終了いたします。 13時まで休憩いたします。 (12時08分)
再開	
委員長	休憩前に続き、再開いたします。 (13時00分)
委員長	住民福祉課の質疑に入ります。 所管のページは、費目ページ一覧表のとおりです。 質疑はありませんか。

	6 番 高橋委員
6 番	主要事業説明書の 33 ページをお願いいたします。 3 款 2 項 1 目児童福祉費の補助金の欄です。予算説明会の折にも質問しましたが、補足説明で説明がございませんでしたので。 子育て支援事業の小学校入学祝い金の 7 名という数に関してなんですけれども、今度入学される方の数は 13 名あたりと聞いたような気がするんですけども、12 名かな。ちょっと数字が一致しないような気がするんですが、ご説明をお願いいたします。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	すみません。7 名が誤りでございまして、13 名が正しい数字ということでございます。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	すみません。全体では 51 名に訂正をお願いいたします。
委員長	6 番 高橋委員
6 番	51 名だと全予算、各祝い金が 10 万ずつだったと思うので、510 万必要になるかと思いますが、その辺の予算に関しては、どうされますでしょうか。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	60 万円不足するような形になりますので、他の予算をちょっと確認をした上で、他の予算からですね、対応できるものであれば対応させていただきますが、今のところちょっと 60 万不足している状況がありますので、ちょっと精査させていただきたいと思います。
委員長	3 番 佐々木委員
3 番	説明書の 35 ページ、老人福祉のところでは。 補助金で、高齢者外出支援タクシーの利用ということで、810 万ほど組んでいるんですけども。 実は、先日ある高齢者の方から電話をいただきましてね、高齢者になればなるほどというか、使う時にチケット、500 円チケットを払いますが、例えば 800 円とか 600 円とかね、そういう時にチケットと現金を支払わないといけない。 それで、私たち高齢者は、それが面倒くさいと。大変だということですね、どうかならんかということを探ねられたんですよ。 できたらこれ、ふるさと推進課のほうの関係になると思いますが、とほっぴペイ、先日村長も通年で使えるような形にしたいというようなことをおっしゃってたんですけども、このタクシー券補助もですね、実はこれ初乗りの補助ということで 500 円券が基本だったのではないかと、私は認識してたんですけども、まずそこ、どうかならないかというところを、まずお聞きしたいと思います。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	今ですね、とほっぴペイカードでお支払いをしてもらうということで、一部だけ今までのですね、タクシーチケットを利用しているところがございます。 今は、とほっぴペイカード見せていただければですね、議員おっしゃられたように、800 円の場合は 500 円、とほっぴペイカードから差し引いて、300 円手出しでお支払いするという状況が、それが一部負担をいただいている状況でございます。 確かに議員おっしゃるとおりですね、とほっぴペイがあつて、使えるのであれば、そういう形にさせていただきたいということでございますので、まだ応分の負担とかですね、そういったところはまだ検討しておりませんけれども、利便性が高まるように、検討してまいりたいと思います。

委員長	3番 佐々木委員
3 番	そのチケットですね、今とほっぴペイということでしたけど、これ1件につき500円とか1,000円単位でしょうか、使う時が。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	500円、1,000円、500円単位でお使いいただいております。 例えば、5,600円でしたら、5,500円払っていただいて、100円負担してもらうとかですね、そういう使い方をされているようでございます。
委員長	3番 佐々木委員
3 番	例えば、タクシーを使って、杷木の病院に行くとかいう時は、どうなりましょうか。全額それで払えるんでしょうか。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	年間ですね、6万円付与させていただいております。 例えば杷木に行った時に4,600円掛かればですね、4,500円はとほっぴペイから払っていただいて、100円手出しという形にさせていただいておりますので、限度額は6万円ということで決まっております。
委員長	5番 梶原委員
5 番	説明書の36ページと、もう1つは166ページ。 係の人に聞いたんですけど、ちょっと納得できませんので、お伺いします。 3款3項4目かな、扶助費の高齢者の紙おむつ給付事業のことですけども、これがですね、デイサービスとか行って、要するに8日間家に居ないと貰えないということで、説明聞きました。 これ現物支給と聞いたからですね、現物をひと月30枚として、30枚やればいいのになと。家に居なかったら、8日以上居なかったら、その月分は貰えないということ聞いたんですが、ここのところをもうちょっと詳しく教えてください。
委員長	井手係長
住民福祉課係長	こちらのおむつの事業なんですけれども、この事業は在宅で介護を受けてらっしゃる方、介護をしている方に対して、福祉、衛生の向上と介護者の負担軽減のために、紙おむつやパット等を現物給付する事業になっております。 議員おっしゃれるとおり、こちらの場合が、給付が停止する要件として、施設入所のほか介護保険制度におけるショートステイ、ショートステイの月当たりの実利用日数が8日以上という要件を設けております。 利用といたしましては、ショートステイの給付停止の要件の項目に入れている理由なんですけれども、ショートステイのサービス費の中に紙おむつの給付が含まれているということにあります。 村といたしましても、8日間というショートステイの日数なんですけど、在宅生活を支援するにあたりまして、ショートステイの再度利用日数については、検討していきたいというふうには思っています。以上です。
委員長	5番 梶原委員
5 番	自分の聞き方が間違ってたのかな。 ショートステイに行ったら貰えないと聞いたんですよ。だから、ちょっとお伺いしているんですけど。
委員長	井手係長
住民福祉課係長	支給停止の要件ですね。支給停止の要件が、施設入所と介護保険のショートステイ。 デイサービスに関しては在宅なので、デイサービスについては、支給はしております。あくまでもショートステイです。

委 員 長	5 番 梶原委員
5 番	ごめんなさい。自分が言ったのが間違いました。 ショートステイで行った分は、施設からは貰えないと聞いたんですよ。 だから、施設から、さっき言ったのは、保険で貰えると言ったじゃないですか。 それが、施設からは貰えないと聞いたから、お伺いしたんですけど。
委 員 長	井手係長
住民福祉課係長	今回議員のほうからお問い合わせがありましたので、東峰村の施設、清和園と宝珠の郷のほうに確認をさせていただきました。 そうしましたところ、やはりサービス費の中に、例えば歯ブラシとか紙おむつ、あと生活必需品ですね、そういったものはサービス品の中に含まれているというふうな回答をいただいております。
委 員 長	5 番 梶原委員
5 番	これ、利用者から聞いたからね、自分もお伺いしたんですけども。 施設に行ったら貰えない。そして、言ったように、それが8日間以上になったら村からも貰えないじゃないですか。 だから、村から貰えない分は、向こうに8日間以上行ったら貰えないという項目があるかもしれませんが、施設から貰えなかったら、施設に行った時はどうするのかなと思うんで、お願いします。
委 員 長	井手係長
住民福祉課係長	すみません、内容なんですけれども、ショートステイを利用している時は、枚数的に1日1枚とか2枚なり利用をされていると思います。 なので、在宅に帰った時は、結局サービスが、今回の事業中から出ませんので、残りの22日間のおむつは、今現在と言うと支給されないというふうになっておりますので、ちょっとそういった部分に関しては、在宅で生活するうえでは不都合かなというふうに思っておりますので、今回日数については、見直しを行っていきたいというふうに考えております。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	主要事業説明書の34ページ、3款2項3目児童福祉施設費（民間分）に関してです。 予算説明会の折にも、現在の小石原保育園の保育士の状況について、お尋ねというか、させていただきました。 今後も本村の人口減少に伴って、なかなかこの仕業をされる方の人材を確保していくのを、どうしていくかという部分を考えないといけない時に来てるんじゃないかなと思っております。 もちろん保育所、保育園のほうですね、人材を探していただくということは、もちろん頑張っていただかなければならないんですけども、なかなか近隣においても、そういった人が見つかりにくい。もういろんな働き手がどこも不足している状況に陥っております。 とはいえ、福岡市は逆に、あれだけ人口がいるけれども、保育士の確保のために補助金を出したりですね、いろいろされている経緯もあります。 村としてですね、保育士確保についての取り組みは、何かされるおつもりはあるのか、お尋ねいたします。
委 員 長	村長
村 長	保育従事者確保については、さまざまな報道等でですね、ご承知はしているところでございます。 近隣の市町村長と話す中でも、市町村ごとにやっぱり待遇が違うとかで、条件の

	いいところに行ってしまうとか、そういう従事者の不足という課題もですね、あるという話も、それはもう雑談の中ですけど、聞いているところでございます。 村としては、現状、村営の保育所と民間の保育園という形ではございます。 村営の保育所に関しては、今のところ充足はしているというところで、民間のほうは探してどうにか、見つからないという話は聞いているところではございますが、そちらのほうについて、結局、村の保育所からの支援ができないかとか、そういう話はあって、そういう協議も行ったんですけど、やっぱりそれは本人が選ぶことでございましたので、なかなか実現がしなかったという部分。 あと、確保のためのそういった研修とか補助とか、そういった分については、現状村として協議というか、検討している部分は、正直言ってございません。以上です。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 もちろん民間の保育園ですので、そこができなければ、預ける方も預けなくなってしまう、民間の論理というふうな話をしてしまったら、それまでなんですけれども。 やはり現状4月からにおいても8時から17時までしか預かることができませんと。もちろん前日までに言っていただければ、その前の時間もという話も出ているんですけれども。 やっぱり多くの、特に小石原周辺の預けられている保護者の方にとっては、かなり不安な話でもありますね、何かあった時に、やっぱり早く預けたい、仕事の関係上というところで、フルタイム勤務ができない保育時間設定になっているのは、時間を見れば分かると思いますので、何かしら小石原の保育環境の部分を考えていかないと、じゃあ、もう保育士が見つからないから施設の存続がというふうな部分になっていくのは、非常に惜しいのかなと。 現状、この見ていただきますと、保育者数は美星保育所と小石原保育園は、ちょうど半々という部分になるかと思います。 これが、状況が変わって、1村が1園というふうになると、やはりいろんな事情が、また生活環境が変わってくるとと思いますので、また、保育園の協議が始まると聞いておりますので、そういった保育士の確保に関してもしっかりと議論を行うような環境というのは、整えていただけるんでしょうか。
委員長 村 長	村長 保育に関しては、制度が今でも措置という形になっておりますので、入所の判定は村が行う。その場合において、希望する保育所、第1希望、第2希望出した中で、割り振るというわけじゃないですけど、していくという形で、村の中の定員としては、保育士の数も一旦は充足はしている。 ただ、それぞれの園の事情があるので、やっぱり保育の従事者の確保という部分は、今後しっかり村としても考えていかなければいけないという部分はあるんですけど、1つの園に対する部分が、すべての村の施設の定数の中の考え方で、1つの考え方もあるのではないかというふうに思っております。以上です。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 主要事業説明書の32ページです。 3款1項8目保健福祉センター管理費の委託費の中の設備更新調査についてです。 予算説明会の折にも老朽化が進んだ部分の調査を行い、大規模改修に向けてというふうな話もございました。 スケジュール的に改めてお尋ねいたします。

	令和7年度に調査を行って、令和8年度以降に大規模、必要であれば改修を行っていくという考えでよろしいのでしょうか。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	議員おっしゃるとおりですね、いずみ館も老朽化しておりますので、一旦ですね、建物それから空調施設のですね、比較設計等を行いたいというふうに考えているところでございますが。 空調のほうは、もう既に壊れて補修をしないではいけない箇所があります。その辺りの点もですね、少し考慮しないといけないかなというふうには考えておりますので、まずは調査を早急に行なってですね、空調のところについては避難所等にもなりますので、その辺りについては調査後ですね、どのようにするかというのを検討させていただきたいと考えております。
委員長	2番 樋口委員
2 番	徴求資料の東峰村集落支援員（概要）のページでございます。 この中で集落支援員の主な活動が個別訪問と地区活動で、概ね60歳以上の独居世帯及び高齢者単独世帯というふうに書いています。 これは、これでですね、本当に集落支援員さん、大変な中で立派な活動をして、高齢者の方、非常に助かっていると思います。 ただ、村が決めたですね、平成29年4月に決めた設置要綱ですね。これに集落支援員の活動が規定されています。たくさんあって、これを全部するというのは本当に大変なことだと思います。 その集落支援員の活動第3条の2項にですね、集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進し、地域の維持、活性化対策を推進する活動というふうに、非常に大変難しいけど、大切なことだと思います。 折しも今、コミュニティの話があって、非常にコミュニティの活動と被る部分があるのではないかなと思います。 現在の集落支援員さんに、これを求めるというのは非常に難しいと思いますけれども、支援員さんの方々が交代の時期等があってですね、もし代わりの方を募集する時は、こういったことも活動の一つですよというのを、前もってですね、募集要項のほうにも書いておく、そして指導もしていく、そういった転換点、もちろん高齢者の支援が一番優先はされるべきだと思います。それはもう高齢化率50%に近い村ですからですね。 ただ、そういった地域の点検とかですね、維持、活性化等を推進する活動、こういったこともこれから少しずつですね、加えていくことが大切ではないかなというふうに思いますので、村長の見解をお伺いしたいと思います。
委員長	村長
村 長	集落支援員さん自体はですね、総務省だったと思いますけど、国の制度自体がですね、やっぱり地域の現状を見て、総務省の案では、そこにT型集落点検という名前も具体的に出てくるぐらい。 やっぱり集落を、どう維持するかという支援をする立場の方、という位置づけで設置をされておりましたので、うちの要綱もその一部分を、本来高齢者の見守り等のためという、一つの思いがあって設置したという経緯はあると思いますけど、やっぱり集落支援員という交付税を頂く以上、やっぱりそこはメニューとしてあげておく。 それが現実、コミュニティの話をする中で、やっぱり集落支援員さん、今5人おりますけど、4人なり5人の、ちょうど災害の時に大字1人ずつと、災害仮設住宅に1人と周辺の大行司、中原を重点的にということで、5人という支援員さんを設

	置したところではあったんですけど。 少しずつ今、住民福祉課のほうでも、このコミュニティに関する部分の認識の共有ですね、それと今、週4日という形ではございますので、あとまた集落支援員については、推薦委員会という形で、公募という形を今取っておりませんので、やっぱりその辺りについても、今後その協議等踏まえたうえでですね、どういう形で村内のほうが地域を知っているという実情はあると思っておりますけど、どういう形でその体制を整えていくかというのはですね、しっかり住民福祉課と村行政のほうでも考えていく、整理はしていかなければいけないと思っております。
委員長	申し上げます。 予算審査特別委員会ですので、予算に関する質問を、できるだけするようにしてください。 5番 梶原委員
5 番	今のに多少関係はしているんですが、集落支援員の問題ですね。 個別訪問が入ってますよね。だから、今、いろんな仕事をやってるから、この5人という人数ではなかなか足りないと思うんですが、個別訪問ですから、大体2人ぐらい組で回ったほうがいいんじゃないかと、1人で行くよりかですね。 そのほうが、別にいろんな問題とか起きないんじゃないかなとは思いますが、そういうふうに増やすような考えはございませんか。
委員長	眞田課長補佐
住民福祉課長補佐	今、集落支援員さん5名いらっしゃいまして、その中で何項目か2人で一緒に行きまして、対応したほうが良いという方を、ルールを決めまして、今、回らせていただいております。 なので、全体的に1人ではなく、2人でお伺いする、訪問するという形も取らせていただいております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6 番	主要事業説明書の33ページをお願いします。 3款2項1目児童福祉費の中の補助金ですね、の中に病児保育市町村負担金1万円ということで、3月の広報誌にも病後児保育、無料というか、要は関係するところで受けれますというようなところが、もう既にホームページで、広報誌あがっておりますので、ちょっと読ませていただきました。 この負担金というのが、どういった意味合いの負担金になるのかというのと、現状の、要は、近隣市町村で連携している病児保育をですね、村民の方の利用の状況について、分かる範囲でお伝えいただけますでしょうか。
委員長	井手係長
住民福祉課係長	病児保育の分なんですけれども、無償化については、原則無料というふうになっています。1日当たり2千円が上限になっております。自己負担分が2千円になっておりますけれども、その分の自己負担分を、各病院等に支払う金額をこちらのほうに計上させていただいております。 利用実績なんですけれども、すみません、こちらのほうの広報不足というのもあるかもしれませんが、現在においては、実績は0というふうになっております。
委員長	6番 高橋委員
6 番	この市町村負担金というのは、もう固定で、毎年1万円というような形の負担金の形で思っていればいいんでしょうか、というのと、近隣の病児保育の場所というと、田主丸、甘木が最短ということで思っているんですか。
委員長	井手係長

住民福祉課係長	病児保育の負担金なんですけれども、こちらが実績に基づいて請求がありますので、例えば、病児保育の件数が上がれば、こちらの負担金が上がっていくようになります。 病児保育の場所なんですけれども、議員おっしゃられるとおり、近くで言うと田主丸と甘木というふうになっております。
委員長	7番 大蔵委員
7番	誰かが言ったら、その後に関連して言おうかと思ったんですけど、食品アクセス、32ページの3款1項16目と17目ですね。 私も委員でおりますけど、ちょっと気になることがありますて、今、村内をですね、不確定な情報、デマ等が流れておって、迷惑を被っている方もいらっしゃると思います。 こういったことをですね、收拾するためにも、村として何らかの対策が必要と思いますが、村長いかがでしょうか。
委員長	村長
村長	食品緊急アクセス事業については、これまでも委員会の開催の中身とかですね、そういったものを広報等でお知らせをしてきたところでございます。 今年度、来年度の予算を計上させていただいて、その時にいろんな不確定な情報と申しますか、げなげな話じゃないですけど、そういった部分がいろんな形で、いろんな解釈で流れているというところは耳にしているところでございます。 ただ、村といたしましては、今回この事業、今年度、今取りまとめをしているところで、来年度以降、場所の決定、中身、デザインとか広さとか機能の決定を詳細に詰めて、できるだけ早く工事にかかりたいということで進めている部分ではございます。 ただ、いろいろと先ほど議員さん申されました、迷惑を被ると申しますか、話が十分理解というか、村からはその辺りについては一切、まだ不確定な部分でございまして、情報として出してるものではないので、これについて、本来であればもうできるだけ早く村としての方針を決めて、お知らせをするという、それが一番大事なことかなというところは思っております。 ただ、今いろいろと流れている分につきましては、やはり人の口に戸は立てられないということもございまして、今のところ村としては、そういった今後の具体的な部分について、一応コンビニの形式で行う。 目的というか、来年度予算を組んで、繰越もあるかも、来年度はたぶん工事が伴いますので、8年度できれば早い時期にオープンというか、そちらのほうまでこぎつけたい。それに向けていろんな体制の整備もですね、併せて来年度具体的に行っていく。 村としては、今言える部分はそこでございますので、その部分について、しっかりお伝えと申しますか、そういった部分について、この場をお借りして申し上げる分でもございますが、これをどういう形でお知らせするかというのは、こちらのほうで考えたいと思いますが。 いずれにしても、今計画をしている部分について、大体取りまとめができておりますので、これについては早く、こういうふうに行いますという広報をですね、行いたいというふうに思っております。以上です。
委員長	7番 大蔵委員
7番	私もこの協議会に入っておりまして、せっかくやるんだったら成功しなくちゃいけないわけで、そのためにも、こういったデマ等が流れないようにですね、今後とも流れないように、執行部側もですね、注意を払っていただきたいと思います。以

	上です。答弁はいいです。
委員 長	5 番 梶原委員
5 番	今言ったように、デマとかいうよりも、この予算見たらですね、もう細々しいところまで書いてあるわけですよ。これだったら、もう場所決まっとるとじゃないですか。そういうふうにとれるんですよ。 だから、まだ場所も選定中、この予算書見たら細々しいところまで書いてある。 だから、今言ったように、執行部もどういうふうで、こういうのは予算を立てたか知りませんが、まだ、場所は確か選定中のはずなんですよ。こういうきれいな予算が出てきたら、なんかいろんなデマが出ると思うんですよ。 だから、ここまで予算書で細々しく出せたというところの説明をお願いします。
委員 長	村長
村 長	この予算委員会場で、そこまで詳しくお話しできるものではないとは思っておりますが、委員会の中で、一応収束的に3カ所の案を検討したというところで、その3カ所を整備するにあたって、経費としてですね、最も掛かるだろうというか、そういう部分について予算の予測を立てて、今申請をさせていただいているというところで、用地交渉等につきましては、相手方のいることでございますので、まだ交渉等にも入っておりませんので、そういった部分については、丁寧な交渉を進めるとともに、そういった噂話とか、そういったものが流れないように注意というか、配慮はしなければいけないというふうに思っているところでございます。
委員 長	5 番 梶原委員
5 番	だから言ったように、細々しいところまで予算がそれでできるんですか。 はっきり言っときます。イチョウの木1本切る予算が出ているじゃないですか。これを私は言ってるんですけど、説明をお願いします。
委員 長	村長
村 長	3カ所の候補の中の想定し得る部分の最大限と言いますか、そういった部分で、ちょっと個別具体的な名称が載っているというのは、反省しなければいけないと思っておりますが、そういった部分で用地交渉関係はかかる。 ちょっとそれが細かく出ている部分については、大変申し訳なく思っております。
委員 長	10 番 伊藤委員
10 番	172ページの9目の健康増進事業費の中の、ちょっと分からないんで教えてください。 委託料がありますよね、一番上にまた委託料とあります。中身何もないんですよね。これは、何の委託料なのかを教えてくださいたいんですが。
委員 長	井上保健主査
住民福祉課主査	委託料の32万4千円につきましては、ウォーキングマイレージ事業の健康マイレージアプリに関する月次作業委託料が、こちらのほうに充てられております。
委員 長	2 番 樋口委員
2 番	同じページです。予算書では172ページの健康増進事業費、説明書では39ページの4款1項9目健康増進事業費。 これは説明会の時にも話したんですけども、総合健診のWEB予約情報管理システム構築等業務委託料1,285万4千円です。 このとき担当者は、筑前町でもですね、実施するというふうに聞きました。 筑前町とうちの人口規模を考えるとですね、うちの約20倍近く筑前町はありますね。ああいった3万人規模の市町村が、こういったシステムを導入するのは分からないわけでもないですけど。うちがもう1,700人で、まだどんどん、どんどん人口が減っている時で、敢えてこの住民健診委託料が712万7千円ですよ。こ

	れよりも500万も高い、本来の健診委託料よりも高いWEBシステムを導入しなくてはいけないのか。 手作業でも今まで十分できたのではないかなと思うんですけども、再度ここは見直しが必要ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	議員おっしゃられるようにですね、主要事業書39ページのほうにございます住民健診の委託料712万7千円と比較して高いということですね、載っておりますが。こちらは1,285万4千円の分につきましては、3カ年委託した時の金額ですので、一概にこれ1年間分の健診委託料と比べるというのが、ちょっと難しいかなと思います。 また、WEBですね、予約することの必要性につきましては、やはりですね、確かに高齢者の多い村ではございますが、紙で今までやるのとプラスですね、これからどんどん特定健診とか総合健診を受けていただくには、やはり若い方たちが初めからずっと続けてですね、健診を受けていただくような癖というかですね、仕組み作りの中で、やはりそういった予約を簡易にすることによってですね、WEBを使うことによって便利に予約をして、健診の入口を広げたいというところから、我々としては、この開始を行ってですね、WEBによる健診システムの構築をしているところでございます。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	話は分かるんですけどですね、ただ、これだけ小さな村で、そこまでする必要はあるかな。今回ガバメントクラウドが要ります。DX推進費ものすごい金がかかっています。 DXでかかるということは、仕方ない面もありますけども、やはり我慢する部分は我慢するということですかね、今までできてたわけですね。今までできていなかったことならば仕方ないんですけども。 そういったことで、なんでもかんでも今の時期に急いである必要があるかな。やっぱり僕は見直すべきではないかなと。 しかも予算もですね、どんどん、どんどんやっぱり削っていくというですか、できるだけ我慢していく。そういったことを、この村は必要ではないかなというふうに、私は思います。見解をお願いします。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	すみません。おっしゃられることにきちんと回答できていなかったら申し訳ございません。 このWEBシステムだけを開発するための1,200万ではなくてですね、基本的に、先ほど言われた標準化に伴いですね、この健診システム自体も、やはり情報を標準システムに改修したデータを取りに行く必要があるんで、そのシステムは、手書きであろうが、このWEBであろうが必要な金額というのがですね、大体400万ほどございますので、それに関しては絶対に必要な金額でございます。 また、これは補助金を取りに行つて使用するシステムとして考えてますので、補助金2分の1も活用しながら、どうしても村として今後必要なシステムの開発費も含めたところで、このWEB健診予約を行いながら、開始を行い、補助金も有利に使いながら、進めていくための施策として村は必要なものとして、今回予算を計上させていただいているところでございます。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	ガバメントクラウド、質問もいっぱいしましたけども。 ガバメントクラウドは、今年度が最終的な一応の目標ですけども、遅れる見込み

	がある。これもやはり今年度中にしないと、国の指導に反するというようなことでございましょうか。
委員長	井上保健主査
住民福祉課主査	ガバメントクラウドにつきましては、令和8年度をスタートに準備を進めているところですよ。 国の示す標準パッケージの中に、今現在、総合健診の受付の際に使用しているシステム、手作りというか、手入力で行っているシステムの使用については、国のパッケージの中に入っておりません。 なので、そのパッケージにない部分が、令和8年度以降使用できなくなるということが、大きな課題の一つとなっています。 ですので、その令和8年度以降に使用でき得るものを、また再度作らなければいけなくなるということがありますので、今回このデジタル田園都市の補助金を活用して、令和7年度中に構築して、令和8年からは住民さんたちが、滞りなく健診を受けれる体制を作っておく必要があるかなということで、今回の事業のほうは考えさせていただいたところです。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	少しはですね、理解が進みました。 けど、こういった説明が、やはり予算の時に全くなかったのですね、次の総務常任委員会等ですね、もっと詳しい説明をお願いしたいと思います。
委員長	ないようですから、引き続き議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」について、質疑を行います。予算書の234ページですね。質疑はありませんか。 8番 佐々木委員
8番	国民健康保険税の歳入、200数十万のアップというのがありますが、この増収分について、まず最初に、議案第12号の国民健康保険税の条例変更と絡まっているのかを、まず先にお尋ねします。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	議員おっしゃられますように、条例の改正に伴う歳入の増でございます。以上です。
委員長	8番 佐々木委員
8番	2、3点ちょっと続けて質問させてもらいたいと思いますが、委員長よろしくお願いします。 これちょっと議案第12号の条例のほうになってしまう可能性があるんですが、アップ率、いろんな数字がアップ、アップ、アップで盛り込んでおります。 このアップについては、どのような定義でそのような数字が出てきたのか、お尋ねします。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	こちらの上がった理由につきましては、まず東峰村におきまして、令和4年、令和5年とですね、国保会計上での赤字というのが発生しております。 将来ですね、福岡県においても、令和6年の4月に県が定めた方針の中で、令和11年度を目安にですね、すべての市町村で国保会計の赤字を無くすことに努めなさいというふうな方針が出ております。 東峰村におきましても、この令和4年、令和5年、そして令和6年度の見込みにおいても、若干の赤字が出そうというように、東峰村としては捉えておりまして、これを解消するためには、やはり税收、本来ですね、皆様から頂く国保税で100%賄う支出については、税收を上げてでも賄っていかなければならないという考えの

	もとにですね、東峰村の国民健康保険運営委員会のほうで話し合いを行い、やはり税を上げることによって、この赤字を無くしていこうというふうに答申を得たところでございます。 この答申を基にして、今回条例の変更を行い、赤字の解消に努めるものでございます。 アップ率につきましては、なお、本来ですね、東峰村が県のほうから示されている標準税額というのがありまして、このくらい標準税額を取りますと、赤字がないというふうにですね、指針のある税額がでございます。 ただ、それとですね、現在の東峰村の税額の差というのが、かなり大きいものでございますので、やはりそれどおり上げてしまいますと、国民健康保険を負担する皆様方に非常に大きな負担になってしまうということから、まずは、先ほど申し上げました令和4年、5年の赤字を、複数年において税収を上げることによって解消していくということを目標に考えますと、本来取るべき金額の約3割ほどを上昇させた額を、税率に反映させることによって、東峰村の赤字が解消されるという試算が出ておりますので、今回については、本来取るべき標準税率の差の、やはりそのうちの3割ほどを税収に反映させた税率ということで、アップをしているところでございます。以上です。
委員長	8番 佐々木委員
8 番	国民健康保険税が県に移行された時に、やはりついに来たか、というふうな感があります。 あの当時、東峰村の保険税の平均的なことを言うと、下から6番目ぐらいで、真ん中まで持ってくると24段階のアップということで、かなりの保険税のアップにこれからなるんじゃないかなという懸念がしとった中で、今度の条例変更と。条例は、また条例のときにあれですけど。 この国民健康保険税の、先ほど標準税率、標準ということが出ましたが、東峰村で、この間徴収資料の中に、(6)に国民健康保険税の軽減数というような数字で、7割減、5割減、2割減、軽減なしというような数字が出ておりますが、一般的な標準、軽減なしで年間税率は大体どのぐらいに、今、東峰村の国民健康保険に入っている方となっているのか、分かればお尋ねします。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	軽減のかかってない世帯というのが、先ほど申しましたとおりですね、基本的には軽減のかかってない人数のほうの報告はありましたけど、かなり一概にですね、ケースを申し上げる金額が、申し上げにくいところもでございますので、よろしければ国保運営協議会の中で5種類のモデルケースというのを作らせていただいておりますので、そちらの資料をお出ししてですね、ご説明をさせていただければと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。お願いします。
委員長	8番 佐々木委員
8 番	最後の質問にします。 この国民健康保険税の税率アップは、今後、令和11年までということに、仮に仮定して、どの程度これからアップしていくものか、出てますか、想定、数字が。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	標準税率の金額というのがですね、毎年東峰村の保険者数、そして使った医療費、さまざまな要因によって毎年数字が変わるものでございます。 ただし、福岡県が、先ほど申し上げました保険運営方針の中でですね、令和6年4月に策定した運営方針の中で、やはり令和8年度までにですね、今後県と市町村の間で議論を行いながら、福岡県全体の保険料の率というのを統一させていこうと

	いうふうの方針が出ております。 ですので、令和8年度以降にこの標準税率、福岡県がすべての同じ税率の方針が出ましたら、その際に東峰村としての乖離の状況を確認しながら、やはり段階的にですね、金額を合わせていくようなロードマップを作りながらですね、皆様にも説明を行いながら、合わせていくというふうな計画を持っておりますので、今現在、いかほどまでに、何年度までにというのは、ちょっと資料としてはですね、まだ持ち合わせていないところでございます。以上です。
委員長	ないようですから、質疑を終了いたします。 引き続き、議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」について、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、ふるさと推進課に移ります。
休憩	
委員長	14時5分まで休憩します。 (13時55分)
再開	
委員長	休憩前に続き、再開いたします。 (14時05分)
委員長	ふるさと推進課の質疑に入ります。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 梶原委員
5番	事業説明書23ページと予算書151ページ、地域交通対策費。 今度杷木方面にのる一とが行くようになりますけれども、朝倉市商工会駐車場を借りるということなんですが、これ一区画分なんですよ、確か。 1回説明の時にもお聞きしたんですが、雨の日とか考えたら、一区画で足りるのかなと、自分思うんですが、いかがですか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	杷木ですね、旧商工会跡が駐車場となっております。そこの枠をですね、一枠、乗合駐車場用として、4月から借り受けるように、相手先と調整のほうをさせていただいております。 確かに今、想定しておりましたのは、車台一枠というところで、天候が悪いときの待合の場所というところの問題もございます。 向こうのほうともですね、今、ちょっとその辺のところのスペース関係をですね、今、協議中ではございます。何らかしらですね、待合スペース等がどこか取れないかというようなところを協議しておるところですので、ちょっとその辺のところは、今後ですね、また検討をさせていただければというふうに思ってます。 まだ、ちょっと結論が出てないというところでございます。以上です。
委員長	5番 梶原委員
5番	前にひまわりタクシーが借りてますよね。去年もでしたけれど、あんまり暑いからテント立ててましたよね。 結局、お客さん乗っとらんでも、やっぱり車が焼けるから、ああいうふうにテント立てたと言っていました。 だから、そこまで考えてやってるからですね、うちのほうの、のる一とのほうも

	ですね、もう少し考えてやっていただきたいと思うんですよね。 今度は西鉄バスの、バス停のほうを使えないから、結局、あそこの駐車場で降ろして、お客さんは国道を渡らなくちゃいけないんですよね。そういう安全面とかもあるんですよ。 だから、杷木のバス停を使えばお金が要るということですので、あっちで降ろして、車だけ駐車場に行くということもできないのでしょうけれども、そのところの安全面とかはどういうふうに考えてますか。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	基本的にですね、そちらの渡るよりはですね、もう時間にバス待合所に来ていただければというところで、それ以前に余裕を持って横断歩道等を渡ってですね、安全に留意して来ていただければというふうに思っております。 タクシー等を利用される方もですね、横断等をされて利用はされているとは思いますが、基本的にはタクシー等と違いまして時間等は決まっておりますのでですね、その辺のところを勘案されて、現状はですね、そういったところで、注意していただいてご利用いただければというふうに考えております。 交通安全に留意されれば、安全的に問題はないかというふうに考えております。以上です。
委 員 長	5 番 梶原委員
5 番	それと説明会の折に、ちょっとごちゃごちゃなりしましたが、塔の元ですね、塔の元、起点を作らないと、村外に出る人と、村内から乗る人と料金が変わると思うんですが、塔の元の起点はどうになりましたか。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	起点という、村内、村外でのですね、乗降での経路のことかと思えますけども。基本的に途中通過の定時定路線の分につきましては、フリーで乗り降りができますので、特にここが起点というところはございません。あくまで範囲内、村外、村内を通るか、通らないかで料金のほうは決まってくると思っております。 ですので、村内のところですね、基本的に安全に留意されて、乗りやすいところで乗っていただければというふうに、今のところは考えているところです。
委 員 長	5 番 梶原委員
5 番	すみません。ちょっと説明が足りなかったですね。 小石原から来た分と宝珠山から行く分の塔の元の起点ですよ。同じところじゃないと思うんですよね。 今の西鉄バスのバス停なら、電気屋さんの前で1つしかないと考えてもいいんですけども、その起点です。
委 員 長	村 長
村 長	今回、杷木方面まで定時定路線で行くという話の中で、さまざまな議論と検討を重ねた中で、今、4月以降に行うという部分、これについては、自分の中でもこれが最適かどうかというのは、また今後ですね、考えていかなきゃいけないんですけど。 基本的には、村内は乗り降りが自由ですということですね。 乗り降りが自由で、降りる方については300円ですね。塔の元から、一応そこにバス停という形で必ず停まるというわけではなくて、そこから杷木までは停まらないという形。杷木で降りる方と杷木から乗る方については、もう600円という形で、今、料金設定をして、そのチラシを配っているみたいです。 ですので、今後例えば、塔の元にちょっと雨よけ作って乗り換えをして、そこから村内300円で繋いだらとかいう話とかですね、いろんな可能性があると思いま

	す。その検討の中で、今後最も利用者の方が納得というか、使いやすいルート設定ができればいいかなというふうには思っておりますが、塔の元というよりは、そこを通過する。そこを通過した時点で、杷木から乗る場合は、もう既に600円、必ず村外と村内がありますので、村内から通る方も村内と村外を通るということで、例えば、塔の元のほんとちょっと近くで仮に乗ったとしても、やっぱり600円掛かる。 300円という選択肢は、杷木に行く時に300円という選択肢はないということで、今のところはしているということです。以上です。
委員長	5番 梶原委員
5番	ちょっと、僕の説明が悪いのかな。 塔の元のバス停は、だから小石原から来る塔の元と、宝珠山から来る塔の元は一緒なんですか、ということなんですよ。 小石原から宝珠山に行く時は、防火水槽のところで塔の元なんですよ。だから、どこが塔の元かという、その1つの塔の元を教えてください。 でないと、お客さんが小石原から来るバスに乗りたいとするならば、防火水槽のところに待っても乗れないじゃないですか。だから、塔の元というバス停を、1つちゃんと起点にしたほうがいいんじゃないですかと、いうことをちょっとお聞きしてるんですよ。
委員長	村長
村長	意味としては理解いたしました。申し訳ありません。 今、樋口電気さんですかね、あそこで宝珠山便も、杷木に行く時に確か、そこで停まっていたというふうに思っております。 ですので、解釈上は、今バス停という形で必ず停まるという場所ではありませんけど、そこという解釈になると思います。 小石原から信号曲がって、直接行く時、例えば、ライスセンターの入口の辺り、あの辺りは家はございませんけど、その辺りで乗ったとしても、やっぱり600円という形にはなるというのは、ちょっと現状の話の検討の中で、こういう形で行こうという形で決めてる部分で、というところでございます。
委員長	他にありませんか。
	3番 佐々木委員
3番	同じところですが、地域交通対策費の中ですが、地域交通計画実施支援業務委託、A I オンデマンド交通運行支援業務、これが880万ほど。それから、運行車両管理業務委託等々で、委託がなんか名前がいろいろ違うんだけど、かなりの金額になるわけですが、これは、どういうふうな形で支払いというか、委託料というのは、どこにするのか。そういったことを、もうちょっと詳しく教えてください。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちら委託契約を結んでですね、業務のほうを行うというところで、それぞれ別の所というところにはなってきます。 地域交通計画支援業務委託とありますけれども、こちらは今、交通計画のほうを村のほうでは作って、それに基づきまして、今、交通事業のほうを行わせていただいております。 この計画の内容ですね、これの進捗管理、また計画内容に変更等が起きたときの調査、それから計画の変更業務、それから委員会等の開催、この辺のところが主で業務を行っていただいている、計画等を行うコンサルティング会社等を想定しております。 それから、A I オンデマンド交通支援事業のほうは、車両に載せてますA I シス

	テム、運行管理のですね、こちらのほうの支援業務を行わせていただくところで、システムのランニングコストであったり、あとルート等の変更とか、そういったときの改修費用とか発生した場合ですね、それとかプログラムの支援とか、各種報告とかですね、そういったところの業務が、こちらのA I オンデマンドでやらせていただいているところです。 それから、運行車両管理業務というのは、村内の交通事業者さんが実際に車を運転して運行を行っていただく、こちらのほうの業務委託というような内容になっているところです。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3 番	地域交通、これは福岡のほうのコンサルか何かですか。 どこに委託しているかというのは、ちょっと聞いてなかったんですが。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	地域交通計画のほうはですね、鹿児島の方の業者になりまして、地域計画研究所ですね、そちらのほうになります。
委員長	3番 佐々木委員
3 番	分かりました。 この前の説明会の時にもちょっと言ったんですが、新しく入るE V車両のラッピング700万ですね。有名なデザイン家が観光客にも興味を引いてもらえるような模様を付けるということでしたけど、本当にそこまでする必要があるのかどうか。 かなりの高額をですね、使うので、どうかなと思っているんですけども。分かりやすく説明してください。
委員長	村長
村 長	地域交通、乗合タクシー、のるーと。よそで走っているのるーとって、大体どこも真っ白に「のるーと」と書いたラッピングかな、をしているバスで、どちらかという地域内での利用者というのをある程度想定しております。 東峰村の場合は、やはり外部からの観光客、マースという事業を行っております。県と一緒に。 そういったB R T等の公共交通や高速バスからの利用を、やっぱり促進するイメージもございまして、E Vの車両を購入する際に、これについては国の交付金と県の基金という部分もございましたので、これについては、村の負担がある、ないという理由ではないんですが、やっぱり村として外部に発信できる、そういう形で今年度デザインラッピングをさせていただいているというものでございます。 あと来年度予算にあります715万円、これについては、今走っております2台の車のラッピング、やはり同じイメージで走らないといけませんので、そちらのほうの予算を計上させていただいている。E Vのほうは、一応6年度の予算で行っているというところになります。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6 番	関連です。 A I オンデマンド交通運行支援業務に係る部分で、その財源になる部分ですね。11ページをお願いしたいと思います。11款2項国庫補助金の総務費国庫補助金、地域公共交通確保維持改善(フィーダー補助)、これを充てられているのかなと。 ちょうど掛ける2をするとこの額になるので、半額補助と読み取ってよろしいんでしょうかというのと、このフィーダー補助自体は、要はこの事業、フィーダー補助がなくなる限りは、ずっと受けれる補助なんじゃないでしょうか。 それとも時限的な、例えば、よくある3年とか、そういった補助になるのかどうか、このフィーダー補助についてお尋ねいたします。

委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進 課長補佐	今、高橋委員が言われるとおり、のるーと、乗合タクシーが運行している地域公共交通が走る場合についてですね、地域公共交通確保維持改善ということでフィーダー補助を受けられるようになっております。あくまでも赤字が出ている路線についての国の支援という形にですね、出されるものです。 また、これについてはですね、利便答申計画、地域公共交通の詳しくまた書いたものを作成した場合に該当しますので、東峰村の地域公共交通計画の利便答申計画を作っておりますので、このフィーダー補助より高い部分を充てて、のるーと運行に充てているという状況でございます。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	最初の説明は赤字解消という話だったんですけど。 ただ、額の出し方として、A I オンデマンド交通運行支援業務の半額補助みたいな形に、金額的になっているのが、ちょっと事情がよく分からないんですけども。 後のほうで説明された、計画を立てたから半額分出てくるのか、要は、なぜ404万4千円という額が上がってきているのかについて、もう少しご説明をお願いできますでしょうか。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進 課長	こちらのフィーダー補助につきましては、半額補助というわけではございませんで、ある一定の単価を掛けてですね、算出されて、また、上限があるというところでございます。 というところで、ちょうど2分の1に見えているかもしれませんが、実質は赤字分の上限額までというところでの算出、一定の算出方法で出して、この額を上げているというところになっております。以上です。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	ちょっとあまりにもドンピシャすぎる数字で、逆に違和感しか覚えないんですけどね。 同じくA I のほうの質問にまいりたいと思います。 徴求資料で出していただきました乗合タクシーの、のるーとのA I オンデマンド交通運行支援業務の仕様書（案）に関してです。 大体今の運行状況については分かるんですけども、何時に来てくださいというふうなことは、指定というかですね、15分前に電話なりしてということは、もちろん原則であると思うんですけど、できることになっています。 これから乗り継ぐということも、今後ですね、いろいろ出てくるかと思う中で、結局、到着地の予定時刻というか、そこが指定できるようなシステムになっているのでしょうか。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進 課長補佐	乗合タクシーについてはですね、まず、電話等で問い合わせがあった場合、「何時にどこに到着したいですか。」ということをお尋ねしております。 そこをベースにですね、時間を入力することによって、「何時にお迎えに行きます。」という形になっておりますので、乗り継ぎができるような体制ではあると思っております。以上です。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	仮の話を言ってあれなんですけれども。 例えば、大行司の12時何分発のBRTに乗りたいたいというお話が出て、それにあわせて運行経路立てましたけど、その後から予約が入りましたと。ちょっと予定時刻をオーバーしそうになるという部分に関しては、最初の予約の方を優先し

	ていただけるっていうふうなシステムなんですか。
委員長	福島主任主事
ふるさと推進課主任主事	最初の方を優先するというよりは、あくまでA I システムが判断いたしますので、例えば、中原から大行司の方が予約が入りました。その後に板屋のほうから宝珠山駅に予約が入りましたとなれば、A I で自然と板屋に先に行って、中原行ってということで、A I のほうで、あくまで10分程度の遅れまでは許容範囲とするというような計算方法をA I が組んでいるようでして、なので板屋に迎えに行き、中原の方の到着予定時刻を10分程度以上、15分遅れますよとかになることであれば、もう先の方を優先してお送りしますが、10分の範囲内であれば板屋の方を回って、中原行って、そして大行司駅に降ろして、宝珠山駅に行くような流れを、A I が計算できるようにしております。 現状としましては、そういう10分程度の遅れの可能性がございますので、今電話予約している方につきましては、事前に駅等に向かう方には事前に報告して、こういう遅れも生じますので、もう少し早めに予約とかされませんかということで、案内するようにはいたしているところでございます。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	ということは、アプリの場合は、そういった対応というのは、今のところないというところでしょうか。基本的には行き先地と出発時刻を入力するシステム、この仕様書を読むかぎりにはなっていると思うんですけども。 それはもう、のる一とが到着して、運転手に「何時何分の便に乗りたいんです。」と言わないといけないようなシステムというか、アプリからは到着時刻を指定するということは、できないということでしょうか。
委員長	福島主任主事
ふるさと推進課主任主事	そうです。アプリですと、最初の予約では到着時刻は設定しますが、あくまで乗合になりますので、遅れる可能性はあるということを認識していただいたうえで、予約をしていただいているところでございます。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	徴求資料4、それから予算書では149ページの企画振興対策費です。 まず、徴求資料のほうで、予算の説明書の中にもありましたけども、特産品の開発委託が1,000万、それから岩屋湧水活用の可能性調査が1,000万、ジャストどちらも1,000万ですけども、これは、同じ業者の見積もりなんですか。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	見積もりについては、それぞれ別の事業者となっております。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	特産品のほうがアロマだと思うんですけども、そちらの見積書が出てないので、そちらについては何も言えない立場です。 岩屋湧水のほうに、これ見させてもらったんですけど、1,000万も掛かるかなというふうな印象なんです。 岩屋湧水は、もう昭和30年、40年代からもう村の水道の源水ですね、平成になって日本の名水百選に選ばれてますから、もう何というか、名水中の名水ですね。 私も水道を担当してましたので、全項目検査とか保健所の水質検査、毎月持って行ってましたので、もうすばらしい水なんです。 この中で敢えて、見積書のほうですけども、水質調査分析で27万6千円、そし

	てまた、その下のほうに別のコンサルタントに頼んで、300万また水質調査をしていますけど、こういったものが必要なのか、再度お尋ねします。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらの調査としまして、以前もですね、そういった成分調査等は、やられたという経緯はあるかと思えますけれども。 今回、もう少しより詳しくですね、もっと有効に使えるものか。また、宣伝効果等が高い内容がないとかですね、そういったところまで踏み込んで、調査のほうをしたいなというふうに考えております。 そういったところを有用な成分、例えば、大学等とかと連携して、効能等がより外にアピールできるようなですね、商品と掛け合わせて発信できないか、そういったところまで検討とかをさせていただきたいというところで、今回可能性調査というところで、計上させていただいているところです。以上です。
委員長	8番 佐々木委員
8番	関連して質問します。 この岩屋湧水の活用の、この事業については、お尋ねをしたいのは、どこから出た発想なのかというのと、もう1つは、これを今度は試験ボーリング、いろんなことをやった後の、事業計画はどのように今度は続いていくのか、その2点お尋ねします。
委員長	村長
村長	岩屋駅の日田彦山線の沿線地域活用計画、村の計画の中で、3つの駅の振興計画ございました。 筑前岩屋駅については、やはり先ほど同僚議員の方も申しましたが、やっぱり貴重というか、水ですね、水をどう活かすか。それを、これまでも水の直接販売とか行ってきたところではございましたが、いろんな形で、どういう可能性があるかという部分を、ちょっと県のほうの指導等もありまして、やっぱり一度じっくり調査検討をしたほうがよからうということで、一つはアロマという分もございました。 アロマのほうについても、やっぱりこういった湧水を使って、アロマを作るという部分については、やはりブランディングイメージが非常に高いという話はあるんですけど、どういうふうに、そういう数値、見えるかで差別化ができるのかとか、あとボトリングと書いております。 ボトリング施設が、規模感自分もはっきり言って、これは県のほうからご提案いただいた分でしたので、やっぱりきちんとできるのかとか、そういった部分の調査、あとヤマメの飼育についても、今、水路から出てきた、一旦空気に触れた水をですね、ヤマメの湧水池のほうに引っ張って入れております。 今回、現在埋め込んである湧水のパイプからすると、空気に一切触れない水というふうになりますので、それが魚を飼育する環境にとって、どれほど影響というか、いい影響があるのか悪い影響、悪い影響があると困るんですけど。 そういった部分を踏まえた中でですね、やっぱり水を1回きちんと調査、それに基づく可能性を検討しようということで、今回計上をさせていただいている分でございます。 皆さんご存じですけど、トンネルの右側と左側に水路があって、右側の水路は水道の水源として使っておりますので、こちらのほうは全項目検査とか定期検査とか、きちんと水質調査を行っているんですけど、左側の水路については、一度ふるさと村が水の湧水販売をする時に、あれはナトリウムとか硬度とか、軟水とかいう調査をしてですね、行って以来ほとんどやっておりませんので、そういった部分も含めて、今回検討等を、可能性調査をさせていただきたいということで、計上させて

	いただいているものでございます。以上です。
委員長 8 番	8 番 佐々木委員 予算委員会の時にも言ったんですが、ある村長のときに、温泉源のボーリング調査500万の予算計上がされた経緯があります。 しかしながら、何に使うのかと言ったら、農業とかいろんなものというふうな説明はあったんですが、あと使うものにはっきりしないような事業ということで、断念をした経緯がありますので、敢えてここで1,000万かけてやって、次の事業に、これはきちんとしたもので、取り組みができるかどうかというのをお尋ねしたわけです。 再度、これは村長が答えるでしょうけど、この事業は県のほうから出てきた事業で、村もこの事業に取り組んで、次の事業としてやりたいというふうな気持ちがあるということなんでしょうか。
委員長 村 長	村長 県からいろいろと助言とかですね、いただいております。 ただ、基本的には、村は、やっぱり水をどう活かすかという部分で、いろんなことを考え検討する。その中で一応県のほうから、水そのものを活かす。また、アロマについても、一応県と一緒に考えながら行っておりました。 あと、ヤマメについては、今実際に行っております。これをいかに効率・効果的に、地域の方と一緒に飼育をするか、そういった部分でございますので、この水質の調査、これについては、きっちり事業化のほうにですね、繋げていきたいとか、いかなければいけないというふうに思っております。以上です。
委員長 3 番	3 番 佐々木委員 以前私は、ペットボトルにして積極的に水を売らないかと言ったときに、村長は、その気はありませんと言っていたのが、今、前向きに取り組んでいただいていることが、ありがたいと思っております。 それでですね、先ほどの湧水の調査なんですが、徴求資料の25ページですけどね。 この検査の人件費で、すごい400万かかっている。しかも部長クラスになると、1回につき6万円、本当にこんなに必要なのかどうか。 企業として、一括してするのかなと思ってましたけれども、ちょっとこれはあまりにも予算が食いすぎているんじゃないですか、という気持ちがありますが、いかがでしょうか。
委員長 ふるさと推進 課長補佐	和田課長補佐 見積もりについてはですね、この単価については、国等の土木単価のですね、確か参考にしてあったかと思います。 あと、金額についてもですね、まず、どういったことをやるかということで、範囲を概ね決めてですね、予算化をしたものでございます。 これについてもですね、内容についてまだよく精査ができてないところもございました。そのため低く見積もってですね、事業ができないということもございましたし、また、この内容でやっていくために、この人件費、そして内容については、見積もり出させた内容で、精査して進めていくべきでなかろうかということですね、1,000万という形で上げさせていただいております。 あくまでも人件費についてはですね、このような単価がありまして、その中でですね、どれくらい関わったかによってですね、はじき出されるというものでございまして、今後仕様書を作る中でですね、内容を精査して、金額等については、これを上限として詰めていきたいと思っております。

委員長 2 番	2番 樋口委員 関連です。 私も佐々木議員と全く同じ考えで、やはり人件費が高すぎる。 私もいろんなコンサルのですね、見積もりを見させてもらったことが、過去にあります。 普通は、こういう部長、部長代理とかいうような決め方ではなくて、主席研究員、主任研究員、研究員、研究員補助、そういったところで人件費を分けているところが多いですね。ここは会社の組織として、こういう人件費の書き方をしているみたいですね。 あまりにもこれ、日数がですね、私全部計算したんですけど、部長、部長代理が18日、研究者が58日、研究員が58日、合計134回も、そんなふうにかからないと思います。たかが水、されど水ですけどですね。 そして、先ほど言いましたように、水質調査、それは右と左は違うかもしれんけど、私はほとんど変わらないと思います。だから今でも、左側の水でも水汲みに来ていると思います。 それはもう、実際水汲んで、いいから汲みに来る。悪ければ絶対来ないと思うんですね。 だから調査は、過去したのではなくて、今でも農林建設課の水道担当が毎月保健所に持って行っているし、年1回は全項目検査するのが、これはもう厚生省で決まっていますからですね、やっていると思います。 だからもう、これは本当に水質調査は不要だと思います。 ただ、大学教授が見て、何かいいものがありやしないかって、うまくいったのが、ある日田の水ですけどですね。非常に健康に効果があるというようなことで。 実は広報委員会ですね、霧島市に行きました。あそこの市にもあって、シリカが日本一含有量が高いということでいただきました。非常においしい水でした。 ところがですね、霧島市は民間業者があります。すごい民間業者があります。霧島湧水という民間会社があります。そして、福岡に支社があります。そこに水だけでなく、ありとあらゆる製品を売っています。ぜひ、調査してください。 それからご存じのように、財宝というのが鹿児島にあります。そして、一番近い日田にも、この名水をですね、売っているところがあります。これはもう、はっきり言ったら、飽和状態ではないかなと思うんですね、九州内で。 そして、熊本はですね、実は阿蘇の湧水が、ほとんど熊本市は井戸水なんです。あの大きな市で。浄水場、ないんですよ。それほど水がいいんです。そして、熊本県のホームページを見ると、名水が50カ所ぐらい紹介されています。 だから、そういった意味では、やっぱり販売経路がですね、ものすごく、もう既に市場ができてですね、それに割り込むというのは、しかも公務員がやるというのはですね、なかなか営業力が弱いからですね、非常に厳しいと思いますから、そこはじっくりですね、考えて、これから事業化するのか、しないのか。 私はもう、する余地はないんじゃないかなというふうに思っているところでございますが、水質調査を含めてですね、それから見積もり、精査するということですけども、もう一度そこ辺の確認をお願いしたいと思います。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	先ほど補佐も言いましたように、基本的には実際に事業を行う時にはですね、仕様を固めて、また、そういった内容等もですね、精査して行っていくというのは、当然のことだと思います。それによってですね、経費等も抑えていければというふうには思っています。

	水のほうですね、こちら成分のほうの調査をするということではございますけど、やはり何にこれを結び付けて事業化していくか。水だけでは、確かに言われるように厳しい面もあると思いますけれども、これを外に発信できるような、効能とか効果、これを例えばアロマとかと組み合わせてですね、外に発信していけば、そういったところで対外的にですね、観光客の誘客とか村の知名度の発信、この辺に繋がっていきたいという考えもありますので、調査研究もですね、この水というだけじゃなくて、多角的に検討とかですね、今後の事業に繋げていく、そういったほうに進めていききたいというふうに考えているところです。以上です。
委員 長	4 番 高倉委員
4 番	主要事業説明書の44ページ、商工施設管理費の小石原伝統産業会館が、外のトイレ洋式化工事2基と書いてありまして、これは246万4千円計上してありますが、具体的にどういう工事をなさるのか、教えていただけますか。
委員 長	池田係長
ふるさと推進課係長	伝統産業会館の外トイレの洋式化工事につきましては、現在の外トイレがですね、和式のトイレが3つございます。この和式を、3つある分を一旦壊しまして、撤去して、2基の洋式トイレを据えるという工事内容でございます。以上です。
委員 長	4 番 高倉委員
4 番	私、行って、見てみました。 そうしましたら、男性のトイレが4つありますね。そして、和式のトイレが3つあります。3基というんでしょうか。あそこを2基にするということは、広めるといことになるんですね。トイレが広くなるということですね。
委員 長	池田係長
ふるさと推進課係長	部屋自体は、今の既存の状態を活かしたまま、今ある和式の3基の中に様式を入れようとする、2基がスペース的に限界になってくるので、洋式化する時には、今の空間をうまく活用して、2基洋式化するという方向で考えております。
委員 長	4 番 高倉委員
4 番	建物とかはさわらないんですね。 それでも、とても高いトイレですね、246万。 どんなトイレができるのかなと思って見てました。昨日私も見に行きましたら、和式でとっても使い勝手の悪いトイレでした。私は、洋式にするべきだというのは賛成します。 その水洗も、はっきり言って、トイレも流してなくて、ものすごく汚いトイレでした。私は、水洗だからと思って流してみました。もちろんトイレトーパー、そのまんまになってましたので、流しまして、そしたら簡易水洗のようなトイレの形をしております、何というものだろうと思ったんですが。 この246万4千円もかけて2基も造っていただくことは、利用する者にとっては非常にいいと思うんですが、これは、どういう洋式の便器を付ければこのような値段になるのでしょうか。
委員 長	池田係長
ふるさと推進課係長	まず、現在の付いている和式の撤去の費用がかかってくる分とですね、洋式のトイレも、伝統産業会館、高い所にありますので、寒冷地の仕様にしておかないと凍結の恐れなどもありますので、そういった部分で少し高価になってきている部分もございます。 そしてまた、今の3つある分を2つにするにあたって、建具も少し整理をし直さないといけないので、その大工工事の分も含まれて、この200万ほどの事業費になっているというところでございます。

委員長	2番 樋口委員
2 番	徴求資料の岩屋駅の、このレイアウトの件ですけども。 初めてレイアウトのカラー写真を見せていただきまして、よくできている部分もたくさんあると思います。 ただ、これは、今年度実施設計するわけではないわけですね。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進 課長補佐	お出しした資料についてはですね、今年度の基本設計という形となっております。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2 番	委託料等は、これには載ってないように感じているんですけど、予算書にですね。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進 課長補佐	今の、このお出ししている資料についてはですね、令和6年度で実施している基本設計という形となっております。
委員長	2番 樋口委員
2 番	今回初めて見させていただいたんですけど、いろいろ話題になったと思うんですけど、やっぱりここにJ Aのですね、昔の大きな乾燥加工所がありますし、その向こうにもまた別の加工所があります。岩屋公民館までの手前までですね、旧農協のですね、旧宝珠山農協が建設したのがあります。 こういったところが、J Aとの話し合い、非常に難しいと思いますけども、やっぱり全体的に見直すことができないか。大変な敷地になってますからね。 それで、もう一度こういった基本構想をですね、基本計画と言いますか、そういったのが、練り直しが可能かどうかをお尋ねします。
委員長	村長
村 長	この岩屋駅前の計画につきましては、地元との話し合い、また地域も岩屋活性化協議会という会の中で、いろんなアイデアとかございます。 村の方針としては、乾燥加工所についてはJ Aさんが建てているということもあって、全体的に考えたときの協議というのは、一応農協さんで行いました。 ただ、農協としては、新規投資の考えがないとかですね、非常にいろいろとございますが、そういった部分もありましたので、あと岩屋の地区の方にどれぐらいの規模、要するにヤマメとか、いろいろ売場が欲しいとか、そういった部分を入れるときに、あまり要望ばかり詰め込んでも、じゃあ誰が運営するんですかというときに、できにくいということで、一応運営体制も含めて話をして、この規模というところで、やっぱり地域の方もJ Aの建物古いし、撤去したほうが良いという話もあったんですけど、一旦そこから向こうは現状のまま行って、手前をきっちり整理をして、次のステップというか、2期になるか分かりませんが、J Aさんの動き次第で、その部分は、もうイベント広場でも駐車場でも使い方はございますので、一旦そういう形でやるというところで、村としてはお示しをしているところでございます。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10 番	このレイアウトの関係なんですけれども、元々、当初の協議した中身とずいぶん変わっておると。久しぶりに見たら、全然レイアウトが、岩屋駅は基本構想と変わってしまっていると。 基本的に今まで考えてきたものと、今回ここに出されている資料のレイアウトと、どちらで進んで行くのかと。全く我々のところに話が合った時と違いますからね、この湧水池等々も全然元々の協議の中とは変わってきてますけど、どちらに考えていくのかということを、まず教えていただきたいんですが。

委 員 長	村長
村 長	議員さん質問されたのは、昨年ほうしゅ楽舎で説明会、基本計画の説明した時の絵というふうに理解はしているんですけど。 あの時は真ん中、湧水池が四角だったとかですね、ちょっといろんなエッセンスを詰め込んでほんと時間のない中で、元々の設計図がものすごいざくざくしたやつだったんで、やっぱり目に見える形で、説明会で提案するという事で、ちょっと見込みで作っていた分がございました。 今年度に入って、いろんな地域の団体さんとかとヒアリング、また話し合いを行いながら、どういった機能が本当に欲しいのかという部分で、湧水池が2つあるというのは、これちょっと設計のほうの提案でございます。 これについては、自分たちも2個あると広場がちょっと狭くなるので、この辺りについては、再考の余地があるというふうに思っておりますが、いろんな機能、少ない人数で管理ができるとか、販売をする。そういった部分で今、最終的に最新という形で今の絵が出来上がっておりますので、基本のベースになるのは、本日お示しした形になります。以上です。
委 員 長	10番 伊藤委員
10 番	分かりました。このイメージでいきたいというだけであって、しっかりこれはまた協議をですね、やりながらやっていくことですから、イメージとしてのものが、こういうもので基本設計はいきたいということで、理解してよろしいんですね。
委 員 長	村長
村 長	そのようにお願いいたします。 これもやっぱりどれぐらい水が必要かという部分もございますので、来年度は一旦水の可能性という形で、どれぐらいの水量ができるか、この計画に反映できるだけの水が確保できるのか、水質も合わせてですね、そういった部分を行うという形にしているところでございます。以上です。
委 員 長	1番 和田委員
1 番	自分もこのレイアウトの図は、移動村長室のほうで見たんですけども。 そもそもの3駅周辺計画の会議があって、その下に各駅の部会があって、それで決めていくということだったんですけども、どこで決まっていっているのかが全然見えない。 自分たちは移動村長室で初めて新しいのを見たんですけども、部会で決まるのか、部会の元の駅周辺計画協議会、それで決まるのか、その辺の、どうやって決まっていくなかを教えてください。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進 課長補佐	どこでどう決めているかという話ですけども。 まず、令和4年度にですね、基本構想で協議会等でご相談しました。そして、令和5年度にですね、基本計画を立てました。この中でも多く、いろんな団体でヒアリングを行っていきまして。 それに基づいてですね、令和6年度、基本設計に持って行くわけなんですけど、その中でですね、基本計画に基づいて、あと住民等に説明も行っていますけれども、その中でまだ、より協議が必要ということで、ヒアリングをいろんな団体と行っております。 基本的には基本計画を基にですね、ヒアリングを行って、各団体等、そしてまた地域に説明をして、決めているというところでございます。
委 員 長	1番 和田委員
1 番	ずっとこの計画のところを気にしながら見てたんですけども、最初のワークショ

	ップから始まりまして、地域住民の説明会とか、いろいろあったんですけど、その辺りの流れが、なんかはっきりしてない。 他の事業とかもそうなんですけども、ワークショップから精査して、どんどん、どんどん良いものがブラッシュアップして出来てくる過程が、ちょっと見えにくいんですけども、その辺の考え方はどう考えていますか。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	なかなかですね、どういったふうに進んでいるかというのは、見えづらいということは反省するところだと思っております。 これについてはですね、基本計画を作る段階で、計画をできましたというところで、まずですね、こういった構想も入った計画についてのホームページ等でですね、情報発信をして、意見をいただいているところでございます。 そして、できるだけですね、どういったことをやっているということも、今後ですね、広報誌等に交えてですね、情報発信に努めていきたいと思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	主要事業説明書の22ページをお願いいたします。 企画振興対策費の、同じくBRT関連なんですけれども、宝珠山駅についてお伺いしたいと思います。 今回、宝珠山駅の駐車場周辺整備ということで、1,500万で計上されております。 令和6年度にある程度宝珠山駅全体の、公園等も含めた設計のほうが出来上がるのかなと思って、この前の子どもの駅でしょうか。あれのプレオープンイベントの際も水戸岡さんのほうが全体のイメージ図をどーんと出されていたかと思えます。そちらのほうには、どういったスケジュールで臨まれるのでしょうか。 今回に関しては、宝珠山駅に関しては、駐車場だけということで、なんか想定すると、あの、なんでしょうね、駅舎とミュージアムと記念のポップと自転車だけでは、すごくちょっと寂しいなという気もするんですけども、全体が出来上がるのは、どういったスケジュールになるのでしょうか。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	まず、宝珠山駅の実施設計についてはですね、全体を踏まえたところでですね、令和6年度計画を作っているところでございます。 そして今後、まず令和7年度については、駐車場だけというようになっておりますけれども、宝珠山駅については、また河川の護岸もありますので、そういったところも踏まえると、第1期、第2期、第3期に分けるところでですね、想定をしております。 その中でですね、まず来年度については駐車場、そして、それ以降ですね、また補助金、どういったものが取って来れるかと。そういったものを精査してですね、次期の工事のほうに結んでいきたいと思っております。 令和8年度以降ですね、駐車場以外のものについても取り組めるように努めていきたいと思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	駐車場に関しては、元々そんなにスペースが取れないみたいな話も聞いておりました。 ただ、しかしながら、この全体的な構想が分らないと、駐車場はおそらく、今のカフェであったり、子どもの駅であったり、ミュージアムのためだけではなくて、全体の公園的な意味合いの駐車場になってくるかと思えます。 現時点でもいいので、どういったものになるのかというのがもう少し分からない

	と、じゃあ、何のための駐車場なのかという意図が全然伝わってこないんですよね。ですので、まず、この場ではですね、とりあえず駐車場が何台分の駐車場なのか、どれぐらいのスペース、どれぐらい広さの駐車場になるのか、まずその辺の説明をお願いします。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進 課長補佐	まず、予算についてはですね、1, 500万円で、日田彦山線沿線基金を全部あたるということですね、見ております。 そして駐車場についてはですね、今現在、構想では24台止められるところで思っております。 また、今後まだ必要台数が、それ以上必要かということを精査しながらですね、駐車場についてもこの予算の範囲内ですね、駐車場を確保できて、今後公園を利用される方も想定したところですね、駐車場の整備を図っていきたいと思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	ぜひ、ちょっと現状でもいいですので、駐車場がここにはまってくるんですけどいうふうな絵図がないと、駐車場の必要性というのが分からないんですよね。 これから先、どれぐらいの事業規模を想定しとかなないといけないのかっていうのが見えてこない、本当にこの駐車場を造って、次のステップに進んでいいんですかというところに、やっぱりゴーサインを出しにくいなというところがあります。 もちろん駐車場なんで、いろんな汎用性はあるので、その先に行かなかったとしても、利用価値はあるかもしれないですけども、やはり令和6年度に設計しているところの一部が、今回駐車場のみを整備するという形だと思いますので、ぜひ、最終日までに、現時点で分かる構想と、大体総工費がどれぐらい掛かるのか。そのこの想定について、財源も含めてですね、ぜひ、ご説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	村長
村長	来年度の駐車場については、財源的なものもあるという、先ほどの補佐の説明でございました。 交付金事業に充てられるのが、駅に関する部分ということで、駅の利用者を想定した台数以上のものは対象じゃないということで、今、23台を、場所としては、元々駐車場のスペースとして絵を描いておりました。木工塾の裏側というか、川側の反対側に駐車場を造る。 今、ゲートボール場がございます。その前の広場をきれいにして、そこは駐車場という枠ではございませんけど、駅を使うときに車が止められたり、イベントができたりするスペースをする、そこまでが、確か来年度の予定になっております。 あとの公園化の部分につきましては、今、絵というか、概算の絵を作っております。 ただ、これについては、全く今のところ財源がございませんので、来年度かけてですね、しっかり財源と計画とやっていくということで、総事業費については、今のところざっくり言えば、ほんとどれぐらいするか、できるだけ手をかけない。ちょっと子どもが自転車で遊ぶぐらいのスペースというところで、最低1億で、もうちょっときれいにすると、やっぱり3億ぐらいの事業になりますので、やはり財源をしっかり止めないと、平場で遊ぶだけ、整地するだけと言え、そんなにかからないんですけど、その辺りを今、アイデアをいただいております水戸岡先生のほうとですね、しっかり来年度具体化に向けては取り組んでまいるところで、今回の予算において、全体計画、全体事業費まではですね、ちょっとお示しできる段

	階ではございません。以上です。
委員 長	8 番 佐々木委員
8 番	関連の質問です。 私たちが地域の代表でワークショップみたいなところに出とったときに、ある程度図面的なものは確かに出ておったんですよね。 だから、同僚議員の質問もあるように、今後どのように総合計画的なもので計画されているのかの大まかが分からないと、その事業、事業で主要な事業だけを出されても、今度は繋がってこないんですね。 総合的にはあれ、どんなふうになるのかと。だから、そういうふうな、何と言いますかね、計画のあれを説明はできないんですか。
委員 長	和田課長補佐
ふるさと推進 課長補佐	各BRT駅周辺の整備の計画についてはですね、令和5年度に基本計画というものを策定しておりまして、その時に、皆様に各駅の将来構想の部分についてはお示しをしたところでございます。 これについて、概要版を出そうとしたところ、ちょっと出せないという理由がございまして、住民の方にはですね、ホームページ等で見ていただいたということだけになっておるところです。以上です。
委員 長	8 番 佐々木委員
8 番	住民のほうには確かに、まだ、まずいということはあるんですが。 やはり私たち議員が、これからの駅舎造り、大行司も岩屋も、それから宝珠山駅も含めて、ある程度の、何と言いますかね、ものの進め方が見えないと、1点、1点で考え方が繋がってこないというか。 例えばですよ、宝珠山駅には野菜の作るようなところができるとか、何ができる、川を使ったものができるとか、いろんなものの考え方はあったと思うんですよね。 ですから、そういうところはもう少し議員の皆さん方にも説明をしながらやったら、少しは理解をされるんじゃないかと思うんですけどね。 もう一度その点お尋ねします。
委員 長	村長
村 長	宝珠山駅については、1期工事という形で、今、駅舎のほうをさせていただいております。 2期以降という話の中で、絵というかですね、平面図は見られたと思っております。 ただ、あれはすべてを詰め込んだというような形になりますので、先ほど言ったマックス3億ちょっと掛かる。 その中で、あそこにどれぐらいの投資、財源があるのかという部分で、それをどうそぎ落とすかという部分を、来年度と言いますか、一旦図面が出来上がった後に、それでゴーサインではなくて、しっかり財源を含めたところで、精査をしていくという形にしておりますので、都度都度に応じて議員さんの共有をいただかないと、当然予算計上する時に、非常に厳しくあれになりますので、そういった部分については、しっかりやらせていただきたいというふうに思っております。 とにかくお金をつぎ込めば、本当に良いものができると思いますけど、やっぱりその見極めとバランスが必要で、その部分について、ちょっと今後、そぎ落とすと言ったら失礼なるんですけど、いかにスリム化、シンプルな形で効果を発揮するかというところの、協議をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
委員 長	3 番 佐々木委員

3 番	関連です。 今、同僚議員が質問したのと全く同じようなことなんですけれども。 駐車場は日田彦基金でやると。 今、村長は、公園整備という形で言われました。花を植えるところだろうと思いますけれども。 あそこはもしかしたら最初、ジャバラで計画していたところでしたよね。ジャバラか何か、果樹か何かあそこに植えるって。桜の木のところよね。ジャバラとか何かいろんなものを植えると。それがいつの間にか花苗に変わりよるのかなと思いますながら聞いたんですが。 その花苗なんですけど、徴収資料の28ページに予算をしておられますが、この花壇1つにしても300万の予算で造ると。そして周辺に240㎡ほどの花壇を造るという計画だろうと思うんですが。 簡単に言えば、3m幅だったら80mぐらいの長さに花壇を造ると、というような形になるわけですね。いったいこれは誰が管理をするのか、ということが1つあります。 それから、やっぱ今言われたように、具体的な地図をもう1回出していただかないと、ちょっとよく分かりませんね。そういったことをお願いしたいと思いますが、誰が管理するのか、一つ教えてください。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらにつきましてはですね、福岡県の申入れ等もございまして、また、昨年作りました宝珠山の基本計画、こちらのほうで緑のですね、農園とか果樹園、その辺のところの整備等もございましたので、花壇等の整備のお話がありましたので、財源等も花壇整備におきましては、10分の10の配当をしていただけたというようなお話でございましたので、こちらの整備のほうをですね、今回行っていきたいというふうには考えているところです。 この部分を造るのにですね、結構な広さになります。地域の方々もぜひ、ご協力してですね、花壇のほうの、一緒にですね、整備、植栽とか管理とかしていただけるのが、非常にこちらとしてはありがたいところではございますけれども、やはりある程度の広さがございまして、村のほうも直接管理等のほうも委託等にはなるかもしれませんけど、しなければならぬかなというふうに、今のところは考えているところです。
委員長	3 番 佐々木委員
3 番	すみません、最後のほうがちょっと聞き取りにくかったんですが、村で管理するということと言われたんですか。トイレ掃除をする方たちがするのか。 ちょっとそこ辺り、もう一度もうちょっとはっきりしてください。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	村のほうでですね、やはり管理は、ある程度はしていかなければならぬかなというふうには考えております。 ただ、その方がトイレの方と一緒にどうか、まだ今のところ決めているものではございませんので、もしかしたら、そういった専門の方等も候補のほうには入ってくるのかなと。今の段階はですね、広く考えているところではございます。
委員長	6 番 高橋委員
6 番	同じく宝珠山駅のほうに関係あると思うんですけど、22ページ、主要事業説明書の工事請負費、県モニュメント防犯カメラ設置工事33万円計上されております。 今一度、説明は受けたんですけども、どういったふうに防犯カメラを付けるのか。この防犯カメラの管理は、どこの誰がされるんでしょうか。

委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進 課長補佐	宝珠山駅に付ける防犯カメラについてはですね、1つはですね、ミュージアム、ガラス張りのところがあります。それを駅舎のほうからミュージアム、そしてあと、モニュメントも造ってありますので、その防犯的なところの意味合い、そしてあと、キッズルームとカフェ等についてもですね、設置をしたいと思っておりますので、その3点というところですね、3カ所上げさせていただいているところです。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	その防犯カメラも置いとくだけでは全く意味がないので、誰がその映像なりなんなりを管理されるんでしょうか。
委 員 長	和田課長補佐
ふるさと推進 課長補佐	管理については、村のほうでやっていくところでございます。 そして、モニュメントや駅利用についてですね、可能であればですね、村のホームページで、こういうふうにご利用されているというような形にですね、ライブカメラ的なところでも情報発信ができればと思っております。 これについては、また、どのように進めていくかというのは、協議してまいりたいと思っております。
委 員 長	4 番 高倉委員
4 番	事業説明書の26ページ、地域おこし支援事業費の中の協力隊員活動サポート業務委託が、これも説明会の時にも質問いたしました、132万上がってて、どういってお仕事をされるのかということをお尋ねしたと思いますが、徴求資料の中の13ページに、総務省のほうからのものに、5番目に、地域おこし協力隊員が地域の中でどんな役割を果たしているか、定期的に確認すること、云々と書いてある。 こういうことが目的で、この業務委託というのをされていると思いますが、現実、業務委託を受けてらっしゃる方は、どのような活動をなさっているんでしょうか、お尋ねいたします。
委 員 長	室井主任主事
ふるさと推進 課主任主事	こちら地域おこし協力隊においてですね、何をしているかということになるんですけれども。 今まではですね、日ごろの悩みとかを相談できるフォロー体制が充実してないということがありまして、退任後の定住に繋がっていないということがあったかと思えます。 それで、もちろん担当としてもですね、協力隊のフォローはしていくところではあるんですけれども、今回委託するということで、協力隊員の定住促進に向けてですね、内容としては日々の活動や生活に関する相談とかの業務を受けたりですね、今さっき高倉議員おっしゃったように、地域住民との繋がりづくり、そういう取り組みとかですね、あとは隊員向けの研修会の企画運営などを検討しているところです。以上です。
委 員 長	4 番 高倉委員
4 番	たぶんそのような活動をなさっていると思うんですが、かなりの132万円って、かなりの高額なお値段です。 じゃあ、この委託を受けてらっしゃる方は、徴求資料の中で、地域おこし協力隊の方が5名、現在はもうちょっといると思うんですけど。この方たちの職場を訪問し、そして仕事ぶりを見たり、悩み事を聞いたり、それから他に、皆さん地域おこし協力隊の方を集めて、そういうふうなお話をされたりとか、具体的な132万に見合うようなお仕事をなさってらっしゃるか。 やっぱりどんな仕事をしているかというのを、ただ言ってくるだけじゃなくて、

	実際見に行かなければ分からないことってあると思うんですよね。だからその場で、その場で、この地域おこし協力隊の方が、こういうことに困っているとか、そんなことがあると思うんですが、実際にどのような活動、訪問しているのか。 さっき集めて研修会のようなことをおっしゃったんですけど、そこいら辺を具体的に教えていただけますか。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	具体的な内容につきましてはですね、協力隊、現在11名います。来年度は協力隊が14名を予定しております。 今、行っていることとしましてはですね、それぞれに対して定期的な個別相談を年4回、春夏秋冬ですね。派遣先事業所、大体協力隊員が派遣先に、事業所に派遣してますので、そこの事業所に対して年2回面談を行っています。 またですね、年間を通じて協力隊から自由に質問できるように、随時ですね、相談受付等も行っておるところです。そういった業務を行っています。 この事業に関してなんですけれども、こちらは国の特別交付税措置の対象となっております。200万までが上限なんですけれども、この130万につきましてはですね、特別交付税措置の対象となっております。以上です。
委員長	4番 高倉委員
4番	先ほど室井さんが言われましたけども、27ページの移住定住の対策事業費の中にもあるように、地域おこし協力隊員の方が移住定住をしていただけるような、この方はこのコーディネーターも兼ねてらっしゃるので、儲けの幸いじゃないかと思うんですね。こうやっていっぱい悩みを聞いて、どんなふうになればこの人たちが移住してくれるのかとか、そういうことになるのではなかろうかなというふうに、私も考えます。 それで、地域おこし協力隊の方が移住した方というのも、過去何名ぐらいしかなくて、その方たちももう出て行ってしまふ。そういう状況になってるので、こういうシステムが作られていけば、より悩みを聞き、どういうふうになればこの人たちが移住してくる。ここ兼ねていると思うんですよね。 だから、ここをぜひ充実して、この方に頑張ってもらって、地域おこし協力隊の方が、若い力の方もいますので、もっといてほしいと思う方もいますので、そういう方たちが移住できるような、そういうことを働きかけてくださるとありがたいと思いますが、そういうお願いをしていただけますか。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	高倉委員さんおっしゃるとおりですね、協力隊員が定住してもらうことが、村にとってもですね、大変大切なことだと思いますので、村のほうとしてもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	同じページ、DX推進事業費のところですよ。 徴求資料1で、テレワークテラス宝珠の利用者数が出ております。 12月議会で私質問しました。そのとおりの回答が出ていると思うんですが。 1年間の使用料の収入が2万7千円となっております。これじゃ、とてもじゃないけど、経営はできない、ということになると思いますが、6年度から県の補助がなくなったので、村から当然資金は出さんといかんのでしょうけど、できるだけ経営できるようにということが前提だったと思います。 デジタル寺子屋に通っている方たちが、かなりこの人数の中に入っているんじゃないかと思いますが、その方たちは、3時から5時までは無料、その他の時間は100円か200円、1時間当たり出しているんですね。

	そうしてでも通っている方たちがおりますので、その方たちのお金もこれに入っているのかなと想像したんですけども、県の事業の流れで、企業については無料にしているということでした。 この企業からは、いつから使用料というか、利用料は徴収する予定でしょうか。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	議員さんおっしゃるようになりますね、今、テレワークテラスのデジタル寺子屋の中では住民の方ですね、無料ではあるんですけども、それ以外はですね、使用料取らせていただいております。 ただ、いかんせんこちらはですね、住民のDX推進というかですね、スマホの普及率の向上等のためも予見しておりますので、少し今のところはお休みにしているというところでございます。 入居企業の使用料につきましてですけれども、これは、次年度から取りたいとは思っているんですけども、おそらくではありますが、少し事前に話を聞いたところ、やはりお金が掛かるのであれば、ちょっと今実際利用している方もですね、毎日使っているわけではございませんで、月に数回とか利用しているだけですので、それで1万6千円と言われると、ちょっと厳しいというのがありましたので、こちら辺がですね、お金を取るようにして入居がですね、減ってしまうのか、もう少し段階的にですね、少し金額を上げていくのかというところは、今現在検討中でございます。
委員長	3番 佐々木委員
3番	しっかり事業者の方と検討してですね、やっぱり村で使っている人たちはちゃんとお金払ってるんですから、ぜひ、理解をしていただきたいというふうな希望はあります。 その中にですね、企業の方たちが今、月に何回かということでしたけど、泊りがけで来るときもありますよね。その時に、村はもうとうとう泊るところが楽舎しかなくなってしまったんですが、何日も泊まって使えるように料金の見直しというか、優遇はできないかというようなことを、前回の議会の時に私質問しましたけど、検討はしていただきましたでしょうか。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	一応検討はさせていただいたんですけども、6年度はですね、遠方から来てらっしゃる方がほぼ利用がなくて、あとは近場の方とかですね、お泊りを含まない方でしたので、今のところ利用はございません。 ほうしゅ楽舎のほうで、少し抱き合わせというかですね、テレワークテラスを利用された方に対して割引をという形は、現在進行形で検討中でございます。
委員長	2番 樋口委員
2番	説明資料の27ページ、DX推進事業費、予算書は154ページです。 徴求資料でですね、資料7、DX推進事業費、委託料の内訳をいただきました。 これは予算書の説明の時に、この説明書で4,543万7千円がありましたが、その時は、係長は2,170万ぐらいというふうに説明したと思いますが、今回出てきたのは、見事にまた上限をぎりぎりきちんと合わせたということは、何か意味があるのでしょうか。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	予算説明の時にはですね、これはあくまでもデジタル田園都市国家構想交付金の、交付金の該当になる金額ということで、すみません、私、2,100万ぐらいに押し下げていますということは申し上げましたけども、それに係らない部分ですね、こちらの徴求資料の7番の29ページのほうで、網掛け部分につきましては、今ま

	での名称で言いますと、デジ田交付金、新しく令和7年度から新しい地方経済生活環境創生交付金という名前に変わってますけども、こちらのほうに該当する分が今2, 500万円で、そちらに該当しない分を合わせますと、予算上は今4, 500万何某となっております。
委員長 2 番	2 番 樋口委員 理由は分かりました。 これ読むと、私たちには非常に分かりにくい言葉が並んでいるんですね。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。 まず、一番上段の拡張機能導入費の中の、QRコードによる定額減算処理、全部分からんところ先に言いますね。 それから、下から4行目で地域通貨・ふるさと納税事務局運営費1, 300万、この、なんで事務局運営費というのを出てくるかということ。 それから、その2つ下のBIダッシュボード1, 400万、この言葉とどんな働きのかなをお尋ねしたいと思います。
委員長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	まず、一番上ですね、拡張機能導入費のところにありますQRコードによる定額減算処理ですけども、こちらは現在想定しておりますのが、のーと東峰等で利用された時に、今現在150円だったりですね、高齢の方は150円、一般の方は300円という定額でお支払いされるということになっておりますので、そういった方が利用される時に、QRコードを1個置いておくと、自分でですね、1回1回300円とか手打ちせずに、QRコードを読み込むだけで、勝手にですね、150円分ですというふうな形で、定額が引かれるような内容となっております。 それから次、下から4段目で地域通貨・ふるさと納税の事務局運営費というのがございます。 こちらはですね、主に現在、地域通貨システムを使っておりまして、今年度から新しくふるさと納税の返礼品で、とほっぴペイポイントを使えるということが立ち上がりました。 これに対する、主にシステム側の修正であったりとか、システム側で入力があった部分の精算データ等をですね、こちらが支払しやすい形に変えてもらって、村のほうに送ってもらう部分の運用や、あとはシステムに不具合があった場合に、すぐに対応してもらう分の、そういった分。 それから、よくご高齢の方、とほっぴペイカードを使っておりますけども、カードの紛失がよくありますので、紛失の時に再発行していただくときの対応だとかですね、その他諸々、この地域通貨システムと納税を運用していく中で、必要な事務普段、そういったものを、こちらの代わりに委託先のほうに賄ってもらっている費用になっております。 それから、下から2行目のBIダッシュボード導入運営サポートですけども、こちらのほうはですね、右の説明に書いております、主に今、人流データやとほっぴペイの利用データですね、こちらのほうを分析するシステムの構築費用と運用費用となっております。 利用先としてはですね、今後村のほうで観光協会等設立していこうというふうな流れの中でですね、エビデンス、何と言いますか、根拠に基づいた施策決定をするための資料として利用するために、こういったBIダッシュボードというのを準備する予定でございます。以上です。
委員長 2 番	2 番 樋口委員 事務局運営費のところなんですけども、これを導入すると、今、仲介業者があり

	ますね、ふるさと納税の。そこ辺の委託料が少し安くなることはあるんでしょうか。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	こちらを導入することによって、今現在かかっている委託費用が安くなるということはないんですけども、逆にですね、今利用されている分にプラスアルファですね、このとほっぴペイを利用した寄付額が増えていくという効果は考えられると思われます。以上です。
委 員 長	2 番 樋口委員
2 番	もう1つプログラミング教室支援というのがありますですね。これ広報誌にも載ってましたけど、これから継続的にやっていくんだろーと思いますけど、年間何回ぐらいを予定しているのか、お尋ねします。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	まず、次年度につきましては、カリキュラムの作成等ですね、学園側とのすり合わせの段階でございますので、まず、次年度についてはですね、村のほうで前回行った、年始に行ったようなプログラミングの体験会を開催させてもらって、お子さんたちですね、主に夏休み中とかですね、休業期間中になると思うんですけども、そちらで体験していただいて、令和7年度のうちに学園側とも協議をしながら、実際に令和8年度からの学園でのカリキュラムのほうの組み立てのほうに移ってまいりたいと思っています。 実際カリキュラムが組み上がった段階ですと、今、熊本のほうで実際もう、学校のカリキュラムに組んでいるところがあるんですけども、そちらで言いますと、小学校6年生で、すみません、確かな数字じゃないですけど、年間で6年生一組が10回前後、プログラミング教室を行ってたと思います。 こちらのほうはですね、今後学園のほうのカリキュラムの空き具合等も検討しながらですね、という形になっていこうと思います。
委 員 長	2 番 樋口委員
2 番	ということは、まだ年間何回というのは、まだ8年度から実施ということで、今回はまだ、休み期間を利用した年1回ぐらいの経費ということではよろしいですかね。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	今回、令和7年度につきましては、現在のところ2回から4回ほどの経費で見えております。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	プログラミング教室の関連です。 なぜニンテンドースイッチを使ったものになるのか、というところをお尋ねしたいなと思います。 現在東峰学園では、iPadを使った形で、いろんなIT関連授業を形成していて、また、このニンテンドースイッチとなると、新たな端末をまた揃えないといけないという形になるかと思っています。 プログラミングに関しては全学年やっているものではないので、台数は多くはならないと思うんですけども、なぜニンテンドースイッチなのかについて、お尋ねします。
委 員 長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	ニンテンドースイッチ、なぜなのかと言いますと、実際、学園のほうではですね、パソコン等を使ってプログラミングをする活動をやっているということはお聞きしました。 実際ですね、熊本のほうで今ですね、ニンテンドースイッチを使ったプログラミング体験というのを、令和4年度から実施しているところがございまして、山鹿市

	さんになるんですけども、そちらのほうの情報等をですね、DX推進評議会の中で、NTTさんからのこういったご提案もあったということもありまして、実際に見に行かせていただきました。 学園の先生にもですね、一緒に見に行っていたんですけども、今現在スクラッチというソフトを使って、プログラミングはやっているということなんですけども、やはりそれに比べるとですね、日ごろ家庭でも皆さんほぼ、ニンテンドースイッチは持っているお子さんが多いというふうなお話を聞いておりまして、体験会を行った結果もですね、やはり普段使い慣れている端末、コントローラーでもありまして、非常に親和性が高いというところが、一つ理由として上げられるかなと思います。 実際に体験会を行ってみてですね、かなり飲み込みが早くて、大人だったらなかなかできないところを、もう子どもはですね、教えるまでもなく、一緒に購入しようと思っているソフトも、あまり先生の手を使わずに、ソフト自体にナビゲーションが付いてくるということもありまして、非常に先生の手はかからずに、子どもたちは覚えやすくできるというメリットがありましたので、こちらを今後取り入れていこうかと思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	全世帯にニンテンドースイッチはないかなと思いますので、逆に言うと、持っていない世帯というのは、ニンテンドースイッチ、欲しいという話にももちろん子どもなると思うし、その辺の兼ね合いってとても大事だなと思います。 逆に言うと、持っていない家庭は、じゃあ、そのニンテンドースイッチ貸してくれるんですか、というところも出てくると思います。 じゃあ、学校で、それで運用して、じゃあ、家庭でどうするかというのは、また絶対別物だと思うので、ニンテンドースイッチはみんないじってるからっていうのは、ちょっと理由にはなり難いかなと思います。 かつ、逆に言うと、ニンテンドースイッチ、学校で使った後に、プログラミング以外に何か使うんですかと言ったら、使わないですね。ってなると、ちょっと無駄じゃないかなと思います。 もちろん子どもたちが親しみやすいというのは、もちろんあると思うんですけども、子どもたちマイクラフトとか、何でも使いやすいものは、なんぼでも探していくので、必ずしもニンテンドースイッチである必要はあるのかなと、非常に思います。 逆に言うと今、東峰ファイブとやってて、どうやって子どもたちのゲームの時間をコントロールするかみたいなところも、保護者もですね、苦心するところもございます。 いろんな兼ね合いでやっていけばいいと思うんですけども、少し検討する余地があるんじゃないかなと思います。 他に、ニンテンドースイッチ意外に検討はされたんでしょうか。山鹿市の例もございますけれども。もう一度お尋ねします。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	今回はニンテンドースイッチという話が先にありましたので、今のところはですね、ニンテンドースイッチをメインで導入を検討していた部分はございました。 実際、議員さんおっしゃるようになってですね、持っていない家庭であったりとか、ゲーム機を授業に使うことはどうだというふうなお話も、もちろん検討段階ではございましたので、その辺山鹿市さんとかですね、山鹿市の先生等に確認してみた経緯もございます。

	ゲーム機とは言え、子どもは割り切ってやっているというところもございますし、中にはやはり親御さんのほうから、こちらのほうから質問としてですね、親御さんとして、ゲーム機を授業中でも使わせてくれるな、というようなことはありませんでしたかというような確認はしましたが、中には数件あったということは聞いておりますけれども、根気よくお話をさせてもらうことで、きちんと時間を決めて、あくまでもプログラミング学習のことでということで、理解を得ているというような話は聞いております。 今後、もし導入する場合にはですね、その辺も慎重に検討してですね、もう一度再考していきたいと思います。
委員長	6番 高橋委員
6番	ぜひ、いい形でですね、スタート切ってほしいなと思います。 決してニンテンドースイッチが悪いとは思いませんので。ただ、持ってない家庭もあるということを、ぜひとも頭に入れていただきたいなと思います。 もう1点、この徴収資料の中の上の段ですね。四角のところの評議会運営費が493万9千円かかっております。評議会を運営している、このDX推進評議会みたいなものは聞いてはありましたが、評議会を運営するにはいささか、ちょっと金額が掛かり過ぎではないかなと思います。ご説明をお願いいたします。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	現在、議員さんおっしゃるように、DX推進評議会の件ではあります。 現在推進しておりますDX評議会が産・官・学・金・言、それぞれですね、産業、役場、それから学業関係、大学ですね、金融機関、それから言論、あと東峰テレビさんとかですね、メディアの方をいろいろ招いて、東峰村の今後のDX推進について、検討していつている会ではございます。 こちら委員さんもですね、なかなか各界からお呼びしておりますので、通知関係とかですね、あと、なかなかこちらの役場まで来ていただけない方に対しては、オンライン環境での会議となっております。そのオンライン環境を構築するための機器の設定ですね、それからマイクだとか録画機材の設定等も含まれております。 それからですね、こちらの評議会運営プラスのワークショップもまた開催しようと思っていますので、そのワークショップの必要経費等も含まれているところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	著名人を呼ぶと200万ぐらいもし使ったら、ホリエモンと呼ばれる堀江さんぐらいを呼べるぐらいの金額なんですけども。ちょっと評議会を運営するにあたっては、個別の経費が見えないなと。 ただ、オンライン環境を整えました。人件費がかかりますと言っても、本当に著名人を呼ばないかぎり、こんなに490万という予算は付かないんじゃないかなと思います。直接経費的な部分で考えるとですね。 委託費の中で織り込んであるので、それを何に使用するという部分が見えにくいんですが、今一度この490万の内訳をご説明いただけますでしょうか。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	先ほどの私のほうが申し上げた部分以上ですね、細かい明細のほうはいただいておりませんので、こちらについては再度うちのほうでですね、委託先のほうから資料をいただけたらと思います。よろしいでしょうか。
委員長	6番 高橋委員
6番	あと、その資料について、出ていただけるのであれば、DX推進評議会が、どういったことを検討してきてというのを、一番最初から出していただけないですかね。

	基本的には、そのDX推進評議会ですべて決まってきたことがどんどん予算化されて、押し寄せてくるんですけども。 それまでの過程を一切議会で説明ないまま、予算化されてくるものばかりなんですよね。もちろんすべて悪いとは言わないです。先進的なものを行っているんですけども、どうも何か村民は置いてけぼりを食うようなところも見受けられるので、どういった協議をされて、何を見て、何をされているのか、というのが分かれば、もう少しこちらも理解ができるのかなと思うので、その資料もDX推進評議会が一番最初開かれた時から、ぜひ、出していただけますでしょうか。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	はい、分かりました。第1回からですね、資料のほうを出させていただきたいと思います。
委員長	5番 梶原委員
5番	これは、どれになるかなと思うんですが、とほっぴペイカードの使い方なんですけど。 住民福祉課でも言ったんですけども、タクシー券で500円で使っている。あと、免許証返納は10円単位と、いろいろ使い方があるわけですよね。 だから、そこをみんな合わせてというか、全体同じような使い方ができるようにということを言われているんです。利用者からですね。その検討ができますかどうか、お願いします。
委員長	もう1回。 5番 梶原委員
5番	全部同じような使い方できるように、検討ができますか、ということです。
委員長	村長
村長	言われているところというのは、たぶん免許返納の分については10円単位でタクシーチケット使えるとか、外出支援タクシーについては500円単位とか、そういう使い勝手のことを言われているのかなというふうに思っているところでございます。 これについては、基本的な使用としては、1円単位で使えるんですけど、1つあったのが、やっぱり1つ乗合タクシーと外出支援タクシーのすみ分けという話の中で、一定の負担を求めるスキームが、やっぱりきっちり出来上がらないと、ちょっとそれをやってしまうと、もう100%補助というのは、基本的にこういった福祉の分にはそぐわないと思っておりますので、そこら辺りを今、ちょっと検討しているところでございます。 負担をどの時点で求めるのかという、非常に大事なところもあって、本来であればタクシーに乗っている時に、例えば1,000円チャージすると、例えば5,000円とかポイントが入って、その中からタクシー代を10円単位で払って、小銭が出ないとか、そういった形とかですね、ちょっとどういう形でそのスキームというか、組み上げをするかという部分が、ちょっとまだはつきり決まっておりませんので、その部分については、より使いやすい方向で対応はさせていただきたいというふうには思っているところでございます。
委員長	5番 梶原委員
5番	私、確か去年、聞いたですよ。 村長がまた、今言った、同じようなことを言われたんですよ。どういうふうになったらいいか、検討してみますって。じゃあ、検討していないじゃないですか。 それと住民福祉課でちょっと問題がありましたけれども、変な噂が出てですね、全部使えるというふうになった。それを、もう説明をして回ったりとか、していた

	ところがあって、自分たち事業者としてですね、いろんなところから「なんで、なんで」って言われるわけですよ。 だから今言ったように、いろんな法律のこととかあって、なかなかできませんと。自分たちはそれを言うんですけども、利用者の方はそれ納得してもらえないんですよ。「同じやけん、できろうもん」って、「同じカードに入っとるやんね」って言われるわけですよ。 佐々木委員も住民福祉課のときにも聞いたんですけどね。 やっぱり同じカードでいろんな使い方が、せないかんとか、ちょっと難しいと思うからですね、できるだけ早く検討はしてください。いかがですか。
委員 長	村長
村 長	分かりました。 どういう形で負担を取るかという部分で、ちょっと実現に向けて、実現化の検討を進めていたんですけど。 負担金をいつ貰うか。噂話が先走ったという部分、これについては、ちょっと課内の情報というか、まだ決定事項でもない部分を、「なんかこういうふうになるらしいよ」と言っていて、流れたというところについては、やはり課の中のコンプライアンスと申しますか、やはり情報についての認識がいろんな形で薄かったと申さざるを得ない。 この部分について、ただ、そういう中で、やっぱり負担の分を当初に何万とか負担するのは厳しいという現実の声をいただいた中で、やっぱり制度については、負担はしていただかなければいけないけど、無理がないような制度を作らなければいけないということで、もう少し時間がかかるということも考えておりますので、これについては、年度途中というわけにはいきませんので、できるだけ早く制度を検討いたしまして、また議員さん等にもご相談というか、ご報告、協議をさせていただきたいと思っております。以上です。
休 憩	
委員 長	１６時まで休憩します。 （１５時５２分）
再 開	
委員 長	休憩前に続き、再開いたします。 （１６時００分）
委員 長	質問はありませんか。 ６番 高橋委員
６ 番	ちょっと再びＤＸで申し訳ないんですけど。 徴求資料２９ページのほうを、もう少しご質問したいと思います。 先ほど樋口委員よりＢＩダッシュボード並びに人流分析ツール等の質問されたかと思えます。もう少し詳しくお話を聞きたいんですけども。 この人流に関しては、どのような手法、例えばビーコン等何か使われてされるのかっていうのと、とほっぴペイのデータ分析に関しては、今後ですね、どういう購買行動をとっているかというのは、非常に興味もございますので、やっていただきたいなというのはあるんですけども。 人流に関しては、どういうふうに測るのか、どういうツールを使われるのか、お尋ねします。
委員 長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	人流分析につきましてはですね、徴求資料７番の中段にあります人流分析ツール導入委託費ということで、こちらのデータワイズ社のエリアマーケットという分析

	ツールを使用する予定です。 こちらの分析ツールがドコモの会員さんのデータというのを収集して、そこに今個別の、個人情報まで分からない部分での性別とかですね、そういった他の情報も紐づいてきますので、そちらを紐づけて、分析して、さらに拡大推計と言いますか、ドコモの利用者の全国の割合から、またそれを全体の利用率に割り戻すというかですね、全体の利用者に拡大推計したものを、分析ツールとして利用する予定でございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	これも、もし資料があれば、僕もこれネットで調べてみたんですけども、いろいろ担当部署を入力しないと資料出てこなかったの、出していただきたいなというので、実際のところ人流といっても、じゃあ、どこまで詳しく、A店舗まで行ったお客さんが実はB店舗まで行ってましたというようなところであったり、というのが分かるのかというのと、人流以外にドコモから得られる情報があるのかどうか。例えば購買等で、ドコモのd決済的な部分まで入るのかどうか。 というのが、金額的に言うと、とほっぴペイのデータ分析というにしては高すぎるなと思っております。 というのが、とほっぴペイの、やはりユニークユーザー数から言うと、どうしてもそんなにかからないんじゃないかなと、いうところがございまして、もう少しその辺がご説明できれば、お願いいたします。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	私もですね、この人流分析ツール、触ってみたことがあるんですけども、議員さんおっしゃるように、ここの店舗に訪れる前に、どこの店舗に寄っていたかとかいう前後の分析も可能ですし、先ほど申し上げました、たぶんd会員か何かはですね、個人の年収だったりとか家族構成とか、その辺のデータも含めて持っておりますので、その辺まで含めたところの分析ですね。こういった年代だったり、どのくらいの年収の層がこちらに寄っているとかですね、そういった分析まで可能となっております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	併せて、先ほどもあったふるさと納税の部分、DXに関する部分でお尋ねしたいと思います。 この返礼方法については、私も一般質問等ですね、お尋ねしたところでもありました。これが進むのは非常にうれしいなと思いつつ、このふるさと納税をとほっぴペイに換券というかですね、をした場合の、返礼品率、先ほどちょっと手数料が取られるのかどうかの話もあったんですけども。 結局のところ経費的な部分が半分、要は50%以内という部分が定められたうえで、なかなかいろんな運送費等で返礼品率が今下がってきている状況である中で、これはあんまり経費がかからないので、30%ジャストでいけるんじゃないかなという思いもあって、おそらく同僚議員さん、聞かれた部分もあるのかなと思います。 今一度、このとほっぴペイにふるさと納税した場合に、返礼品率、何%になるのでしょうか。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	委員さんおっしゃるようになりますね、通常のイチゴだったりとか、水炊きとかですと、チルドで郵送したりということで、結構送料のほうがかかってくるので、なかなか返礼品率が3割いけないところもございまして。 ただし、このとほっぴペイにつきましては、郵送する手間等ございませんので、30%、1万円のご寄付いただいた場合は、30%の3千円の返礼ポイントという

	ことで、今やっております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6 番	一番東峰村のふるさと納税で高い返礼品率になると思うので、地元に来ていただくお得感というのは出せるいい取り組みだと思います。 しかしながら、今言われた、県共通品であったり、配送費が掛かる物の返礼品については、今後さらに厳しくなるのかなと。 一般質問の折にも言わせていただいたんですけども、昨年度途中から返礼品率が変わった経緯がございます。今一度今年、今シーズンのふるさと納税の返礼品率は、どのような形で設定をされているのか、もし各社違うのであれば、そういった情報もお伝えいただきたいと思います。
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	ふるさと納税の返礼品率としましては、さとふるのほうがですね、26%、スターシードのほうがですね、25%、さとふるの村外の返礼品率については26%、スターシードの村外の返礼品率については25%、村内の返礼品率につきましては、全社とも28%で行っております。
委員長	3番 佐々木委員
3 番	同じふるさと納税の件ですが、最近ちょっと減ってきてるんじゃないかと思うんですが、額がですね。増やしていくための方策と言いますか、何か考えておられますでしょうか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	寄付額につきましてはですね、確かに昨経費の関係で変わりました、他自治体とのですね、比較等で、なかなか厳しい状態で、今年度はかなり落ちているというところは、実情としてございます。 先ほども出ておりますようにですね、その一環として、さらなる取り組みの一環として、ふるさと納税の地域ポイントですね、そちらのほうの対応等を始めたところではございます。 また、今までの継続としてですね、お礼のお葉書等は送って、この辺のところは、やはり送られた方は、かなりありがたいかですね、好意的な印象で、またリピートしてくださっているという部分もあります。その辺のところはまた続けていきたいと思います。 また、それとですね、なかなかこの辺は難しいところもございますけど、魅力的な商品の発掘ですね。こちらのほうも重要かとは思っております。 ただ、なかなか村内ではやはり陶器とかですね、その辺のところが主にはなってきます。最近はですね、お米は高くなっております。その辺も積極的に出していきたいというところはございますけども、現時点でですね、なかなかこれというところは打ち出しておりませんので、このところはですね、辛抱強く、少し検討しながら、また、1品でも多く魅力的な商品が出るようにですね、働きかけ、もしくは検討のほうをしていきたいというふうに考えているところです。
委員長	3番 佐々木委員
3 番	よその自治体を見ると、呼び込むための返礼品みたいな、宿泊券とかゲーム券みたいな、どこかの施設で遊べますよとかね、そういったものを工夫してますよね。 うちでもキャンプ場の利用券とか、何らかの形でできるんじゃないかとかいうふうに思うんですが、ぜひ工夫していただきたいと思っています。いかがでしょうか。
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	キャンプ場の宿泊券とかは、もう既に現在やっております、他のものをですね、検討をしていきたいと思っております。以上です。

委員長	4番 高倉委員
4番	徴求資料の19の乗合タクシー（のるーと東峰）の仕様書（案）についてです。 説明会の時にもお話ししましたが、今現在、毎日ではないと思いますけども、小石原から来た乗合タクシーが、塔の元で乗る人がいないからということで、杷木まで行かずにそのまんままた帰る。そういう体制を取っているということがありまして、行政と業者さんとの話し合いの結果、そうなっているというふうなお話がありました。 それで今回、仕様書を見てみますと、業務内容のところにもそのようなことは謳ってありませんが、今後も、もし乗る人がいない時には、そういうことが起こるのでしょうか。 そうであれば、ここに載せとかなないといけないんじゃないかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。
委員長	福島主任主事
ふるさと推進課主任主事	今回ご提出させていただいています徴求資料は、すみません、こちらの認識が間違っていて申し訳ないんですけど、こちらが認識として提出しているのは、あくまでA Iオンデマンド、乗合タクシーのA Iシステムに関する交通運行支援業務、そちらの仕様書を求められたと思って提出させていただいているところでございます。 今、高倉議員さんおっしゃられる、途中で帰宅されるだっただけの話はですね、また運行支援業務、また別の委託業務、交通事業者との契約内容になりまして、今回提出している徴求資料とは別の仕様書になるかと認識しているところでございます。以上です。
委員長	4番 高倉委員
4番	じゃあ、違う仕様書について、そういうことが謳われるのでしょうか。
委員長	福島主任主事
ふるさと推進課主任主事	委託費にあります交通事業者と契約します運行車両管理業務委託、こちらに関しての仕様書については、令和7年度分は現在作成中でして、また7年度の4月1日、実施に向けて、今後交通事業者との協議の場も重ねつつ、中身についての文面だったり、内容については精査していこうと考えているところでございます。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	主要事業説明書の25ページをお願いいたします。 2款1項22目地域情報通信費です。 予算説明会の折に、「予算委員会で説明をお聞きしたいと思います」と言った項目です。 番組制作委託料の中に含まれております防災無線の朝夕のお知らせ放送に関する委託に関する部分です。決算委員会の折にも、この部分は指摘をさせていただきました。 防災無線の朝夕のお知らせを行う際に、委託契約でもありながら、地域おこし協力隊の人が読み上げを行っている件についてです。 やはりなかなか委託事業者に委託料としてですね、払っているにもかかわらず、やはり地域おこし協力隊が読み上げるという部分に関しては、やはり地域おこし協力隊が会計年度任用職員ということもあるのと、あと、出てきた資料の中にも、1日当たりの積算根拠が出てきた部分もありますので、そういった部分で、1日当たりいくらというふうな形の委託料の中で、協力隊の方が入っていくのは、少し理解がしがたいというお話でございました。 最終的に、どういったふうな形というかですね、検討されたのか、まずお聞きし

	たいと思います。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらのほうですね、防災無線関係というところで、委託業者のほうと話等はさせていただきます。 結論から申しますと、基本的にこちらの放送経費、基本的に全額、直接放送をしている経費だけではございませんで、その放送のためのデータ等の作成、それから管理、それから修正と、全体のコーディネート、こちらのほうの経費も含んでおるというところで、基本的にお支払いしておるのは、地域おこし協力隊さんがされている業務以外の分、そういったデータですね、もの、放送等の製品ですね、こちらのほうの制作管理等が主というところで、また、地域おこし協力隊以外の方がですね、放送された時のそういった手当、報酬ですね、そういったのも含まれているというところで、整理のほうはなっているというところになっております。
委員長	6番 高橋委員
6番	となると、見積もり根拠で出てきた計算額とは、結局違うことになってしまいますよね。1日当たりの制作単価で出てきた中で、じゃあ、それをどうやってやり繰りされているんですか、という話になると思います。 じゃあ、例えば協力隊の方が読まれた時に、浮いた経費に関しては、それは、事業者の利益としてよろしいのでしょうか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ですので、基本的に、その単価の分というのが、放送している分じゃなくて、放送内容の制作が主でありまして、そういったところの監督とかですね、総合的なプロデュースが主でございますので、基本的に委託業者はこちらのほうの掛かる費用が上がってきているというような認識でございます。 ですので、地域おこし協力隊さんが入った、入らないで、その金額が変わっているというわけではないというふうに思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	さっきも課長、説明の中で、要は、協力隊じゃない方には謝金を支払われているという話だったと思います。謝金が支払われたり、支払われなかったりする方が混在しているような業務体系というのが、少しちょっと理解ができないのと、やはりその委託業務の中に会計年度任用職員の方が入られて作業するというのは、やはり通常考えても理解ができないんですよ。 これが放送業務だから、なんかこう、ちょっと話難しくしているようですが、じゃあ、これが土木工事であったり建築工事であったり、そういう工事関係だったらどうですか。なんかちょっと違いますよね。 なんか業務が放送業務だからこういう企画意図じゃなくて、同じ委託業務の中に協力隊が入ってっていうのは、ちょっとあの積算根拠の中からは理解ができないです。 おそらくのところ、番組制作委託料のところと協力隊の東峰テレビの番組制作に関わる部分を、うまく引用して、されていると思うんですけども、あの番組制作委託料に関しては、以前のケーブルテレビ審議会の中で、なかなか番組制作委託料、その当時もこの600何十万だったと思います。 それでは難しいので、それに協力隊を使わせてほしいというかですね、招聘させてほしいで、プラスした経緯があります。 なので、その経緯とは、今回のこの防災無線の読み上げに関しては、ちょっと話が違うと思うんですよ。それは、それでいきさつがあって、番組制作に人も足りないしというところで、その人の追加として協力隊充てたというのとは訳が違う

	ので、やはりそれとは整理をしていかないといけないんじゃないかなと思います。 やはり委託業務の中で、協力隊が出たり入ったり、出ている時もある、出ない時もある、協力隊じゃない方には謝金が払われて、協力隊には謝金が払われない。というのは、謝金が払われないのは、会計年度任用職員だから。 そういうふうな、いろんなことを考えていくと、やはりこの事業自体すっきりさせておかないと、村民の理解も得られないんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	経費の中身等に関しましてはですね、基本的にはそういった総合的管理の分が単価として上がってきているというところで、その中で協力隊以外の方が読み上げた時に払う報償費というのはですね、その範囲の中で事業者さんが考えて、運営上行われているというふうに考えておりますので、そのところにつきましては、こちらとしては問題ないかというふうに考えております。
委員長	6番 高橋委員
6番	簡単な方法を申し上げると、もう読み上げの部分だけ直接経費にされたらどうですか。報償費として、協力隊じゃない方には役場から払われて、協力隊がしたら、協力隊の業務の一環としてしていただければよくて、それ以外の企画であったり、要は、読み上げ文の作成等は、プリズムさんがされているのであれば、それは、それだけの委託としてされたほうがいいんじゃないかなと。 それが混在した中で、委託業務の中で、協力隊も一緒に活動されているというのが、住民の方も理解ができないという声はいただいております。 そういうふうにしないと、やっぱりある意味、公務員の立場の方が、委託業務の中でしていくというのは、やっぱり委託を受けた方も、そういう気じゃなかったとしても、なんか違う意味合いで取られてしまうんじゃないでしょうかというお話です。ご理解いただけないでしょうか。
委員長	村長
村長	全くの正論だと思っております。 元々がですね、一括、もう一式の中で月5万円という数字、それを説明根拠のために上げてたという実情はあると思いますけど、言われている分は全くの正論でございますので、7年度、新しい防災無線のシステムに入って、基本的に通常の放送は、文字打ち込みの音声合成になる、確か予定。 たぶん、ちょっと協議できてないですけど、と思いますので、今後については、その入力までが、この業務で行うのであれば、そういう形になると思っておりますので、今後については、きっちり今後整理をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	この件に関しては、実は久々プリズムの代表の方ともお話をさせていただく機会があって、どうも役場の方とも協議されて、直接話してくださいみたいな話で、話をしたんですけども。 この番組制作委託料に関しても、やはり協力隊を新規で付けた時から、やっぱ形として変わってなくて、それにも限界があるんじゃないかなと、僕も話している中で思いました。 そもそも村としても、この東峰テレビをどうしていくのかというのを、今、開業から15年が経つところに来て、一企業に委託してというのじゃなくて、やはり村として、この東峰テレビをどうしていくかというところを、しっかり考えるタイミングに来ているんじゃないかなと。

	要は、このまま収束させるとかそんなじゃなくて、やっぱり今まで続けてきた部分を、村として責任を持って、しっかりとやっていく時期に来ているんじゃないかなと。それが指定管理であったりとか、村があそこの施設を、施設というかですね、放送自体をですね、しっかりと継続させていける形というのを、しっかり見つけていかないと、今後やっぱり協力隊が委託事業としていろいろ動かれる時に、どうしても理屈が分かる、理屈を繋いでいってくれる人がいる間はいいいですけど、やはりそこを追及された時に、やっぱりおかしいよねとなってしまったら、本末転倒だと思います。 しっかり村として、この東峰テレビという施策をどうするか、考える１年間にするべきではないでしょうか。お尋ねします。
委員長	村長
村長	村としてどういう放送をするか、村の人が、村の顔が見える放送、これが最も基本だというふうに思っております。それを表現するために、今、プリズムさんというか、行っていたいているというところで、これについて、どういう形で今後進めていくかという部分については、随時、自分も岸本さんと話すことはございます。 ただ、やりたい、やりたいという部分が多い。経費の中でどうにかやり繰りをしているという部分も、実情としてはございます。 その中で、最もいい番組を作っていたいているというところは、感謝申し上げますので、内容について、いろんなプログラムの、ここ数年は確か変わってないですけど、新しい番組を作りたいとかいう時のコンセプトとかですね、そういった分については協議を行いながら行っております。 村が直営というのは、たぶん、もう放送の内容的に無理というか、厳しいので、やっぱりノウハウのある方から、そういう番組を作っていただくという建て付けは変わらないのかな。 ただ、そこについて、今後いろんな形で協議というか、その中でどう進めていくか、この視点はですね、やっぱり必要だなというふうには思っております。 ただ、劇的にチェンジするとか、そういった部分については、今後の話になりますけど、今年度、来年度、その話をですね、するところまでの認識は、自分としては持っていないというところの、ちょっと中途半端になりますが、回答になります。以上です。
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。
散会	
委員長	これを持ちまして、本日の予算審査特別委員会を終了いたします。 明日３月１１日は、午前９時３０分から再開します。 本日は、これにて散会します。 （１６時２８分）

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

令和7年3月11日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和 7 年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

令和 7 年 3 月 1 1 日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 議案第 1 9 号 令和 7 年度東峰村一般会計歳入歳出予算

日程第 2 議案第 2 0 号 令和 7 年度東峰村簡易水道事業会計予算

日程第 3 議案第 2 1 号 令和 7 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出
予算

日程第 5 議案第 2 2 号 令和 7 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予
算

開 会	
委 員 長	おはようございます。 ただ今の出席委員数は、１０名です。 定足数に達していますので、１０日に引き続きまして予算審査特別委員会を開催します。 （９時３０分）
委 員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第１	
委 員 長	日程第１ 議案第１９号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出予算」について昨日に引き続き、農林建設課から質疑を行います。 歳入に関する質疑につきましては、それぞれ所管の歳入費目についてとします。歳出については、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。質問者は、ページ数を最初に言いまして、質疑を行っていただきたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いします。 ７番 大蔵委員
７ 番	説明書の４２ページ、６款１項１７目ライスセンターなんですが、今回籾摺り機等で上がっております。これは更新なのか、新設なのか、お聞きします。
委 員 長	阿波係長
農林建設課係長	ライスセンターのほうの籾摺り機の機器につきましては、こちらは更新という形で、今回予算を計上させていただいております。
委 員 長	７番 大蔵委員
７ 番	ライスセンターできて、まだ１０年そこそこだと思いますが、耐用年数前に更新ということになるんでしょうか。
委 員 長	阿波係長
農林建設課係長	ライスセンターにつきましては、稼働いたしまして、今年の６月で８年目を迎えるという形になっております。 当初ですね、５カ年の計画をしておった中で、１５０％程度ですね、稼働率があるというのと、機械自体に対しても、基本的に今回籾摺り機ですけども、耐用年数、業者さんに尋ねても７年から８年程度というところと、時間的なものは、もうかなり増えているというところで、今回更新をするというのが１点と、昨年とか一昨年度からですけども、籾摺り機の機械、中の網ですかね、が壊れたりしてて、一時期、去年は２日ほど停止をしております。 そういったこともありまして、今回、更新という形を取らせていただこうと考えておるところです。
委 員 長	７番 大蔵委員
７ 番	民間の業者ありますけれども、そういった網が壊れることは当然あるわけですね。そういったことの段階で、もう更新とかいうのは、ちょっと早いような気がするんですよね。絶対民間やったら、それを修理しながら使っていくんだと思います。その辺りは、修理は難しいんでしょうかね。お聞きします。
委 員 長	阿波係長
農林建設課係長	ライスセンター導入しております機械につきまして、いわゆるもう一般の品物ではなく特注品ということで、修理等につきまして熊本のほうの業者が基本来ますけども、昨年度につきましては、熊本の業者さんではできないということで、東北のほうにあります、そちらのほうからエンジニアと言いますか、機械のメンテナンスをする専門の方が来られたというような状況がっております。 ライスセンターのほうですね、小さなバンドとかですね、そういったものは村内

	の業者さんを当然利用させていただいて修理等は行っておりますが、網といいますのは、中の何か、ほんとと特殊な網で、村内の業者とか近隣の業者で、6年度、本年度は、秋の穫り入れにつきましては修理が、地元の業者とか熊本のほうではできなかったということで、時間を要するといったところもありましたので、それとあと更新時期、耐用年数等もう超えているという、先ほど申しましたように、稼働率のほうがですね、当初計画よりかなり超しているということ、これはうれしいことですけども、ありましたので、それこそ最悪の場合ですね、止まってしまうともうどうしようもないというところもありましたので、今回計上させていただいたところでございます。
委員長	7番 大蔵委員
7番	今年度はですね、色選も変えましたね。色選あたりも耐用年数、ちょっと早いんじゃないかなと思ったんですね。この機械も早いなと思ったけど。 答弁のように、修理がなかなか難しいというなら仕方ないですけども。 例えば、今年の色選あたりも、そんなに早く更新する必要はないかなと思っていました。今回、また乾燥機、本年度も、そしてまた来年度も、乾燥ですよ、入ってますが。そもそも大きな機械は使っていないんですかね、今、乾燥の。お聞きします。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	乾燥機の稼働状況についてですけども、ライスセンターありまして、大きいものがメインでありますけども、ここ最近ですね、小口の農家の方と言いますか、搬入が多いということもありまして、大きいものではですね、最低入り込み量というのがあって、使えないという部分がありまして、昨年度ですね、小型の乾燥機を導入させていただいたこともありますし、7年度の当初予算につきましても小規模農家と言いますか、20石とかですね、その辺りぐらいの対応できるような機械の導入ということで、今回させていただいているところです。 稼働率というところですね、どのくらい、ちょっと手元にございせんけども、ライスセンターのほうですね、何石から何石とかですね、50石程度、それから小規模の20石程度とデータを持っておりますので、後ほどお手元のほうにご提出させていただければと思います。
委員長	7番 大蔵委員
7番	最初ライスセンターができた時、こんな大きな乾燥機必要ないなという声もありました。そういった中で、個別乾燥を求める農家の方多かったんですね。 だから、後で、この中で出てくるのは分かってましたけど、最初から分かったことなんですね、これ。小型機が欲しいというのはですね。 でも今、農家からの要望もありますので、こういった予算は私たち認めていきたいと思いますが、計画性を持ったですね、運営の仕方をやっていただきたいと思います。答弁は結構です。
委員長	5番 梶原委員
5番	説明書が40ページ、予算書が174ページ、農業振興対策費です。 振興作物推進環境整備事業ということで、ビニールハウスが入っていると思います。 これ、もう前々から言っているんですけども、建て替えが、補助が少ないんですよ。新築は、今度7割とかいうふうにさせていただきましたけど、もう30年、40年、下手するなら50年使っているビニールハウスがあるわけですよ。 お子さんが、子どもさんとか跡取りの人がですね、やろうとするときに、建て替えはそこまで補助が出ないと。どうして建て替えは出ないんですか。建て替えも新築なんですよ。ただ、場所が同じというところだけなんですよ。

	それで、建て替えは出ない、新築は出る。そのところをちょっと、分かりやすく説明していただけませんか。
委員長	梶原主任主事
農林建設課主任主事	委員から質問いただきました、振興作物推進環境整備事業のハウスの補助につきましてですが、要望を農業者の方からいただきまして、それに沿って割合をちょっと上げるところにしておりますが、新規の建てるものに関しては、補助率を上げるというふうに、今回、させていただいております。 その内容としましては、経営を農業者の方に考えていただく部分も含めて、新規で建てる部分は70%ということで、今回は組んでおりますが、更新の部分に関しても、今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。
委員長	5番 梶原委員
5番	今言ったように、考えてもらえるのはいいんですが、今言ったように、そんなによそと違って土地はないんですよ。だから、古くなったところに建て替えというのも新築と認めていただきたいと思います。 それと同じ項目なんですけど、種子の補助ですね。 振興作物が今、野菜のほうです。振興作物のほうは、補助率が下がっているんですよ、いつの間にか。前、もうちょっとあったんですよ。 言ったように、前も1回一般質問でしたと思うんですけど、農業振興の大会のほうで一応お話しするとは思いますが、なんか補助率はいつの間にか下がると。決める場所が分からないんですよ。 だから、野菜の振興作物もですね、もう少し補助率を上げていただくわけにはいきませんか。
委員長	梶原主任主事
農林建設課主任主事	振興作物の種子や苗代についての補助につきましては、一時的にですね、コロナの補助金におきまして、補助率が少し高くなっている時期がございました。 その時期を過ぎまして、現在、通常のとおり補助率に戻っておりますので、下がったという印象を持っていただいているように思いますが、この補助内容を決めていく内容につきましても、いろんな方の意見を踏まえながら、決定していくようなプロセスを考えていきたいと思っておりますので、お願いいたします。
委員長	5番 梶原委員
5番	考えていただけるということですので、考えていただきたいと思います。 土づくりのほうは、まだ高いですよ、補助率。だから、土づくりと同じぐらいにいただきたいと思います。
委員長	梶原主任主事
農林建設課主任主事	全体の内容を見直しを含めまして考えていきたいと思っておりますので、今後よろしくお願いいたします。
委員長	6番 高橋委員
6番	主要事業説明書の43ページをお願いいたします。6款2項10目森林環境整備事業費に関してです。 基本的にはこの森林環境譲与税を使った事業という形で認識しておりますけれども、この森林環境譲与税の使い方ですね、をどのような形で今決定をされているのでしょうか。もし、何か計画等があるならお伝えいただきたいと思います。
委員長	梶原主任主事
農林建設課主任主事	現在、森林環境譲与税の使い方につきましては、農林事務所、森林組合、役場と会議を行いまして、どういった内容で使っていくかの打ち合わせを行いながら、どういった方針とするかを決めていっております。

委員長	6番 高橋委員
6番	森林環境譲与税自体は、今後もなくならない財源だと思っております。 先ほどから同僚議員のほうが農林業振興に関する部分をご質問されておりますけれども、農林業振興協議会で、農業部門はすごく話があるんですけれども、農林業と言っておきながら林業の話が全く上がっていないにもかかわらず、毎回森林組合の方に出てきていただいているのは、非常に申し訳なさをいつも感じております。 こういった県の農林事務所であったり、森林組合さんであったり、話しているのであれば、しっかりとその協議の土台をもう少し公の場で協議する構えを持って、例えば、その内容が農林業振興大会等に反映されるような、そういった一連の流れを作って、もう少し林業の盛り上がりをつけるべきではないでしょうか。質問です。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	確かに農林業振興協議会の下部組織としては、生産検討委員会や流通関係、営農関係が入っているんですけども、確かに林業関係については、ちゃんとした取り組みについてですね、土台がまだできてないところがありますので、今言ったいろんな打ち合わせ、協議を踏まえてですね、農林業振興大会に踏まえてですね、そこに上げるような仕組みをまた作っていきたいと思っております。今後検討したいと思います。
委員長	6番 高橋委員
6番	やはり日頃の協議を進めていくことで、ちょっと集まったメンバーというか、委員さん方が農業のほうにすごく比重が大きくなっていますので、委員さんの構成自体もやはり林業の方、今、取り組まれている方も増えてきておりますので、上流のほうから下流のほうまで、例えば林業従事されている方や林業の取り組みされているグループの方、あるいは下流のほう製材関係さんであったり、あるいは今、木工塾をされている方であったり、いろいろ幅広いと思います。 そういった部分も少し考えていかないと、ちょっと看板倒れになりますので、ぜひ、ちょっと委員さんのほうの構成自体もご検討いただけますでしょうか。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	確かに議員さんのおっしゃるとおりですね、いろんな仕組みを作るためには、いろんな関係者のご意見を反映しないといけないということでございますので、森林組合さん以外を含めた製材所とかですね、いろんな団体さんも含めてですね、委員の構成も改めて検討したうえで、進めてまいりたいと思っております。
委員長	10番 伊藤委員
10番	予算書の199ページ、公共土木施設災害復旧費、ここで予算としてはですね、工事請負費が6,000万という形で出ております。 徴求資料の中で、いただいた中にもですね、これに関する単独災害の復旧の一覧表も出ておるかと思えます。 それで、昨年でもですね、ずいぶんこの令和5年度のもので、災害復旧工事費は使って来ておるわけなんですよ。令和6年度1億5,300万というような形となっております。 それで、令和5年度における災害工事は、本来この7年度で概ね完了するののかということについて、まずお尋ねしたいと思います。
委員長	災害対策室長
災害対策室長	議員さんの質問に言われます、7年度の完成というよりですね、補助災のほうを優先してやっていますので、一応今目標としているのは8年度でございます。 ただし、7年度で終わる分につきましてはですね、早めに終わらせていきたいんですが、どうしても工事量が多いものですから、8年度を完成の予定と考えている

	ところでございます。以上でございます。
委員長	10番 伊藤委員
10番	なかなか災害が終わらないし、復旧もなかなか最終的には進まない、という状態が多く見れるわけなんです。 その中で、どう言ったらいいのかな、一部の何か小さい所がたくさんあって、その部分が遅れていると、するものが費用としてはかかっていると、というようなところは、多少は理解できるんですが。 8年度、先ほども8年度には、一応5年災については終わるということで明言いただいたんで、これで終わるのかなと、非常に29年災もまだ最終的には終わっていないのかなということで、期間的に非常に長くなっておりますので、8年度ですっきり終われるということであればいいのかなとは思いますが。 この農地・農業災についても、ここに色分けしていただいております。 この中についても、なかなかこの色分けの中だけでは、終われるのかと、いうところを危惧するところなんです。 一応こうやってやりますということでありまして、これについても、農業災についても、今年度大体目途がつくのかと、いうところについてはどうなふうですか。
委員長	杉野係長
災害対策室係長	農地・農業施設災害復旧事業につきましては、現在、査定を受けた分に限って言いますと、98%の発注率という形になっております。 今年度完成率と致しましては42%、これは件数に対しての割合でございますが、残りまだ50数%がですね、令和7年度への繰り越しという形になっております。 ご心配されたとおり、どうしても農地・農業施設災害復旧事業になりますと、被災したところがですね、山であったり、河川沿いであったりというようなことで、今現在、河川工事がですね、先行して進められておりますが、やはりどうしても河川復旧が終わった後という形になりますので、やはり工事的にはですね、最後のほうになってくるわけでございますが、現在県のほうもですね、河川災害復旧工事のほうを、今年度出水期前までというところで目標を立ててですね、やっておりますので、県河川沿いにつきましてはですね、今年度目途がつくというふうに考えております。 ただ、まだ村の河川工事復旧事業につきましては、まだ完成率がですね、現在、今年度末ですね、33%の完成率でございますが、やはり先ほど災害対策室長申しましたとおり、まだちょっとかかる場所もございますので、令和7年度中に終わりたいというふうに考えておりますが、村の河川それから迫地区を含めまして、今、砂防工事が進められておりますけれども、こちらもやはり砂防工事が優先して河川工事、それから農地災害となってきますので、その辺りちょっとお尻がですね、まだはっきりここで断定というまではいきませんが、早期に復旧できるように、県それから村の内部でですね、調整を図っていきたいと考えております。
委員長	10番 伊藤委員
10番	確かに県の工事とですね、絡みでどうしても遅れてくるという分については、分かります。今まで29年災もそういう形になってきてたんですね。 しかしながら、なかなか農地をですね、順番的に遅らすと、もう農地の受け手がないと、というようなところの心配もありますからですね、できるだけ先延ばしせず、早い対応をしていただきたいというふうに思っているところです。 それから農地も、山腹に関するものについては、29年災のものもまだ手つかずと、いうところもたくさんあるのかなと思うんですね。

	そういうものについての、今、どうしますということとはできないと思いますけども、方向性として、今後どういう形で進めていきたいと、予算を作っていく中にもおいてですね、いろんな補助事業等も絡めてやっていかなければ、なかなか費用的には出てくるのかなというところがありますので、その辺りのところの、最後に、どういうふうに対応していくかということについて、お聞かせ願えたらと思います。
委員長	杉野係長
災害対策室係長	先ほど議員さん言われました、具体的な場所とかございますか。山腹とかでまだ終われてない箇所が見受けられるということで、具体箇所とかございましたら。
10番	具体的な箇所とかではない。
災害対策室係長	一応ですね、29年災がまだ終わってない箇所、具体で申しますと、まだ今、本迫川、屋椎に関しましては、今砂防工事が進められておりまして、一応こちらに隣接する農地については、今年度完成する見込みでございます。 それに支川となっております屋椎川というところがございますけども、こちらはまだ県の砂防工事で、本堤、ダムの堰堤はできているんですが、流路工がまだ整備されてない。 これに近接する農地、山が一部崩れてですね、土砂が入り込んでいる状態なんですけど、この仮設道路等もないということで、一応この砂防工事に併せて土砂を撤去するというようなことで、考えているものはございます。 ただ、まだ具体ですね、県のほうから事業の実施は説明があっているんですが、まだ、いつから変わるとかですね、地元のほうにもまだ具体的な説明がまだない中で、そういったふうに山腹がですね、崩れとって、まだ、治山工事を待っている状態とかいうところもあるんですけども。 先ほど言いましたとおり、できるだけですね、やはり財源が、村の負担が小さくなるようにというところでございますが、既に災害査定はもう終えておりますので、国の補助等は受けられない。 その中で財源手当てをどうするかというところで、村としては基本的に起債事業ですね、いわゆる単独災害、他事業の関連により着手できない箇所として、今のところは起債事業で、29年災も、相当年数経過しているところではありますが、県のほうに認めていただいているというのもございますので、この辺りは村の実情とかですね、やはりこの工事、他事業の進捗状況等をですね、説明を行って、なるべく村の負担がですね、単費とならないよう、そういった起債事業を使用しながらですね、事業のほうにかかっていきたいというふうに考えております。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	説明書の40ページ、予算書の174ページ、6款1項4目農業振興対策費についてでございます。 岩屋加工施設備品入替88万円で、説明の時に冷凍庫と言われました。この冷凍庫、今までもあったと思うんですけど、これの稼働状況と、どんな加工品を生産しているかをお尋ねします。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	こちらの分につきましては、岩屋加工所ですので、JAさんの乾燥施設の裏側にある岩屋加工施設になります。 冷凍庫につきましては、現在ある分の更新ということになりますが、現在作っているものと言いますか、保管しているものとしたしましては、冷凍庫のほうにですね、柚子のペーストですね、その分を現在保管しているといった状況になっております。以上です。

委員長	2番 樋口委員
2 番	今、柚子のペーストと言われましたが、他にはないのでしょうか。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	基本的にこちらのほう、指定管理のほうでライスセンターさんをお願いしておりますので、そちらのほうで加工しております商品と言いますか、材料となりますので、今言いましたペーストなり、ライスセンターさんで販売する柚子胡椒とかです、その辺りを保管しているといった状況になっております。
委員長	2番 樋口委員
2 番	いろんな、この村がですね、高齢化で後継者がなかなか見つからないという、いろんなところで心配がありますけども、この加工所、今ライスセンターさんがですね、指定管理者として、しているんですけども、そちらのほうでは、これからも安定してそういった加工ができるかどうか、そういった見通しがあるのかどうかをお尋ねします。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	議員ご指摘のとおり、なかなかですね、加工施設のほうで働いてある方、かなり高齢化ということは、認識はしております。 その中でですね、今年からではありますけども、現在の方が80代前後の方でされてありますけども、新しく2名か3名程度、60代の方が新しくそちらのほうの加工の作業のほうに入られているということで、ある程度継続して、ここ10年程度はできるのかなといった状況にはなっております。
委員長	6番 高橋委員
6 番	関連なんですけれども。 金額は88万ということで、この金額から想定されると、冷凍ストッカーではなくて、大型の冷凍庫というところが想定をされます。現状が大型冷凍庫で、同等品を入れ替えというかですね、更新されるということでよろしいのでしょうか。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	こちらの今回の入れ替えにつきましては、現在加工施設にあります冷凍庫同等品の入れ替えを考えております。
委員長	6番 高橋委員
6 番	用途はいろいろあると思うんですけども、柚子ペースト等の冷凍等であれば、基本的にはストックされるものであるもので、冷凍ストッカー等のほうが消費電力であつたりとか、金額的にも安いのかと思って、もちろん使い勝手の部分ですね、今までと同じものがいいという部分もあるんですけども、維持管理のしやすさから言うと、もう少し別の形でもいいのかなという感じがしますが。 今、要は、同等品にした検討経緯がもしあればお伝えいただきたいと思います。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	こちらの冷凍庫につきましては、ライスセンター様、使われている方のご意見もあり、これということでお話を進めているわけでございます。 物としましては、先ほど樋口議員からもありましたように、柚子胡椒関係入れますけども、ちょっと中までですね、はっきり見てないんですけども、1.5、1.5ぐらいの、2つですね、扉があつて、左側にも結構物が入ってるので、そういった部分で、それ以外の物も入れるということで、同等品が必要ではないのかなというふうに認識をしているところでございます。
委員長	8番 佐々木委員
8 番	ページは予算書の200ページになると思います。 予算0のところですから、ちょっと質問とするとそぐわないかもしれませんが、

	この鳥獣フェンスについて、お尋ねしたいと思います。 先日、農林業振興大会の折に、鳥獣フェンスの大事さを講演として聞いたわけですが、まず、この鳥獣フェンスについて、管理団体があるかどうか、ちょっと私も把握しておりませんが、そういう鳥獣フェンスを張った団体は、今現在どのくらいあるのかを、まず先にお尋ねして、ちょっと2、3点続けて質問したいと思いますので。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	今、団体数についてはですね、ちょっと今、数字を持っていませんので、調べてからまた報告したいと思っています。
委員長	8番 佐々木委員
8番	申請した団体がたぶんあると思いますので、団体が重要というわけではないんですが。 もうこれ、予算は今年度は0で行ってますが、年度途中でもいろんな考え方ができるのかどうかというのが1つあるのと、やはりどうやって今度は、もう1回見直しと言いますか、防護柵の点検なりいろんなことで、仮に張り替えとかいろんなことがあった時の補助率の関係とか、そういうふうな事務的なことになりますが、どんなふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	今、ご質問していただいている予算0の部分につきましては、令和5年災ですね、この分で発生した分の、災害復旧工事に係る分の鹿柵の工事の分でなっております。 来年度につきましては、その災害部分の復旧工事の鹿柵の分につきましては、6年度ですね、今年度で終わるということで、0ということになっております。 通常の有害鳥獣の県の補助の分につきましては、本年度も約5kmですかね、上げておりますけども、そちらについては継続して事業はさせていただいているところでございます。
委員長	8番 佐々木委員
8番	そうですね、この予算書のほうで200万の予算というのは上がっております。 振興大会で講師の先生が言われたようなスカート部分を作るとか、いろんな関係ができるのかどうかというのと、やはり網を張ってはいるが、風倒木の関係でフェンスが壊れたとか、いろんな問題はあると思うんですが、そういうもの等について、何らかの措置、どう言いましょうかね、できるのかどうか。 そのためには団体がしっかりしとかなないと、結局また受益者に負担を求めて、再度するかどうかとか。 しかしながら、振興大会の先生の話から言えば、やはり大事なものはワイヤーメッシュ関係のフェンスだということもありましたので、その点をもう1回お尋ねしたいと思います。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	議員さんおっしゃるとおりですね、今までの柵の構造を見直すというところでもですね、今後の検討の課題というふうにありますので、農林業振興大会の時にありました先生ですね、スカートのところとか、そういったところは、試すことはいい機会だと思ってますので、そういったところもちょっと、全部じゃないんですけど、一部やってですね、試験的にやるというのも、1つは対策としてあるのかと思っておりますので、今後検討したいと思っています。
委員長	10番 伊藤委員
10番	この防護柵、フェンスの自力復旧という形でありますけれども、これについて、実質災害によって、今、防護柵として用をなしてないと。ところが補助事業の関係

	がありますので、補助事業が終わらないと駄目だというものはあるかと思います。 それで、補助事業を超えたものに関してですね、結局そのもの自体が撤去になるわけじゃなくて、また別の所にその枠をします。今までは大枠で防護柵をしておりました。それを小さく今、景観的にはあまり良くないんですけども、家のそば、田んぼのそばに全部作ってしまっていると。 その地域でもそういうことが起きておるんですけども、この辺りのところですね、じゃあ、当初やったものについては補助を受けている。また、今度も補助を受けてやるということになると、この補助の二重という形がなりはしないかと。 そういう二重取りみたいな形でも、このものについてはやっていっていいのかと。 それから、これについては、申し込みの範囲で今の予算を出しているのかどうかということについて、ちょっと教えていただきたいんですが。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	伊藤議員ご質問の件について、おそらくこの事業が始まった当初の部分について、山を囲ってしていたかと思います。 その後、山を囲むだけでは、囲いの中に人間が住んでいるような形になっているので、じゃあ、田んぼを囲ったほうがいいんじゃないだろうかといって、近年は田んぼを囲って、個別に対応をしているといった状況になっております。 そういった中で補助事業、約14年ですが、過ぎたら国のほうの補助金の対象期間が終わるということで、それもまた新たにできますよと言ったような形にはなっております。 一旦ですね、県のほうに、全体を囲った中で、その後15年目ですね、補助期間が終わった後に、個別にした場合はどうだろうかというご相談したところ、その部分については、個別にするのであれば、同じ所にするのではないので、二重取りにはならないといったような認識はいただいているところではあります。 ただ、おっしゃられるように、美しい村とかですね、そういった辺りでしているところで、個別に田んぼを囲うとですね、景観的な部分が良くないというデメリットはあるのかなというふうには、認識はしているところでございます。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10番	ですから、認識をしておる。それは本当にね、先ほど言われたように、美しい村づくりの中としてもね、景観として悪いというものについて、どうやってやるのかというところがあるので、尋ねているところなんですよ。 補助事業については補助として、今のお答えであればできますよと、二重ではありませんということで、認識をすればいいのかなと思います。 ただ、その辺りのところが景観としてのものと、じゃあ補助と、の考え方はどうなのかということを聞いているんですよ。 まず、そのことについて、お答えいただけたらと思います。
委員長	村長
村長	考え方の部分ですので、私のほうで答弁させていただきます。 美しい景観という意味合いの、当然重要なことだと思っております。 ただ、産業振興、農業振興、また有害鳥獣による被害、これによる営農意欲の減退、そういった部分を考えたときに、もうこれはどちらを取るかという話しかないと思っております。 村としては、やはり農業者、やっぱり農業をどうするか、続けていくためにどうするかという部分で、やっぱりそういった部分があるというところで、そのフェンスについては、致し方ないという言い方はしてはいけないんですけど、やはり効果的な設置の場所に、今設置をしているということでございますので、これ、従前山

	の周りにあんまり目立たないように付けてた、これについては、当然管理が行き届かないということで、藪になって、結局、また被害が広がるとか、そういった課題もありましたので、今の形で行っている部分について、村として、景観が悪いから撤去しなさいという話にはならないといふのに、自分としては考えているところでございます。 ちょっと意見が合わないかもしれませんが、申し訳ございません。
委 員 長	10番 伊藤委員
10 番	分かりました。 いまだ忘れした部分はですね、この鳥獣害フェンス自力復旧補助金の中の考え方なんですけども、今回200mと言ったかな、200万の中でのですね、予算。 これについては、今後は申請主義でやっていくのか、それによって予算化したものについて、ちょっとお宅のところはできませんけど、今年についてはと。いったようなやり方をする申請主義で、今後予算を組み立てていくのかと、いうところについて、最後にお答えいただきたいと思います。
委 員 長	農林建設課長
農林建設課長	基本的に200mという数字じゃなくてですね、通常今回5kmということで、5000mを予定いたしてまして、これにつきましてもですね、
委 員 長	10番 伊藤委員
10 番	休憩をお願いします。
休 憩	
委 員 長	5分間休憩いたします。
	(10時16分)
再 開	
委 員 長	休憩前に続き、再開いたします。
	(10時20分)
委 員 長	杉野係長
災害対策室係長	先ほど議員のほうからご質問ございました、有害鳥獣フェンス自力災害復旧補助金につきましては、こちらは災害により被災を受けた箇所の復旧に係る費用でございますが。 先ほど言われましたとおり、通常の鳥獣フェンスの要望調査によりまして、災害等に遭った箇所もですね、申請をいただいているところでございますが、先ほど言われましたとおり、現在は個別と言いますか、田んぼの周りをですね、囲ったりということで、補助要件が3戸以上であったりとか、そういうのがあったり、あとは、補助を受けてから整備となりますと、やはり復旧までに時間がかかるというようなことから、災害に対応できるように、この自力復旧補助金を平成29年の災害以後ですね、激甚災害が起こるたびに、村の単費ではございますが、農業者の早期復旧を図るために設けている補助金で、7年度につきましては5カ所、1カ所あたり40万の、200万を計上させていただいております。 こちらの復旧につきましては、農業者より申請をいただいて、こちらが交付決定を行った後に、補助を行うという形となっておりますので、ただ、申請にあたりましては、先ほど農林建設課のですね、鳥獣フェンスの担当のほうと調整を図りながらですね、申請者と協議をし、事業の実施を決定しているところでございます。以上です。
委 員 長	2番 樋口議員
2 番	説明書43ページ、予算書177ページ、6款2項4目林道維持費です。 林道トンネル(釜割線・岩屋隧道)点検診断委託料というふうになっております。

	これは私も、これが工事中はですね、ずいぶん現場に行かせていただいて、当時福岡県で最初の林道トンネルだと記憶しております。 確か延長はそんなになくて、24m ぐらいだったと思いますし、岩屋地区特有のですね、岩屋の岩の中を突っ切るようなトンネルではなかったかと記憶していますが、もう50年経過してますからですね、非常に点検は必要だと思います。 ただ、単価を見ると、532万8千円というですね、かなり高額ですので、この点検の具体的な内容を、分かる範囲でお答えをお願いしたいと思います。
委員長	古賀課長補佐
農林建設課長補佐	お尋ねの件でございますが、点検診断委託料532万8千円となっておりますが、こちらにつきまして、平成30年度の国土交通省の指針により積算を行いまして、この金額となっております。 また、この点検につきましては、令和2年度にも実施しておりますので、一応これ5年に一度の診断というのが義務付けられております。今回2回目となっておりますので、例えば省略できるところなど、前回のデータとか用いることはできないものかというところは、こちらのほう検討はしていきたいと思っております。 また、財源につきましてですが、これですね、福岡県の農山漁村地域整備交付金、これがですね、予算書の138ページの12款2項4目のほうにございます。 こちらのほうが、事業費に対しての50%の補助となっておりますので、こちらの補助金のほうを活用することを検討しております。以上です。
委員長	2番 樋口議員
2 番	最近見てないのでですね、クラックとか、そういったのが入ったのが目視できるか、お尋ねします。
委員長	古賀課長補佐
農林建設課長補佐	お尋ねの件でございます。 診断につきまして、議員さん、おっしゃったとおりの目視ですね、目視につきましても、高所作業車等を使いまして、高い場所についても、かなり近い場所からの点検を行います。 また、ハンマー等を使いましての打音ですね、打音検査のほうも行いまして、コンクリの浮き等が無いかにつきましても、確認いたす予定でございます。以上です。
委員長	1番 和田委員
1 番	事業説明書の42ページ、6款2項1目の林業総務費の中の獣肉処理加工施設指定管理委託費なんですけども。 今現在の施設の状況はどのようになっているのか、お知らせください。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	施設の状況につきまして、ご説明させていただきます。 ちょっと少し遡るんですけども、施設本体としてはですね、11月末に完成しておりまして、その後12月の定例会のほうで補正予算を上げさせていただきました外構工事、排水対策工事がありまして、それが1月末に完了します。 現在の状況としましては、備品関係の調整に不足が生じてますけども、備品の搬入関係を今年度末、3月末ですね、今月末の目標でですね、搬入のほうを進めてまいるというところでございます。以上でございます。
委員長	1番 和田委員
1 番	稼働時期は大体どれぐらいになりそうですか、教えてください。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	稼働時期については、実際の開業という形になると思うんですけども、一応今年度末にそういった備品関係の搬入いたしますので、はっきりした時期は新年度以降、

	4月以降という形で考えてまして、それが4月なのかゴールデンウィーク明けなのかというところは、調整を進めているという現状でございます。以上です。
委員長	7番 大蔵委員
7 番	本年度ですね、委託料払っておりますが、来年度から500万ほど入ります。これが、何年かで切るのか、それともずっと永久に指定管理料を払うのか、その辺りを教えてください。
委員長	古賀課長補佐
農林建設課長補佐	議員さんお尋ねの、指定管理委託料につきましてですが、今回512万計上いたしておりますが、こちらにつきまして、基本開業して当面の間につきましての金額というふうに、我々捉えておりまして、その後のですね、操業次第、また収益次第によって、そういった金額等というのは、改めて検討すべきものではあると考えております。以上です。
委員長	7番 大蔵委員
7 番	指定管理料分の500万を収益で上げるとなると、相当な販売量だと思うんですよ。そういったことを考えると、レストランとか村民に売るとか、そういったことはあると思いますけど、どんなふうに販路を広げる方法を考えておるか、お聞きします。
委員長	古賀課長補佐
農林建設課長補佐	お尋ねの販路の拡大についてでございますが、当然、まず地元の方の身近な食材として捉えていきたいということを、我々考えております。 それからですね、もちろんレストラン等への食材、そういったことでの提供、また、ふるさと納税の返礼品、そういったことも非常にいい考えになるのかなと思います。 当然またですね、ネット等による通信販売とかもやりまして、東峰村の特産品として多くの方、村内、村外を問わず多くの方に親しんでいただければよろしいかなと考えております。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3 番	説明書の43ページ、森林環境整備事業費のところでは、 森林経営管理制度に係る業務委託ということで1,340万、森林所有者意向調査というふうになっておりますが、これ意向調査、今やっているんじゃないかと思うところですが、その後、調査した後はどうなるのか、まずお聞きしたいと思います。
委員長	梶原主任主事
農林建設課主任主事	意向調査から後の流れについて、説明させていただきます。 まず、所有者の方から意向のアンケートが返ってきます。取りまとめをしまして、所有者さんの委託の意思があるとかですね、もう状況が分からないというところを、一旦取りまとめをしまして、森林組合のほうで施業に向いている所か、委託したいという意向があるんだけど、そこが施業に向いているかどうかを、まず判断させていただきます。 それが予算内にも上がっております施業判断業務というところで上がってまいります。 森林組合のほうで施業の判断、まず書類で確認しまして、その後、現地で確認が必要な部分に関しましては、現地確認を行いまして、委託が受けられる、森林の経営に向いているというところは、森林組合さんのほうの経営計画、森林経営計画というところでですね、その林地を追加するような手続きのほうをお勧めする。所有者の方にお勧めするというような流れになってきます。

	意向はあるんだけど、経営に向いていないというところもありますので、そういったところを今後、整備をしていくような補助金、こういったのがありますから、所有者さん、こういった補助金で整備をしていきませんか、というようなご案内をですね、こちらから所有者さんにお返ししていくという流れになっていきます。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	よく分かりましたけれども、数が多いんですが、大体どれぐらいの期間で、それはやる予定でしょうか。かなり時間的にね、かかるんじゃないかと思うんですが。
委員長	梶原主任主事
農林建設課主任主事	森林経営管理制度が始まる時にですね、森林の意向調査の計画をまず立てているんですけども、その中に施業判断後お返しするという流れも、全体を含みまして、森林組合と農林事務所も含めまして、計画を立てているのが、意向調査を10年間でやるという流れがあるんですけども、その調査エリアがある程度あって、それが、現地確認が行える、1年間で現地確認が行えるようなエリアに整えた場合、10年間ぐらいかかるというところですね、しております。 意向の調査をしてから、お返しするまで、約3年から4年ぐらいが、ちょっと時間がかかるというところですね、10年ぐらいの調査の後、またお返しするのに4年ぐらいずれてかかってくるというような流れになっております。
委員長	3番 佐々木委員
3番	持ち主さんたちも高齢化してきてですね、現地調査と言っても、もう自分の代で終わるとかですね、そういう方たちも中にはおられるし、早く処分してくれと家族からも言われていると、いうようなところも多々出てきている可能性が高いんですね。 そんな中で10数年というふうにすると、その時は大変なことになるんじゃないかという想像をしますので、できるだけ早くやっていただくといいかなと思うところなんです。 次の質問に移ります。 説明書の40ページ、予算書の174ページですけども、秋まつりです。 昨年久しぶりに秋まつりをする予定だったけども、ということで中止に、都合で無くなってしまいましたけれども。 計画を見ると、コロナ前にやってたような内容とあまり変わってないというのが、ちょっと印象的に、大変申し訳ないけどありました。 昔々は、地域の団体とかがですね、例えば、私たち宝珠山を楽しむ会というのは、写真展とかを何年かやったことがあります。それから、舟の会では、人間ボウリングなどの参加型の企画とかね、イベントをやったことがあります。 そういったことを、やっぱり村内の方も、ここに来られる方たちも楽しめるような催し物があるとですね、プロレスを楽しみにしている人もおるわけですけども、参加型の何かイベント的にできないのかなということを思うんですが、いかがでしょうか。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	秋まつりについては、コロナ禍等ありまして、久しぶりに開催ということで6年度予定をさせていただいております。 そういった中で、なかなかですね、事務局のほうも、したことがないとかありましたので、6年度については前回は踏襲したといった形で、させていただくような経緯になっております。 佐々木議員のほうから今、ご意見いただいております、参加型ですかね、とい

	うところのご意見いただいたところでございます。 内容等を決めるにあたりましては、秋まつりの実行委員会の中で、いろいろ事務局から出していただいた案をもんでいただきますので、そういった辺りをですね、ご提案とかでできればいいのかな、というふうに思っているところでございます。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	主要事業説明書 4 1 ページをお願いします。6 款 1 項 6 目農村環境整備事業費の中のため池地震耐性評価についてです。 令和 7 年度、戸有集落にあるため池を評価されるということでありました。 ホームページだったか、今度の広報だったか忘れちゃけれども、ため池ハザードマップを公開されているかと思います。 その中にも、この戸有のため池もあったり、他にも 1 0 件近くのため池が掲載をされていたかと思います。 今回なぜ、その戸有を選ばれたのかというのと、他のため池、ハザードマップに載っているため池に関しても、同様に地震耐性調査を行うのか、お尋ねいたします。
委員 長	梶原主任主事
農林建設課主任主事	ため池につきましては、村に登録があるのが 1 1 ため池。そのうち防災重点ため池言いまして、お家に近かったり主要道路に近いなどのですね、危険性が高いようなものに関しましては、防災重点のため池というふうに指定がありまして、8 防災重点のため池がございます。 そのうち 5 カ所が令和 5 年度、耐震の調査をすでに終えております。 今回、戸有池に関しましては、県との予算の調整の関係でですね、耐震の調査とため池の整備に関する計画の中で、令和 7 年度に耐震の調査をするという調整を行いまして、今回上がっております。 もう 1 件ですね、夫婦池というところが、小石原のほうで新しく登録がございますので、その耐震の調査が今後必要になってくるんですけども、またそれも計画を立てたうえでの進行になってきます。 1 カ所につきましては、既に終わっているというところで、8 件のうち 5 件が既に調査が終わっているところ、7 年度に 1 カ所行うところ、その後もう 1 カ所行うところと、もう既にしなくていいところが 1 カ所あるというような状況になっております。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	あと 2 件だけ質問させてください。 1 点目が主要事業説明書の 4 7 ページ、8 款 1 項 1 目土木総務費の中の負担金(各期成会) ということで、これはもう結構かなりの頻度で質問させていただくんですけども。 国道道期成会に関してが、数年と言わず、ほぼこの 1 0 年間のうちに開かれていないと思います。私の地区でも道路委員さんを決める時に、何の仕事でしたかね、ぐらいの勢いになってきてるんですね。 そもそも期成会なくても、国道道整備されていくなら期成会必要ないじゃないか、みたいな話になってくるんですけども、やはり期成会、大事なところだと思います。 課長もその分野のほうから来られたということで、期成会の意味合いと、令和 7 年度どうしていくのかについて、改めてお聞きしたいと思います。
委員 長	農林建設課長
農林建設課長	確かに国道の期成会というのは、地域の声をくみ取ってですね、それを福岡なり東京のほうに上げるということで、大事な仕組みとなっておりますので、そういっ

	た取り組みが今、ここ数年間、村の中の国道の改良期成会というのが、一切ないという現状もありますので、そういったのを開催したうえでですね、地域の声をくみ取ってですね、それを上げると。県ないし東京に上げるというのは大事なことだと思ってますので、そういったところで、やっぱり数年やってないということでございますので、そういった意見を確認すると、聞くというところは大事になってくると思いますので、今後そういったのはやっていかないといけないというふうに考えております。
委員長	6番 高橋委員
6番	同じページの8款1項4目水源地域活性化支援事業費ということで、アクアクレタ、この名前を使わずに水源の森交流館と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども。 令和7年度、ばちばち動いていくタイミングになるのかなと思います。令和7年度にどういうふうに動いていくのか、もし構想等ありましたら、お尋ねいたします。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	確かに約1年前ですかね、令和6年の2月に破産手続きがありまして、約1年経ったという状況であります。 年度当初に関しては、今後の方向性とかですね、そういった案を農泊推進協議会にかけてですね、行っていました。 その後、債権者集会が今年の2月にありまして、そういった調整とかやってきました。 次年度に向けてになるんですけども、新たな事業者の募集を行っていきたいと思っておりますので、そういったところも農泊推進協議会のほうにかけましてですね、いろんな意見を出していただきまして、今後來年度に向けてですね、計画をもって進めてまいりたいと思っております。以上でございます。
委員長	2番 樋口委員
2番	説明書の47ページ、予算書182ページ、8款1項1目土木総務費です。道路台帳修正委託700万でございます。 この修正は、毎年というか、道路改良があつていきます。その分の修正なのか、あるいは全村にですね、村道等がかなり1級、2級含めてありますが、その全体の修正なのかをお尋ねします。
委員長	古賀課長補佐
農林建設課長補佐	議員さんお尋ねの件でございますが、道路台帳修正委託、こちら700万円計上させていただいております。 この内容につきましてですね、現在村の道路台帳、こちらにつきまして、ちょっと今年合併20年となりますわけですが、未だちょっと小石原村のもの、宝珠山村のものとなっております。また、紙ベースとなっております、非常に時代錯誤と言っては何ですが、そういった状況になっております。 今回この機会に東峰村としての新たな道路台帳。そちらのほうの整備を考えております。 また、こちらにつきましては、電算化いたしまして、今であれば紙ベースですので、台帳を見たいということであれば、宝珠山庁舎農林建設課のほうにおいでいただくというようなこととなりますが、デジタル化いたしましてパソコン上で見れるようになりますと、小石原庁舎のほうでも、例えば台帳のほうの確認とかも行えるようになりますので、住民の方の利便性の向上にも、こちら効果があると考えております。以上です。
委員長	2番 樋口委員

2 番	この予算書の中にですね、土木総務費ですが、国庫支出金の中で423万とありますが、これは、何に対する国庫支出金なのかをお尋ねします。
委員長	古賀課長補佐
農林建設課長 補佐	こちら国庫支出金423万円につきましては、国からの臨時交付金のほうを活用いたしておるところでございます。 こちらにつきましても、結局、以前で言うところのデジタル田園交付金のような性格で、そちらのほうを道路台帳のほうの事業にも充当できるというようなことなので、そちらのほうの活用を考えておる次第です。以上です。
日程第2	
委員長	ないようですから、引き続き日程第2 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」について、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋委員
6 番	簡易水道事業会計に属する資料の、別紙のほうから質問させていただきたいと思います。 4ページをお願いします。 歳出のほうの2款1項2目配水及び給水費の中の17節委託料55万円の漏水調査です。 今年に入ってから関東のほうで大規模な漏水による陥没事故も起きました。最近のこの1週間においても、村内で漏水ということがありました。 現状のところ、この漏水調査というのは、どういったものを指すのかについて、まずお尋ねしたいと思います。
委員長	靱井係長
農林建設課係 長	漏水調査につきましては、一般的な給水に伴う漏水調査でございます。 埼玉県でございました事故などの、対応するような漏水調査ではございませんでして、一般的な有収水量を確保するための漏水調査でございます。以上でございます。
委員長	6番 高橋委員
6 番	なかなか現状ですね、簡易水道の事業の職員体制の中では、漏水調査というのを大規模には行えない現状もあるかと思います。 ただ、国のほうも、今後何かしらかの大規模な調査を言ってくる部分もあるかという中で、現在どこの市町村もですね、漏水調査をどうするかという部分で、マンパワーに頼れないところを、例えば人工衛星のデータで、例えば温度差であったり、いろんな人工衛星の精度が上がっているので、データ収集の人工衛星管理の会社にすごい問い合わせが来てるという話になってたりします。 現状でマンパワーに頼らず、何かしらかできる漏水調査の工夫というのができないか、検討ですね、という部分ができないか、お尋ねいたします。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	埼玉県の八潮市で起きた事故というのは、今年の1月末に発生しまして、そのメカニズムというのは、下水道管、それが破損して、上部の土砂が下水道管に入って、空洞ができて、路面を通る輪荷重がかかって陥没したという、そういう流れと思うんですけども。 あれのほうはいろいろ情報によると、点検ということが1つのキーポイントになっていることがあります。点検というのは、確かなかなか難しいところでございまして、各多く、村で言うと水道管にあたるんですけども、無数にあって、本管から各支線、並びに引込管ということでもありますけども。

	令和5年度に施設台帳の作成業務をしてまして、その中で大まかな配管の位置とか、そういったところは把握しているんですけども、確かに、まだ給水管の引き込みとかですね、現地と合わないところがございまして、そういった精度を上げていくというのが、まず調査のところが大事になってくるということと、もう1つは点検ですね、点検のやり方、方法、直近で言うとGPSとかAIとかになってきます。 財源の話も出てくるんですが、いかに今の体制の中でですね、調査なり漏水対策をするかというのは今後の課題になってきますので、そういった新たな新事実とかを踏まえたうえでも選択肢としてですね、検討案等持ってですね、進めてまいりたいというふうに考えておるところでございまして。以上でございまして。
委員長	8番 佐々木委員
8番	5ページのほうに会計事務サポート委託業務の600万、これについて、再度お尋ねしたいと思います。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	会計事務サポートというのは、今年度公営企業会計のほうに変わって初めての決算を今年度迎えるにあたるんですけども、お金を扱う事務ということでございまして、当面は、数年は会計事務サポートの支援を受けながらですね、簿記関係、今回複式簿記に変わりましたので、そのサポートの支援を行う予定でございまして。 そういった形で、今回600万程度のお金を計上させていただいております。以上でございまして。
委員長	5番 梶原委員
5番	この帳面じゃないんですが、今言った水道管とか漏れとか言いましたけど、埋めたのが長くなって、はっきり図面が分からないんですよ。 自分たちが工事やってたときに破損したんですが、全然図面と違うところを走っているところがあるんですよ。だから、そういう図面とかは、どうなってますか。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	先ほど少し話させてもらったんですけども、令和5年度にですね、水道施設台帳作成業務というのを出してまして、全部じゃないんですけども、大きな管路につきましてですね、主たる管路につきましては調査しております。 ですので、100%じゃないんですけども、そういった位置関係とかは把握しています。 ただ、議員さんおっしゃったとおり深さですね、あと配管については耐用年数がありますので、耐用年数と設置時期の把握、そういったのを記録をしていくということで、今後も道路改良とかで水道管の位置が変わったりする可能性がありますので、それを令和5年度の委託業務を基にですね、図面がありますので、それを更新していくというところで、さっき言った調査というところも重要になってくると思っています。 そういった取り組みとか今後更新していったってですね、行いたいと思っております。以上でございまして。
委員長	ないようですから、教育課に移ります。
休憩	
委員長	11時まで休憩します。 (10時50分)
再開	
委員長	休憩前に続き、再開します。 (11時00分)

委 員 長	教育課の質疑に入ります。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 質疑はありませんか。 6 番 高橋委員
6 番	徴求資料の中から質問させていただきたいと思います。 主要事業説明書で言いますと53ページ、10款2項1目学校管理費の学校用備品購入、タブレット新1年生に関するものです。 今回、学校に導入されているiPadの備品のリストを出していただきました。非常に分かりやすいリストを出していただいたかと思います。 前、気になっていたところが、どういうふうに更新を今後かけていくのかなという部分を聞くために、このリスト出していただいた経緯がございします。 というのも、やはりギガスクール構想をされた時に、一挙にこのiPadをおそらく導入されていったのかなと思っておりますので、今回確認させていただくと、発売年が2019年のiPadが、もうほぼ大半を占めるという中で、今、2019年からもう6年目に入ってきているところで、ぼちぼちアップル社も5年が経過したもののiPadOSの更新が、おそらく無くなっていくタイミングに、来年以降見えてくるんじゃないかなと思っております。今、第6世代はiPadの更新対象から外れていている中でもございします。 という中で、今回はですね、第7世代よりも古いものを廃棄して、その分新しいものを、というような話も少しご説明であったかと思います。 今後この、圧倒的2019年以降発売の第7世代の部分をどういうふうに更新をされるのか、お尋ねいたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	タブレットにつきましての更新につきましては、まだ協議の段階でどのように、長い年数を掛けてどういうふうに整備をしていくというところにつきましては、今のところ新1年生に関して、新しいタブレットを購入しまして、その中でこれまでの分の、もう年数が経過していくと思われるものについて、買い揃えていくのかというものを、併せて協議を重ねていくところに行っているところです。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	新1年生で導入していくとなると、まだ、だいぶ年数かかってしまうんで、その間だったら、結局9年間必要になるのかみたいな、まだ6、7年かかるんじゃないかなと思っている間に、今使っているiPadが、そのOSの更新対象でも無くなったり、そうになっていくと、今使っているいろんなミライシードであったり、アプリが、結局OSと対応しないということで、使えない、本当にただのタブレットになってしまう可能性もありますので、やっぱり計画的に更新していかないといけない。 ただ、財源の問題は、以前から教育委員会、教育長からもそういった旨の話もお聞きはしております。そういった部分での財源対応等は、何か現状、村と協議をされているのでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	もちろんそんなに長い年数をかけていると使えなくなる。授業にきちんと活用できるような状況に持っていくためにも、財源を確かに確保しながら入れ替えていくことが必要になっていくと思われます。 それにつきましては、村長部局と相談をしながら整備を進めていきたいと考えます。
委 員 長	村 長
村 長	ICT教育は非常に重要な部分で、東峰学園といたしましても、県内で誇れる環

	境であるというふうに思っております。 その中で、どのタブレットを選択するかという中で、iPad を選択いたしました。よそではですね、他のをやって一気に壊れて、もう県がものすごいお金かけて更新したというのがございますが、村としては、ちょっとOS の関係がどこまでセキュリティの面で課題があるかという部分が重要にはなってきますが。 基本的には授業で使うのが主ですので、iPad については、結構古くなるというかですね、6年、7年経っても使えますので、本来であれば1年の時に買って、9年生までそれを使い倒してもらうという、次に新しい子どもたちが来た時に新しいものを買うという形で、基本的な方針というのは確認をしてるんですけど、やっぱりそれ以外で更新しなきゃいけない部分、先ほどのやつで、2019年の購入の部分、これについてどういうふうにするかというところまでは、調整というか話をしておりませんでしたので、最終的には国県の動向にもありますが、更新については、なかなか県や国も動きが鈍いというのがありますので、いろんな子育て関係の環境の整備の中でですね、これについてはきっちり、使えなくなるということがないように、しっかりしていきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	一番気になる場所としては、この同世代の機種がすべてみたいな感じになってきますので、結局更新を、仮に何かのOS のですね、切り替えのアクシデントで、一気に何かのアプリが使えなくなるとかいうふうなことのリスクを避けるとなると、やっぱりこのギガスクールで一気に予算が出たので、この時に買ったのは、それはもう致し方ないし、それはありがたかった話なんですけど。 今後自主財源的に村が更新していくのであれば、これを3分割に分けるとか、半分に分けるとかで、予算をうまく使いながら更新をかけていくべき話でもある。 しっかり更新計画を立てていかないと、今後タブレット自体は必須になってくると思いますので、その計画をしっかり立てていただきたいところと、あと、昨日のふるさと推進課での、ニンテンドースイッチの話と少し被らせるとちょっとあれなんですけども。 そういった新たに授業に用いてプログラミングとかっていうふうなのを、東峰学園と連携して行うのであれば、そういった別の国の予算、デジ田みたいところで、逆にそういったものを活用してですね、更新がかけれるなら、なんか工夫のうちじゃないかなと思って、そういった要は、他の予算との連携であったり、他の課との連携というのは、現状のところ、さっきのプログラミング教育も含めてですね、何かされているのかなというところをお尋ねしたいと思います。
委員長	教育長
教育長	プログラミングについてはですね、ふるさと推進課の予算も活用しながら、実際に令和7年度からばちばち、いろんなスポット的な感じで使っていくというふうな計画でおります。 本来的にはやっぱりプログラミングを扱う能力、そういったものもこれからの子どもたちの時代には必要なものでありますので、予算的にもニンテンドースイッチとかですね、結構高価なものですので、その辺りがふるさと推進課さんとうまくコラボして、やれればいいたと、内心は思っております。 令和8年度からはカリキュラムのほうに位置付けまして、どこかの学年に、ずっと学習を進めていくというふうな構想は持っております。 その予算の後ろ盾という部分では、教育課ももちろんですけど、そういったふるさと推進課さんの予算も活用しながらやっていきたいというところで、今、まだ細かいところまではあれですけど、そういう方向性は持っております。以上です。

委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	先ほどから iPad を買う予算的なものというのは、なかなか教育予算の中で組みにくいというのは重々分かっている中で、他の課と連携するのであれば、逆に言うと iPad の更新あたりも、うまく別の国の補助金が取れるのなら活用してやったほうが効果的じゃないかな。 わざわざ新たな端末を揃えて、また、それも更新していかないといけないというリスクを考えると、なんかちょっとやってることが、うまく寄り添えてないのかなという部分もございます。 今、もう進んで行っているものにいろいろ言うのは申し訳ないんですけども、そういった予算の使い方というのは、ぜひ、ご検討するタイミングがあれば検討していただきたいなと思います。いかがでしょうか。
委 員 長	教育長
教 育 長	タブレットの更新については、どこの自治体もですね、うちはまだ比較的小さい人数が少ないのであれなんですけど、やはりかなりの予算を使うというところで、近隣の自治体で、福岡県の中で、みんなで1つの団体的な感じでですね、購入するための1つの組織を作って、できるだけ安価な形で導入しようというふうなことを、動きとして作っております。 だから、どれぐらいあれになるか分かりませんが、少しずつ工夫しながら、県レベルでもですね、そういうふうに進捗については、みんなで一斉に購入しようとか、そういう動きを作っております。 ということで、補助的にご説明したいと思います。以上です。
委 員 長	3 番 佐々木委員
3 番	説明書の54ページ、予算書195ページですが。 いつか決算委員会か何かのときだったと思います。意見として出したんですが、図書費です。55万円。 文化度を上げるためには、もう少し上げてもいいんじゃないかと、55万じゃなくてね。いう意見を私出しとったんですが、来年度予算も55万ということですが、変わらなかったということは、どのような検討の中で変わらなかったのか、まずお聞きます。
委 員 長	教育課長
教育課長	図書費の購入につきましては、以前もご説明をしましたが、どういった書籍を購入したらいいかということ、皆様のご意見等お聞きしながら、そして、どういった本が村内の方望まれているのかということも合わせて、教育課として読んでほしい本等を検討した中では、やはり今年よりもたくさんの予算を使うまでの金額を、検討するまでは至らなかったというような状況でございました。同じような予算となりました。
委 員 長	3 番 佐々木委員
3 番	ビデオ等々もこの予算の中に入ってますよね。ビデオもかなり高額なんですけれども。 内容的には小石原にも置かなきゃいけない、という形で、どれぐらいの配分でやっておりましょうか。
委 員 長	和田係長
教育課係長	内容の内訳といたしましては、小石原公民館が20万円、宝珠山公民館が20万円、DVD購入費といたしまして、小石原公民館、宝珠山公民館で15万円を計上させていただいております。以上です。
委 員 長	3 番 佐々木委員

3 番	効果的な本をぜひ購入していただきたいと思いますけども、やっぱり図書というのは大事なものですので、いろんな方に調査をして、しっかり購入をしていただきたいと思います。 以前同僚議員が質問した中に、図書館の建設のことが、建設と言いますか、図書館をどうかならないかという意見が出ました。この村はアロマの香る村づくりも大事なんですけども、やっぱり文化の香る村づくりというのも大事な部分だと思います。 その後、図書館設置はもう難しいでしょうけども、以前村長も教育長も検討していくということをおっしゃったと思いますので、その経過をお聞かせください。
委員 長	教育長
教 育 長	以前私がここに参ったときにですね、図書館建設についての要望がずっとあってました。 実際どこに造るかというところで、まだ今の段階でも実現はしておりませんが、一つの案として、経過の中ではですね、いぶき館の横に図書館、図書コーナーという形の、ちょっとした寝っ転がってでも本が読めるような場所を造れたらいいんじゃないかというところまでで、具現化までは至ってないというのが実情でございます。 とにかく造らないかん、造ったほうがいいという声を受けて、どこに造るかというところまでは、お話し合いはした経緯はあります。以上です。
委員 長	村長
村 長	図書館、箱をですね、建物と言いますか、その話については、先ほど教育長が申したとおりでございます。 実際にどういう形ですかという部分について、それは今後の、それこそ庁舎一本化とか、いろんな話の中で、余裕ができる施設、今使ってない施設、そこを有効活用する。その中でも一つの考え方ができるのではないかな。 ちょっと具体的にどこと、自分の中では、まだ宝珠山小学校の活用検討委員会が立ち上がっていませんので、その一つの案として、そこが社会教育の拠点となる、コミュニティの拠点となるという考え方もあるのではないかなというふうには思っております。 ただ、これは今後の総合計画していく中で、いろんな要件を整理しながらですね、していかなければいけないので、そこに造るという話ではございません。 一つあるのは学校の図書館の有効利用とかありますけど、やっぱり置いてる本の種類とかですね、分野が違うということもありますので、やはり何らかの形で、今、ほんとすごく使いにくい図書コーナーだと思っておりますので、そこについては、整理しなればいけないのかなというふうに、自分としては、課題として捉えております。以上です。
委員 長	10番 伊藤委員
10 番	予算書の190ページ、10款1項9目です。 地域学校協働本部事業費の中で、報償費の関係なんですけれども、徴求資料の中で、部活動改革に向けた地域移行というものについて、いただいたかと思います。 その中でですね、いつから移行するというようなところで、令和5年度から段階的に実施、7年度末までに移行を目指すという形で、これ記入いただいているところなんですけれども。 その下に、移行の課題という形でいろんなものが出ております。 実質的にですね、働き方改革の中で、この地域移行というものについてのですね、進捗の考え方、また、今ある部活の中でどういうふうに考えていくのかというよう

	なところですね、移行を合わせた形での説明をいただきたいと思いますが。
委員長	教育課長
教育課長	徴求資料の②のほうの資料を、既にお配りしてご覧になっていただいているかとは思いますが、協議の経緯というところをご覧ください。 令和5年度と6年度に関しまして、主に学校教育の中での現在の部活動の状況も踏まえたいえでの見直し、今後の内容について、どうしていくのかということを検討してまいりました。 主には、今現在の子どもたちの生徒数のこれからの状況とかを踏まえて、子どもたち自身が、保護者の方も含めてどのように考えているのかということも踏まえて、5年度は現状、方向性を探っていたところです。 それで、6年度以降に、実際、社会教育も含めた村の現在あるスポーツ委員会、スポーツ活動をやっているところと協議を重ねながら、最終的に8年度からの移行を目指すというような話し合いをしました。 現状として、5年度、6年度の中では、まだ社会教育の現状のスポーツ関係の指導者であったり、活動されている皆さんとの協議がなされないままに6年度が過ぎようとしております。 やはりスケジュール等の関係で、十分そこに至れなかった状況があります。 それを踏まえて7年度につきましては、現在の村のスポーツ団体等の協議を中心に、実際に中学生等も含めた部活動とスポーツ活動をどうしていくのかとか、ぜひ、受け入れてほしいという方向で話を持って行かないといけないと考えております。 その間にですね、7年度目標とはしておりますが、スムーズにいくのかと書かれると、この7年度の協議次第ということにはなるんですけども。その間中学生を含めたスポーツ活動が、止めることはもちろんできませんので、今ある学校の先生方で部活動を継続してというか、行っただけの方については、できる範囲でやっていただきながら、地域移行に備えていただくというふうな形を、7年度は取らせていただくところになります。 主には来年度につきましては、休日等の今ある部活を若干縮小するような形で、日にちとかも減らしていく形で移行して、徐々に減らしながら地域に移行していくというような形も取らせていただくことに考えております。 どちらにしてもですね、東峰村の場合はもう働き方改革の部分もちろんなんですけれども、子ども自体が、児童生徒自体の人数が今後減少をするのは目に見えて、実際、今現在団体スポーツ等はチームが組めずに、中体連等にも出場ができないような状況もありますし、併せて中学生だけの問題ではなく、小学生が加入してもらっているスポーツ少年団につきましても、今あるスポーツ団体によっては、もうの人数が少なくて試合に出れず、他の市町村にあるチームと合同で試合に出場されたりとか、指導者の方も村外に行っていたりとかというような状況もありますので、そういったことも踏まえながら、子どもたち、それから成人になってもそうなんですけど、スポーツを生涯通して楽しめるとか、活動できるような形をどうしていくのかということ、中学生だけのことでなく、全体を通して検討していかなければいけないと。 年齢関係なくスポーツができる環境を、村として整えていく必要があると考えているところです。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10番	いろいろとご説明いただきありがとうございます。 ただですね、心配するのは、先ほど課長が言われたとおり、団体スポーツはもうできかねるというのが現状かなと、子どもの児童数等々考えればですね。

	そうした場合に、それじゃ個人でできるスポーツという形に部活がなってくるのかなと。今現在東峰学園であるのは、残るのは卓球ぐらいかなというような気がします。 今、陸上ですね、教えていただける指導者がおられますので、これはそのままそれでできるかと思うんですけども。 そうした時に地域の方が、じゃあ、これについて全面的な協力がないと、なかなか進まないということが出てくるかと思います。 だから、そういうところを含めてですね、じゃあ、将来性として、どういう形で考えているのかということを開きたいところなんです。 予算的には少し報償費は下がった、それはまたいろんなですね、関係があるから、数字については別に問題はないかと思うんですけども、将来像として、このことについてはしっかり、地域も関わらんとできないという前提がありますから、もう少し具体的に、じゃあ、どういう形で進めていきたいというものを説明いただけたらと思いますけど。
委員長	教育課長
教育課長	まだ詳細にゴール地点が協議できてない部分もまだございますが、理想的な形としては、教育課の社会教育の部分に事務局を置いて、そういった調整ができるような状況を作り、その中で指導者の確保であったり、受け入れていただけるスポーツ団体さんとの協議をですね、今あるスポーツ団体さんとの協議の場を作ったりということを踏まえて、最終的に、今現在は中学生ですけど、中学生を受け入れていただける部活だったりとか、それとか場合によっては他の市町村との合同チームが組めるような状況とかを作れるようなことなども、できていけばいいかなと考えているところです。 まだちょっと十分な協議が煮詰められてない状況がございますけれども、最終的には社会教育の部分で、中心として、事務局等を努めていく必要があると考えているところです。
委員長	5番 梶原委員
5番	説明書の10款2項3目と10款3項2目、10款4項2目、関連すると思うんですが。さっき佐々木委員の質問にも関連すると思うんですが、図書費ですね。 小学校、中学校、公民館、使用方法是違うと思うんですが。大体どれぐらいの年度で買い替えというんですか、は行っているんでしょうか。
委員長	教育課長
教育課長	買い替えというか、毎年新規の書籍、DVD等も含めて購入はしているところがございます。一定の基準というか、もとに今年のように図書館で取り扱わなくなったと認めた本を除籍をして、皆さん方に引き取っていただいたりというような形を取らせていただいております。
委員長	5番 梶原委員
5番	次のあれも一緒に言っていたんですが。 結局図書が長くなると、もう処分と言いますか、なると思うんですね。それは、今言ったように、村民に分けるとかいうふうにやっているわけですね。 はい、分かりました。 それは分かったんですが、同じ項目なんですけど、今、学校給食は無償化ですよね。これに給食費補助って入っているじゃないですか、これ、どういうことか、ちょっと教えていただきたいと思います。
委員長	教育課長
教育課長	給食費補助としまして、今回計上させていただいている分ですが、学校給食費の

	無償化を目指して計上させていただいているものでございます。 今後の流れとしては、公会計へ進んで行くかと思えます。そうすると費用とかは需用費とかに分けられて行くんでしょうけども、来年度に関しましては、まだ、以前の保護者の方から一部お支払いをいただいていた給食費の関連も含めて、会計の精算等も行えていない。それから、公会計にするにあたって、事務体制とかの整備もしていかなければいけないので、来年度につきましては、無償化につきましては、この補助金という形で、子ども1人当たりの単価を定めて、年間通して、こちらで補助として給食費を支払っていくことになります。計上させていただいております。
委員長	5番 梶原委員
5番	その給食費のほうは分かったんですが、地場産補助費ってまたありますよね。給食は結局、業務委託ですよね。委託先から全部材料費とかは、委託先がやるんじゃないんですかね。それに補助っていうのを出すんですか。
委員長	教育課長
教育課長	学校の給食の委託業務につきましては、調理の業務委託ということで、調理員さんに働いていただくための業務を委託させていただいているところで、材料の購入費につきましては、村のほうでこれまでどおり負担をしているところです。地場産等の野菜の補助金も含めて、村のほうで行っているものになります。
委員長	6番 高橋委員
6番	徴求資料のほうからお願いいたします。 2回目に配られた、先ほどの部活動移行の話です。 先ほども同僚議員から質問はありましたけれども、もう少しちょっと詳しいところをお尋ねしたいなと思います。 現状のところ、この読ませていただくと、もう東峰村内で完結するような話の内容に見えます。 以前は近隣市町村の近隣学校とですね、連携というのも考慮の一部に入っていたかなと思います。その辺が一体どうなったのかなというのと、例えば杷木中学校であったり、大鶴の中学校であったり、そういったところが今どういうふうな方向性というかですね、持っているのかも併せて、もし情報がありましたらお尋ねしたいなと思います。
委員長	教育長
教育長	正直申しまして、部活動地域移行については、うちが一番進んでいます。よそはあんまり進んでいません。 現状は、進んでいるところが、筑前町の三輪中と夜須中が合同でチームを作っています。浮羽中と吉井中が合同でチーム作っています。練習はあれするという形で、でいつてる関係です。 ですから、杷木中学校とするならば、朝倉市とそれをどうしていきますか、というところもあるんですけども。 正直言って全国的に、進んですところはごく一部、福岡市、名古屋市、茨城県、つまり近隣に大学があるところ、つまり学生の利用が十分に活発にできそうなところ。この辺りとかは非常に厳しいというところで、学生がおるところは、若干はあれなんですけど、それでも例えば久留米市とかは、あれだけ多くの生徒を受け入れるというのも、受け皿にするというのは非常に厳しいものがございます。 ですので、いろんなところで、うちに来てもいいよというようなですね、整備状況が整っていけば、話もできやすいとは思いますが、今の段階では、もうこの大明中学校と合同の練習はしています。練習試合とかは。 ただ、中体連とか試合に出るとなると、県をまたいでというのも難しいんですね、

	今の段階は。ですので、組むなら杷木中学校とかと組めるところは組むのはあるんでしょうけど。 基本的にもう部活動の地域移行、地域展開、結局、学校から部活動を離して、そしていろんなところの地域スポーツの中で生徒を活動させてほしいと、いうふうな方向になっています。 ですから令和7年度は、学校の平日の部活動も、そんなに毎日するんじゃなくて週3日とか、そういう形になろうかと思います。 それから、土日については、もう必ず参加せんでもいいと。先生方でやりたいと、兼務の発令をして、やりたいという部活については土日もやる。というような感じで、徐々に徐々に部活の、学校の教員がやるんじゃなくて、地域に開放しましょうという方向になっています。 令和8年度からは、もうはっきり言って、ここでいろいろなラブスポ関係とか、いろんな地域の総合スポーツがありますけど、そういったところで子どもたちがスポーツを楽しむ。 極端に言ったらスイミングスクールとか、そういうところにも行ってますよね、日田とか。ああいうふうな形に将来的にはなっていくだろうと、いうところが一つの方向性であります。 もちろん近隣で組むということもですね、その指導者がいれば、私、土日も兼務の発令を貰って、謝金を貰ってやりますというふうな教員がいれば、それは可能だという方向です。 ただ、今はもう、しませんって言えば、そうですかということで終わります。 だからもう考え方、価値観をごろっと変えんといかんという状況になっています。 ただし、全国的には、これを進んでいるところは、まだまだ少のうございます。 ですから、大体令和8年度で終わるところが、もう今は令和10年、11年、12年まで、いいですよってなっているんです。だから、なかなか先行きは見えづらいです。 北筑後管内でも、全く動いてないところもあります。そういう状況です。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	状況、すごくよく分かりました。 少し近隣市町村の連携というのを聞いたのは、先ほど同僚議員が言った、要は団体スポーツがもうできなくなる可能性というか、もうそうなってますよねっていうところで、今後さらに人数減ってくるので、やっぱりそのスポーツクラブと連携となっても、参加する児童生徒数がすごく少ないという、今スポーツ少年団が抱えている問題がそのまま上に上がっていく話になるのではというので、ちょっと他市町村と連携という話をお聞きしました。 今後村内でしっかりとした体制を作っていくには、僕もラブスポ東峰がベースになるのは間違いないと思っておりますが、現状のところラブスポ東峰の組織があんまり見えてなくて、予算はこうやっていっているんですけど、っていうのしか見えないんですよ。 ラブスポ東峰がしっかり組織化できるかが、今後の一番の勝負どころだと思いますけれども、一体今、事務局は教育委員会がされているのか、事務局がどういった形でされているのかというのと、年間を通して、例えばスポーツの指導者であったりとか代表の方が集まって協議するような場があるのか、そういった部分のラブスポ東峰の実態的な部分、もしご説明できるところがあればお願いいたします。
委員長	教育課長

教育課長	ラブスポということで、今現在はですね、今、年間のスポーツ傷害保険等の手続き等で、事務局として教育課内に対応させていただいているんですが、実際令和5年度まで行っていたような、例えばスポーツ教室をやるとかですね、そういった活動は、今のところ6年度に関しては行っておりません参加者自体が少なくなって、一旦止めようという話にもなりましたし、今後どうしていくのかという会議ですね、会議の場につきましても、今のところ全体を集めての会議等は行っていないところ です。
委 員 長 6 番	6 番 高橋委員 現在、部活動の地域移行に関しては、そういう委員会等ですね、協議の場を作られているので、わざわざラブスポがどうこうではないんですけども。おそらくその形ができていった後には、そこのラブスポ東峰にドッキングしていく形なのが理想的なのかなと思います。 やっぱり連携が行っていかないと、なかなか指導者できる方の数も限られてますしというところと、あと、もうスポーツ関係を協議する場としては、スポーツ推進委員さん、そういう会議体もございますので、しっかりと限られた方々というよりは、住民のですね、協力をいかに引き出すかというところが、一番の課題でもあると思います。 スポ推の中でも話されているという話も聞いておりますが、しっかりとその協議の場に推進委員さんたちも加わってですね、していただきたいなと思いますが、最後、どういうふうに今後協議を広めていくかのところについて、お尋ねいたします。
委 員 長 教育課長	教育課長 おっしゃられます通りに、村内のいろんな方のご協力なしでは、これは進めて行くことはできません。 もちろん事務局は教育課内で行うとしても、今やってらっしゃるスポーツ関係の団体の方ですとか、指導者の方ですとか、との集まりもそうですけど、さっきおっしゃられましたスポーツ推進委員さん等の協議も併せて必要になると思います。 具体的に委員会の形というものが社会教育を中心とした形で、どういうメンバーというのがまだ十分に詰められてない状況でもございますので、そこも踏まえて、7年度をどこまで、どういったメンバーでという中で、ご協力お願いできるような、必要なメンバーの方については入っていただきながら、協議を進めていただこうと考えているところです。
委 員 長 4 番	4 番 高倉委員 説明書の56ページ、予算書の198ページ、文化財事業費の中で、県指定文化財周辺伐採・草刈作業で32万4,800円、予算書のほうでは46万円になってて、ちょっとお値段が違うんですが。 この草刈り作業というのは、年に何回やって、以前聞いたような気もしますが、何回やってるんだったのでしょうか。
委 員 長 教育課長	教育課長 文化財の場所、それぞれの史跡等につきまして、必要に応じてこの伐採等を行って、大体年に2回から3回、その場所によって異なってくるんですけども、実施を計画しております。
委 員 長 4 番	4 番 高倉委員 こちらの予算書のほうが伐木、木になってるのと、説明書は伐採、同じ意味かなと思ったり、もう1つ、なんでこれを読み上げてくださっている中で、ちょっとお値段が安いかなと思ったのは、以前私一般質問の中でも、行者堂のお社の上に木が立ちかかってて、非常にお社の上にかかっている。それが風でも吹いたりすれば、あ

	れ一発でお社は崩れてしまうということを申し上げてましたので、この伐木というふうになってるのかなとか思いながらでしたが、そういう木を切るとかいうことも、この予算の中に入っていますか。それにしても少しお値段が安いかなという気もしないでもないもんですから。分かります。
委 員 長	教育課長
教育課長	こちらにつきましては、基本は草刈りなんですけども、状況によって、例えば枝が伸びてきて危険な状況が予測されるというような時は、木を切ったりということも必要になってきますので、木も含まれているというふうに、こちらは捉えております。
委 員 長	4 番 高倉委員
4 番	そうしましたら、今から夏に向かってきますと、非常に年2回から3回の草刈りが、やっぱり集中して、冬はまあまあ枯草になってますけど、なってきますですね。 それで、特に松尾城とか草が生えて、登って行く道からお城までたどり着くのに草で、そういうことではやっぱりお城好きの方があの跡を見に行ったら登れない。そういう状況になるかと思えますし、次郎坊・太郎坊もよく出ますが、あそこも見上げるのに、下に草があつては、ちょっと県の文化財とは言えないかなとか、そんな気がしますので、外にある大切な東峰村の宝物を下から見ると、草が生えてないような、そういう意味での景観がいいというふうなところに文化財があつてほしいという望みがあります。 そこで少し、今回はこの値段ですけど、予算を上げてでも、やっぱり草刈りとか、それから建物にかかる木の伐木、伐採というんでしょうか、そういうことでも考えてみてもいいかなということを思いまして、少しやっぱりずっと言い続けている東峰村の大事な宝物を見ていただける時に、景観のいいところで見ていただきたいと思っておりますので、そういう予定とかはお考えになってらっしゃいますか。
委 員 長	教育課長
教育課長	ご指摘のとおり十分な、今整備状況とは言えない状況で、実際的にきちんと計画してた回数ができていないところもあります。 年間を通してですね、村でそういった県指定も村指定もそうなんですけれども、計画的に、ここの場所をいつということを踏まえたうえで、実施をしないといけなというのと、これまでの本当に伐採とか清掃とかも含めて、これまでの状況でいいのかという見直しについては、毎年行っているところではあるんですが、そこら辺が十分整備されていないところもございますので、整備をしまして、予算等のまた見直しが必要になってくる場合もありますので、その時はまたお諮りをしたいと考えているところでございます。
委 員 長	3 番 佐々木委員
3 番	徴求資料の1ページです。 学校協働本部事業の中の地域コーディネーターですが、私の記憶違いかもしれませんが、地域活動指導員の募集チラシの中に、役職の中にそこが入ってなかったかなと思ったんですが、そこいかがですか。
委 員 長	教育課長
教育課長	地域コーディネーターという名前は、今回掲載はしなかったんですけども、学校の依頼に応じて必要な部分を支援したりという意味で、この地域コーディネーターをこちらとして捉えておりまして、名前を出さなかったんですけど、役割としての内容は掲載していたところです。
委 員 長	3 番 佐々木委員
3 番	言ってる意味がちょっと分かりにくかったんですが。

	結局、地域活動指導員の仕事の中にこれが入ってるなら、改めて予算は組む必要がないですね。そこはどうなってますか。 これに1, 480円掛け1人の12回というのを予算組みしてますけども。
委員長	教育課長
教育課長	地域コーディネーターのお仕事につきまして、地域活動指導員とは、基本仕事が別にはなるんですけども、今、現在の体制としましては、地域活動指導員の方に兼務をしていただいているので、その方の勤務時間外に、基本は活動していただくように、学校との、休みを取っていただいた時に、対応できるようなお仕事があれば、動いているような状況でございます。
委員長	3番 佐々木委員
3番	今、休みを取ってということですが、全くの勤務時間以外だったら予算化してもいいかもしれませんが、勤務時間内の休みを取ったら、それは有給になるでしょう。そこはどう考えてありますか。
委員長	教育課長
教育課長	月曜から金曜までにやるということ、私は、すみません、そこは間違えて回答してしまいました。 基本は土曜、日曜ということで、勤務時間外の時間帯に、そういった業務がある時は対応していただくようにしています。
委員長	3番 佐々木委員
3番	大体分かりました。 そしたら勤務時間外にやっているからということですね。はい、納得しました。 もう1件お願いします。 説明書の55ページですけども、県の駅伝大会の件です。 去年は応援団のバスが出ませんでした。それまでは大型でちょっともったいないなということがあったんですが、去年はなかったんで、私たち個人的な車で応援に行ったんですけどね。 これはやっぱり村の人たちにも関心を持ってもらって、応援団でみんなで行こうというところから、バスを手配して行ったんだろうと思うんですけども、確かに村の人たち応援が少なかったんで残念だったんですけども。 やっぱりそれでもですね、マイクロバスでもいいので出す必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。
委員長	教育課長
教育課長	駅伝大会のバスにつきましては、令和6年度につきましては、やはり5年度までの実績で、それに参加される方の人数がやっぱり、実際は現地に行かれて応援をしてくださっている方もいらっしゃると思うんですけども、そのバスを利用して応援に行ってくださいという方が少なくなっていたと、バスを借り上げるほどではないというふうに、こちらは、6年度につきましては判断しまして、応援のバスということで実施はしませんでした。 7年度以降につきましては、村の体制として応援をして、参加していただける方の少しでも力になるような形は作ってきたと思うんですけども、このバスに関しては、7年度につきましても計上はしていないところです。 今後そういう希望ですね、村民の方が、ぜひ、応援のためのバスを出して応援に行きたいというような声が高まるようであればですね、こちらも見直しをする必要があるかなと思っているんですけども、現状としては、継続して6年度と同じように応援のバスを出す予定は、計上はしていないところです。
委員長	3番 佐々木委員

3 番	今の言い方からいくとですね、もう来なくていいよと、来ない人は来なくていいよと、というようなふうにも聞こえるんですね。 やっぱり少なくとも、3人、4人でも、やっぱり何らかの方法を取る必要はあるんじゃないかと思うんですね。 だから、3人、4人しか、10人ぐらいしか、10人乗りをチャーターするとかいうこともあっていいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。
委員長	教育長
教育長	基本的に、例年私が経験しても、やっぱりほんの数人ずつしか乗ってないんですよ。結局、もう応援は来ていただいて、そして、その後はどこかに寄るけんとかですね、その辺の寄る所があるとか、そういう形で、そういうふうな状況ですので、これは費用対効果を考えたときに、もう自分たちの車で利便性がいいということならば、もう出さんなくてもいいんじゃないかということで、もちろん、いや、応援行きたいということで、応援の予定と、バスに乗る予定とかを取ってみまして、それが多いならですね、そういうことも考えていこうかとは思ってますけど、今の段階では少ないだろうなって。 ただ、現場では多いんですよ。いっぱい来られているんです。議員さん方も来られているし、保護者の方もですね、いっぱい来られてますけど。やっぱり自分たちで、車で行ったほうが動きが取れやすいということが背景にあるんじゃないか。 仮に中型バスでも出してもですね、かなりお金もかかりますので、そこは村の財政を考えて、費用対効果でちょっと落としたということでございます。
委員長	8番 佐々木委員
8 番	関連の質問ですけど、前は選手と一緒にだったんですよね。 だから、朝が早い、帰りが遅いというところで、一緒に行くと非常に長時間の時間を取られるから、自分で行くというのが大半だったんです。ですから、ちょっとニュアンスが違うんですけどね。 だから、今は選手の方はどんなふうに行ってるかは、私もちょっと分かりませんが、前はそんなふうで、開会式に出るためには早くから出らないかん。それから、閉会式までおから帰り最後までおらないかん。 そうすると、そのバスに乗って行くとね、非常に長い時間現地の滞在というのがあったから、ということで、乗って行くとちょっと困るのが現実だったんですが、そういうところを踏まえてですね、今、同僚議員が質問するように、やっぱり応援には行ってほしいと思います。 だから、やっぱり応援に行くような仕組みをまた考えてください。それをどうするかは質問です。
委員長	教育課長
教育課長	ご質問ありがとうございます。 以前の状況につきまして、選手の方と一緒にということで、いろいろ利便性の問題等も含めて、不都合があったということで、応援しに行きたくても十分にできなかったということもあります。 もう一人の佐々木委員さんからのご意見もございましたので、こういった形であれ、応援できる体制ができるのかと、そういう機運も高まるのかということも併せて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
委員長	6番 高橋委員
6 番	主要事業説明書の52ページをお願いいたします。10款1項7目スクールバス管理運営費の部分です。 先日、スクールバス運営委員会が開かれたかと思います。総務常任委員会の折に

	も、要は、バス停の実態が合っていないという話も差し上げたかと思います。 運営委員会のほうで、以前のバス停配置と変わった点等がありましたら、お尋ねいたします。
委員長	教育課長
教育課長	先日、スクールバス運営委員会がございました。その中でやはり基本はですね、4 km、6 kmの距離を守っていただくということと、それぞれこれまでそういった経緯を踏まえたうえでのバス停は、原則としては変えないんですけども、これまで一部の地域につきまして、やっぱり小学校と中学校と分かれていることで、少し距離が長くなって、中学生が特にですね、長くなって、やはり部活帰りの遅くなったバスとかに帰ると、有害鳥獣の関係で不安が非常にあるというようなご意見もありまして、その委員さんの中でも検討していただいて、その部分につきましては、中学生のバスではなく、小学校の乗り降りされている場所で乗降していただくというような形で、7年度に関しては変更させていただいたところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	ちょっとその今後のですね、スクールバスのバス停がどういうふうに決まるのか、結構大事などことになるかと思います。 要は、小中学生でバス停を合わせるという意図で、今回変えたのか。さっき有害鳥獣という話もございましたけど、有害鳥獣が危ないから変えたのか、第一義的に、今回は、バス停を変更した理由について、どこが、どう発端で、附則的な意味合いとして、何か有害鳥獣を付けられたのかなという部分もあるとは思んですけども、どういう原因で今回変わったのか、もう一度ご説明をお願いいたします。
委員長	教育課長
教育課長	今回、乗降していただく内容が変わりました経緯につきましては、変更した地域の方からの要望がございまして、やはり先ほども申し上げたんですけども、時間帯がやっぱり遅くなったりすると、有害鳥獣が近くまで来ている、もしくは本当に目の前まで来ている場合も多く、非常に不安がある。本人も不安がっているというようなことがあります。 その場所に保護者の方が車で迎えに行けばいいじゃないか、という意見もこれまでであったと思うんですけども、それもできないような保護者だったりとかもいらっしゃるかと思いますので、そういったことも踏まえまして、安全を第一に考えまして、今回は変更とさせていただいたところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	別の質問をさせていただきます。 徴求資料の1のほうですね。1ページの地域・学校協働本部事業費の中の学習支援についてです。 先日、東峰学園中学部の卒業式にも参加させていただきました。3名ほど入試の結果待ちという話もあったんですけども、以前から特色化推薦等で学力試験に臨まれる生徒数が減っているということで、9月の決算委員会でもお尋ねしたかと思います。 現状のところ、このアフタースクールプラスが受験対策的機能であるのか、はたまた基礎学力を高めるための機能なのかという部分で、おそらくこのまま推薦への傾きというかですね、が今後も広がるのであれば、やはりこのアフタースクールプラスの意味合いというのは、高校に入ってから中学の学力をそのまま維持していけるかのほうになるのかなという感じがいたします。 現状のところ、このアフタースクールプラスの位置付けですね、どういった形で運営をされているのか、お尋ねします。

委員長 教育長	教育長 基本的にアフタースクールについては、やっぱり中3生を対象、絞っておりますので、やっぱり高校受験突破、進路獲得というところを一番の主眼に置いております。 基礎学力も含めてということで、いろんなところが目的があると思います。 子ども一人一人違うのでですね、基礎学力のレベルから行く子もおれば、どんどんできるという子もおるし、その辺りを個別最適化的な感じでですね、その子、その子に合った形で学力をキープしていこうというところでやっております。 だから、時間割を、はい数学、英語とか、そういうふうなのじゃなくて、弱いところはまず一斉にやる。英語とかを一斉にやる。そして、その後は自分自身が、私は理科が弱いから理科をしますとかいう形で、今は本当に基礎学力プラス受験を突破する学力を育成という形の二段構えでやっています。 将来的にというところでは、正直もう私学の推薦入試、それから公立の特色化選抜、大体ですね、今年の場合はだいぶあれでしたけど、去年は2月の下旬辺りで決まったんですよ。公立を受ける子が1人、その子が来てほしいのになかなか来にくくなって、全部合格してますから。そういうのがあって、非常に運営がですね、難しいなって思ってますが。 ただ、これは中学校の先生、それから高校の先生からの情報ではですね、やはり一般入試を受けて、ギリギリまで頑張った子が高校でも伸びると。それはもう自明の理らしいです。 だから、最後の最後まで頑張れということで、今年も3月の卒業式の前まで行いました。来年度もそういう形で行っていこうとは思ってますけど、もっと効率的なですね、やり方があればあれなんですけど。 一つ頭が痛いのは、指導者の確保です。これは、学校の現場の教員もそうですが、指導者の確保がなかなかですね。非常にもう杞木のほうから来てもらったり、いろいろ工面しておりますけど。 幸い小石原、宝珠山関係で、大学に行っている子どもさん、学生さんに来てもらって、なんとかしのいでいます。だから、そこが一番の悩みです。以上です。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 前々から担っていただく方の問題はあるかと思います。 今、主で担っていただく方もかなりご好意的な形でですね、教育長、個別対応という形も言われましたけど、個別対応をこんな塾でしたら、そんな1人でできるはずもないわけなんですよね。それを3時間の時給でやっていたらっていうのも、はっきり言って、塾経営したらこんな収入でない話の中なんです。結構無茶な話をされているんじゃないかなと思います。 理想は理想であっていいと思うんですけども、だったとして、結局、その受験対策って言われるけれども、結局、受験対策というと学力試験じゃないところの受験が主になってきているわけじゃないですか。特色化推薦で学力検査という部分が少ない中であると、やっぱりこのアフタースクールの意味合いというのをもう少し変えていかないと、もう受験が終わったらですね、やる気なくなるのは分かるので、違った形を検討していかないと、あまり後半期ですね、頑張れと言っても無理な世界はあると思いますので、ぜひ検討していただきたいなというのと、あと1点、要は塾講師経験者とかいろいろありますけれども、人材の部分で、フリースペースよつばさんとの連携ってもう少しできないのかなと。 あちらもなかなかやり繰り難しい部分もあるとは聞いておりますけれども、やはり先生の経験者の方がかなり主だった組織とも聞いております。

	この塾講師経験者の方もそこがベースであるから動けてるんだという話も聞いております。 そういった中で、この予算の中ではおそらく人件費としか出せないで、少し難しい面もあると思うんですけど、もう少し連携のあり方で、生徒の指導という形まではいく必要はないんですけれども、やっぱり個別的な対応としては、先生の経験というのは非常に生かせる部分かなと思います。そういった連携の部分について、最後に質問させていただきます。
委 員 長	教育長
教 育 長	確かに、よつばさんは教員あがりの方が多くいらっしゃいますのであれですけど。実はもう、よつばさんの運営自体がアップアップな状態で、結局、筑前、朝倉市、うちはいないんですよ。ただ、高校生、卒業生が関わってもらってます。お世話をしていただいています。 現在、うちはいないんですけど、朝倉市、筑前町で、遠くはうきは市とか久留米とか、あの辺の子どもも来ている関係もあって、とてもじゃないけど、よつばさんにこっちまで来てくれというのは、まず無理だろうと。そこまで酷なことは言えないと。 結局もう、うち辺りでもいろいろ保護者の相談の期間とかですね、そういうことでやっておりますけど、全く別の団体に、玖珠のほうにそういうふうな公営の塾を応援するところがございます。そこに今後頼まないかなかなというふうな考えもありました。 ただ、そうなってくると、かなりの費用が生じてきます。ですから、できる範囲で、今の現状ですね、地域活動のそういう予算の範囲内でもできるようになればいいなと。 だから、できる限りの、あんまりコストは掛けないで最大の効果を上げるような方法はないかということを、今、模索している段階でございます。 ただ、言われていることは、よく分かります。以上でございます。
委 員 長	ないようですから、議会事務局の質疑に入ります。 所管のページは、お手元に配布費目ページ一覧表のとおりです。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委 員 長	ないようですから、質疑を終結いたします。
散 会	
委 員 長	これもちまして、本日の審査は終了します。 明日3月12日は、午前9時30分から再開します。 本日は、これにて散会します。 (12時15分)

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

令和7年3月12日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和 7 年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

令和 7 年 3 月 1 2 日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 議案第 1 9 号 令和 7 年度東峰村一般会計歳入歳出予算

日程第 2 議案第 2 0 号 令和 7 年度東峰村簡易水道事業会計予算

日程第 3 議案第 2 1 号 令和 7 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出
予算

日程第 5 議案第 2 2 号 令和 7 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予
算

開 会	
委 員 長	おはようございます。 ただ今の出席委員数は、１０名です。 定足数に達していますので、昨日に引き続きまして予算審査特別委員会を開催します。 （９時３０分）
委 員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第１	
委 員 長	日程第１ 議案第１９号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出予算」について総括質疑を行います。 総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。 なお、各課における答弁で、回答が得られていない件についての質疑といたします。 質疑はありませんか。 １０番 伊藤委員
１０ 番	説明書でいきますと、１０ページ、歳入のほうですね。 １０款１項使用料、それから予算書でいきますと１３３ページという形になるかと思います。 その中でですね、説明は、一度これ受けておるんですが、ちょっと中身がよく分からない点がありましたので、もう一度ですね、この１款の総務使用料のみで結構です。総務使用料のみですね、もう一度お聞かせいただきたいと思います。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	総務使用料の中で、ふるさと推進課所管の分というところでご説明をさせていただきたいと思います。 まず１つ目、行政財産の中の（光 IRU・ほうしゅ楽舎使用料）となっております。 こちらの中身につきましては、まず、光 IRU、ケーブルテレビの光の線ですね、あちらの使用料ですけど、こちらが１３８万６千円、それからほうしゅ楽舎の使用料、こちらは宿泊とかの使用料ですね、そっちが３４３万２千円。 それとあと、テレワークテラスの使用料が入りまして、こちらが２１万４千円ほど計上をさせていただいておるところです。 それから、その下の行政財産のテレビ局舎使用料とございますけれども、こちらのほうにつきましては、東峰テレビがプリズムさんにお貸ししておりますので、こちらのほうの使用料ということで６０万円上げさせていただいております。 それから一番下２つですね、乗合タクシーの利用料、こちらは乗合タクシーの利用料というか、お客様から頂くですね、乗車賃、こちらの分の利用料ということで３２３万１千円。 それとケーブルテレビ使用料ですけど、こちらは住民の方とか事業者が入っております、村内のケーブルテレビの利用するときに、毎月１回ですね、４月徴収をしております。その分の使用料で２７０万円というところでございます。以上です。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	使用料の防犯灯使用料につきまして、本年度全村におきまして、防犯灯の更新を行っております。来年度からは更新した、宝珠山地区は今まで地区、地区で払っていたんですけども、こちらのほうを一括して村からの払い、そして、地区に使用料を請求するような形になるようにするところでございます。 それで４００基分の１４４万円を計上させていただいております。以上です。
委 員 長	農林建設課長

農林建設課長	10ページのほうの総務使用料の上から3段目ですけども、公営住宅ということですね、これについては使用料のお金です。それにプラス50万としてですね、滞納費用を頂く金額となっています。以上でございます。
委員長	10番 伊藤委員
10番	その中でですね、まず、前回の説明の折に、乗合タクシーの182万補正するというようなことの説明があったかと思います。そういうふう聞いておるんで、書いてたところで、そこをちょっと、違うんだったら違うで結構です。 それから、公営住宅使用料については、現年度分で2,348万5千円と、予算書のほうはなってるんですけども、これ、一応滞納分まで含むということになってるなら、2,187万9千円というような記載になっているんですよ。 数字的にこれ合わないんで、なんでこれが違うのかというところがよく分からないんで、もう一度その部分について教えていただきたいんですが。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	乗合タクシーの分に関してですけど、こちらの分、当初の分として上げております323万1千円というところで、こちらのほうとしては、特段補正とか、そういったものはございません。当初から組んでいる分、そのままというところでございます。以上です。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	10款1項1目の総務使用料の中に、今回予算説明会の時に、ここの中には表示はございませんけども、外出支援タクシーそれから福祉タクシーについて、負担をいただいて徴収するという話が当初あったかと思います。その分の金額186万4千円がこの中に含まれておりますので、この分についてはですね、6月に減額補正で対応させていただきたいということで考えているところでございます。 この分が186万4千円入っております。
委員長	公営住宅については、後でいいですか。 確認して報告するそうです。 農林建設課長
農林建設課長	すみません。金額のほう間違いということもありましてですね、基本的には予算書のほうのですね、2,398万5千円、現年度分2,348万5千円と滞納分の50万の、合計のですね、2,398万5千円のほうが正解となっております、概要書のほうが間違いとなっております。失礼しました。
委員長	10番 伊藤委員
10番	そうすると、この説明書のほうが違っとったと。 それで、合計としては、この2,348万5千円だということでよろしいんですね。内容的に中身がはっきりしないんですけど、それは後で資料を貰えばいいんですけども、数字的なものはですね、きちっとしたものでないといけませんので、今答えてほしいということで、言ってたわけです。 内容についてはですね、また後で資料等を出してください。
委員長	村長
村長	先ほどの住宅使用料の分でございますが、主要事業成果説明書については、今、積算根拠のほうを見ておりましたら、前年度の数字をそのまま上げてたということで、この2,137万9千円プラス50万の21879が上がっていたということで、今年度の分の予算書に相對する数字ではなかったということで、予算書の数字が正解ということで受け取っていただきたいと思います。申し訳ございません。
委員長	3番 佐々木委員
3番	昨年決算委員会の時に、ちょっとお願いというような形で質問したんですが。

	各種団体などへの助成金とか補助金ですね、それを各課からいろんな各種団体に出してと思いますが、予算組みする時に、本当にその金額でいいのかを、各団体の代表の方とかと話をし、予算立てたらどうかということを申し上げてたかと思いますが、その辺りはされましたでしょうか。
委員長	村長
村長	これはちょっと、考え方の違いだと思いますが、補助金、助成金に関しては、やはり村の財政の中である程度の枠を決めて、その事業の範囲で何ができるかというのを団体のほうに考えていただく。それで別に新規事業とか特別な事業がある場合においては、別に要望が出てくる。それをどうするかという形になると思っておりますので、いくら要りますか、という言い方は、絶対村としては、しないというふうに解釈いただきたいと思います。 ご意見としていただいた分は、貴重なご意見としてお伺いしておりますが、やっぱり助成金というものに対しては、どういう事業に対して行うのか、年間で行う団体については、やっぱりその範囲の中で活動を行っていただくというのが前提でございますので、こういった形で取り組ませていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	村長がおっしゃることはよく分かります。そういうことだろうとは思いますが、 やっぱり各種団体によってはですね、この事業が取りやめたので、その分下げてもいいよとかいうようなこともあるし、あるいは新しいイベントをやりたいので、ぜひここは、もう少し上げてくれないかというような要望もあろうかと思うんですね。その辺りを精査してくださいというお願いです。
委員長	村長
村長	その分につきましては、当然行っている作業ではございます。年間の決算書、予算書等によってどういう事業を行うか。 ただ、今年これをやりたいからという分は、やっぱり前年度において特別な事業として、村としても応援するという形を取らなければいけませんので、そういった分については、それぞれの補助する団体、教育委員会だけではございません。いろんな団体がございます。 そういった分についての、予算の協議についてはですね、行っているところでございます。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	主要事業説明書の22ページ、2款1項6目企画振興対策費の中の工事請負費、県モニュメント防犯カメラ設置工事と46ページ、7款2項9目東峰村簡易宿泊施設費の中にも下から2つ目ですね、防犯カメラ・インターホン取付工事費ということで、これから先、防犯カメラの設置をする機会も増えてくるのかなと。 昨日同僚議員のほうも、ちょっと質問されかけて止めた部分もあるんですけども。 村民の方も防犯意識、かなりこの近年高まっております。いろんな事件が全国で起きております。もちろん公共施設を守る部分というのが非常にある部分は理解ができます。 防犯カメラを付けている部分が、何かの事件の時にですね、すごく有効な手立てという部分は、今までの事例で分かっている部分があると思うので、こういった防犯カメラを村が設置する時にですね、警察と協議等をして、適切な設置位置であったり、設置範囲というのを協議されているのか、お尋ねいたします。

委 員 長	村 長
村 長	今回予算に計上しております宝珠山駅については、駅の構内、モニュメントの防犯、いたずら防止対策と子どもの遊び場が適切に使用されているとか、事故の未然防止、そういった観点でございますので、施設内の防犯カメラでございます。 ほうしゅ楽舎も確かそういう形になっておりますので、今後、例えば道の途中に設置するとか、1回29年災害があった時に栗松から上というか、そちらのほうに不審者が出入りする中で、防犯カメラを県の助言で、民間団体の寄付により設置したというところがありました。 ああいう部分については、警察のほうと協議を行っておりましたので、要するに、公道上における防犯カメラの設置については、当然そういった手続きが必要になるというふうには理解しております。 今回、7年度予算についている分については、施設内ということで、警察等の協議は行ってないということでございます。以上です。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	確かにそういうわけなんですけども、公共施設、特に宝珠山駅等に関しては、不特定多数の方も通られる位置にもあたるところに防犯カメラ設置するかと思います。 特に乗降客であったり、いろんな通り客の方の流れとして捕まえる機能というところも、なくはないとは思いますが、やはり何かがあった時にですね、そのカメラがもうちょっとこの位置、この方向に付いたらよかったよねということがないようにですね、中だけというのはもちろん分かるんですけども、やはり何か事件が起きたりした時に、その位置にあるカメラというのが機能する部分って、非常にあるかと思います。 中で付いているカメラ自身もですね、やっぱりいろんな事件で、犯人とされる方がどこを通ったかという部分、要は、追跡するのに使われているという部分を聞いております。 ですので、特に公共的立場のところが付ける防犯カメラについては、ある一定のところ、警察等と協議をしておいて、有効な場所に付けておいたほうが、より効果がある防犯カメラになるんじゃないかな、という意味でご質問させていただいております。もう一度ご回答をお願いできますでしょうか。
委 員 長	村 長
村 長	公共的な部分いろいろございますが、まだ警察のほうに相談という形で持って行ったことはございませんので、そういった可能性について、警察がどれぐらいアドバイスをいただけるかという部分については、まだ未知数でございますが、お話を持っていく、これは大事なことだというふうに思っておりますので、早速そういった部分については、対応というか相談のほうを持っていって行かせていただきたいと思います。ありがとうございます。以上です。
委 員 長	10 番 伊藤委員
10 番	昨日ですね、総務企画課のほうにお願いしました徴求資料、自動車の関係ですが。 まず、その1枚目にですね、リースの関係はどうなのかという形でお尋ねしたところ、ここにきちっと記載していただいて、これについては分かりやすくなっております。それで十分納得はできるんですが。 ちょっとリース利用の関係で、今、地域おこし協力隊が7名で活動されてあると。それについての公用車についてはですね、3枚目にある交付税あり、買い上げ済みというものについて対応しておるのか、どうなのか分かりませんが、そういうもののかなと。

	ただ、地域おこし協力隊としては、11台の車を準備をしておると、リースで今現在使用しておるということで、実質ないものについて、ずっとこれを置いとる中でですね、どういう利用をされておるのかと。 実質今、公用車たくさんあります。その中で、災害車両については、今、リースの中で変更して、かけておるんですけども、予算委員会の中で出ておったのは、今度、今年度は合計で14名ぐらい募集したいというような発言があったかと思います。 その中で、今利用されていないと思われるリース車両等をですね、いつになるのか分からないから準備しときますと言われれば、そうなのかもしれませんけど、利用されないものを置いておると。公用車が非常に多いんじゃないかというような、一般的な捉えてある方もおられますのでですね、この辺りのところを、もう一度きちっとした整理を教えていただきたいんですが。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	今、うちのほうで買い上げ、もしくはリースしている台数が11台ということで、今現在、地域おこし協力隊11名でございますので、1人1台ということで今割り当てをしておりますので、現在のところ空いているところはない。有効に活用させていただいているというところでございます。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10番	今11名、結局7名の協力隊の名簿、これ7名しかないんですよね、9名か。3名ないんですよ。現状として、数と合わないんじゃないですか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	今、名簿で出しておりますのは7年度の予定というところで、今現在、3月末で2名の方が退任をされます。 それで2名減りまして、来年度減ということで、また来年度の採用される方が、募集中ではございますけど、まだ決まっておりませんので、そういった差が出ているというところでございます。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10番	そうしますと、3月には終わると、退任が3名出るということですよ。 そうすると、このリースの関係、考え方として、公用車をどういうふうに考えていくのか。14名にするから、ただただ車をリースして置いとくというような形をとるのか、きちっと契約できた時点でですね、いろんなものは対応していくとするのか、その辺りをお答えいただきたいと思います。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	3月末で2名退任ということで、2台空くような形にはなります。 ただ、まだ現在も募集中の方がございます。その方の分も応募があつてですね、また手続き等を取るということになると、またちょっと空いたりしますので、募集中の部分については、現有をしてですね、保有しておきたいというふうに、今のところは考えているところでございます。 利用につきましてはですね、必要に応じて空いてる時間は、利用していくというようになるところになるかというふうには思っているところです。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	日田彦山線の事業に関してお尋ねしたいんですけども。 毎年度この日田彦山線基金に関する事業に関しては、県の事業、そして添田、東峰がしている事業の、大体のこの令和7年度の、何をして、どれぐらい使われていくのかというのと、大体残りがどれぐらい基金残としてあるのかという説明があつていたかと思います。

	今年度全くないので、もしよろしければ、そこをご説明いただけますでしょうか。
休 憩	
委 員 長	10時まで休憩します。 (9時56分)
再 開	
委 員 長	休憩前に続き、再開します。 (10時04分)
委 員 長	村長
村 長	日田彦の基金事業につきましては、県の調整の中で行っているという部分もあり、また東峰村で使う、添田町で使うと言いますか、活用する、また共同事業を行うという部分もございまして、計算を積み上げなければ分かりづらい部分がございます。 5年度は実績として出ておりますので、5年度については、事業を行った中で、ちょっと細かい数字はあれなんですけど、基金は元々10億円積み立てられました。 5年度末の実績として、事業を行って、基金の残高としては約7億円でございます。 6年度と7年度については、まだ6年度、東峰村においてもさまざまな事業があって、まだ固まってない流動的な分もございまして、その分については、また6年度、7年度事業において、使っていくという形で、数字として確実に出せる分については5年度の数字、残額としては約7億円。 今年の事業、東峰村、添田町と行って、数字としては約1億5千万ほど利用する、活用する形にはなっておりますが、ちょっとまだ確定はしておりませんので、そういった見込みで、基金自体減少していくというところになっております。以上です。
委 員 長	6番 高橋委員
6 番	基金の残高等は、まだ細かい数字が今後出てくるとは思うんですけれども。 今年度、令和7年度、特に県の共同事業というか、そういった部分も踏まえ、添田も、東峰は今、予算説明されてきた中で理解はできるんですけれども、他の部分がどういった事業をされるのかについても、おそらく日田彦山線沿線協議会等でご説明があつていると思いますので、その辺を説明していただきたいなと思います。 1点気になるのが、県の共同事業が、やはり村の業務をかなり圧迫してきているという部分、非常に注視しなければならないかなと思っています。 まず、県の共同事業、及び添田もどういった事業を行うのかについて、ご説明をお願いいたします。
委 員 長	村長
村 長	県の共同事業が村の事業を圧迫している。これは、ちょっと自分としては、概念として理解しがたい部分がございます。 7年度事業としては、1つあるのは、エアで行っております芸術、作曲家の方が村に来て、いろんな活動を行う。その事業が、今のところ計画としては2,000万ほど、あとが沿線記念事業、これは何ですかね、400万円ほど。もう1つが、BRT利用促進に係るPR事業費、これがさまざまなイベント等を行う部分でございまして、これについては1,400万円ほど。 地域資源活用、ちょっとすみません。 地域資源活用か、記念事業ではございません。記念事業はモニュメントで終わっております。6年度で。 地域資源活用ということで、これは昨年まで添田町のほうで、ジビエの活用について行ってきたところでございます。 7年度については、東峰村においてジビエの活用、特産品をどうするかという部

	分について、基金を使わせてほしいという村のほうから要望を上げておりましたので、この分が約500万円。 ですので、2,000万と1,400万と500万円の部分が、主な共同事業の内容になっております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	村長は先ほど、県の共同事業が村の事業を圧迫という部分、ちょっと私の言葉遣いが悪かった部分もあるかもしれないんですけども。 見る限りふるさと推進課が、業務多過ぎている部分は、昨年も申し上げさせていただいたかと思います。 一つ一つの事業が、非常に手の要る事業であるし、住民の方を巻き込んだりという部分もあるし、ましてや事業規模というのは非常に大きいものを、一職員で複数抱えているところが、すごく見受けられます。 その上、この県の共同事業、県が主導しているわけなんですけれども、やはり地域に落とすために、自治体職員が動かなければならない部分が多々あるんですよね。 その時にやっぱり動くのがふるさと推進課、もちろんそれは、その担当部署だからという部分もあるんですけども。 そうなってくると、そもそもその職員の方々が、しないといけない業務プラス、そこまで加わってきて、本当にこの、何でしょうね、職務分掌というか、そこが今年度もどうなのかなという部分で、どうしても出てくる日田彦山線の部分に関しても、それ以外の部分に関しても、やっぱり後々に工程が後ろにずれてくる部分っていうのが見受けられます。 そういったところで、ふるさと推進課だけではないと思うんですけども、そういった工程管理であったり、一職員の職務量、業務量については、どういうふうに対応されるのか。 コントロールに関しては、おそらく課に来たら課長の範疇であると思うんですけども、やはり課の職員配置であったり、そういった部分の全体コントロールを、村長はどう考えられているのか、お尋ねいたします。
委員長	村長
村長	まず、機構改革を行った。これは令和4年4月でございます。 これまで7課あった部分を、教育委員会を外すと6課が4課になった。これは、指揮命令系統や人管理における人員の適正配置等を行いながら行うという形で、させていただいた分でございます。 その中で、ふるさと推進課においては、振興事業、人口、移住定住、また情報発信、この部分を課長の命令系統からいったら、これまでが企画でやっていた部分であったり、農林観光課がやっていた部分があったり、ちょっと職員の中でも、これはうつの仕事じゃないんじゃないという、なんかすごくネガティブな業務配分がありましたので、それを大きくというか、1つの指揮命令、課長の命令系統の中で動けるという形で、再編をさせていただいた分でございます。 現実として、少し事業が滞っていると言いますか、そういった部分、これは課の再編が原因と言うよりは、それぞれの個人の資質の問題も多少あると思っております。 その中で、やはりそれをコントロールできる管理監督者、課の中にしっかりと課長、課長補佐を置いて、仕事を行っていくという形の中で行っていた部分でございます。 これについて、それぞれの月2回の課長会等で、この課の配置、課の配分、課の仕事がどうなのか。厳しかったら元に戻すとか再編をするとか、新しく、その考え

	方は持っておりますが、今のところその体制の中で行うという形でやっております。 そういった部分については、今後、どういう形が一番効率的に仕事が進捗できるのかという部分については、やっぱり内部のほうでしっかり協議をさせていただきたい。 ただ、昨年、一昨年の事業については、ふるさと推進課のみならずさまざまな課で、ちょっと業務についてのトラブルや進捗、滞り、そういった部分があったというのは、これまでの議会の中でもさまざまとご指摘、ご質問、ご提案等いただいたところでございます。 これについては、それぞれの職員一人一人がですね、この内容についてしっかり把握というか、噛み砕いていただいて、やっぱり課の中でどういう形で仕事をしていくか、スケジュール感をしっかり持つ、段取り 8 割という話をよくやるんですけど。やっぱり段取りをきちんと自分の中で固めて進捗をしていかなければいけない。 これが、なんか自分も朝礼の中で言うんですけど、言ってみてもなかなか実現がしていきにくい部分がございます。 これについて、どういう体制がいいのか、どういう形がいいのか、それぞれの課の中での推進体制、こういった分について、また今後ともですね、逐次そういった課長会の中でも確認をしながら行っているというところを進めている部分でございます。 村としてはですね、その体制の中で、今の体制の中でどう効率的に進めるか、そういった部分をしっかりやっていっているところでございます。 さまざまなご指摘はございますが、これについては、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 ぜひ、工程管理等ですね、年度初めの内からしっかりと進めていけるような体制づくりをしていただきたいと思いますと思うのと、やはりこの予算規模、事業規模から言うと、おそらく一般職の方が 5 8 名というのでも厳しいんだろうというのは実感をしている中で、無理をしている部分で、何か大きなトラブルにならないようにしっかりとやっていただきたいと思います。 もう 1 点補足してご質問したいのが、主要事業説明書の 20 ページの 2 款 1 項 1 目一般管理費の中において、一般事務補助ということで、昨年は 7 名計上から 9 名計上に増えております。 一般事務補助の方の部分も徴収資料の中で、どの課にというのにも出てきているんですけども、この一般事務補助は、こういった基準で一般事務補助を付けられているのか。 今回増員するということで、こういった理由で増員が必要になったのか、そういった部分のご説明をいただきたいなと思います。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	一般事務補助の採用の内容という形だとは思いますが。 今現在、9 名ということで、こちらの 1 ページのほうに書かせていただいております。 内容的にはここに書いてありますとおり、行政の事務の補助がメインでございます。例はその下に書いておりますけれども、職員として一般職員の枠内の中で、どうしても手の届かないところ、手の届かないというか、どうしても必要な業務があった場合、補助が欲しいところですね、対応させていただいております。 もちろん会計年度職員として対応しているところでございます。以上です。
委員長	6 番 高橋委員

6 番	ちょっと、今回なぜ増えたのかっていう部分、よく分からないところがあるんですね。7名で今までできて、2名増やさなければならなかった理由って、一体何なのかなというのと、おそらく各課で配置されると思うんですよね。 各課からどういうふうな話で、この一般事務補助の方が必要という話が上がって、村として予算付けをされているのか、その理由立て、根拠立てというところを明らかにしていただきたいなと。 どういった意味で置かなければならないというところと、増員をする時に、なぜ、さらに増員する必要が出てきているのか。その部分に関しても、再度ご説明を願いたいと思います。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	基本的には年の12月頃ですね、各課において、希望するということなんですけど、業務的に補充が欲しいとか新規の業務が発生して必要な人員が欲しいというのを、各課から取りまとめるようにしております。 今年度であれば、のる一との関係の受付とかをですね、会計年度でさせていただきたいということで、1名増員して、7年度から増員するような形になっております。 基本的にはそういう形で新規とか、そういう形を増員するような対応をしております。
委 員 長	村長
村 長	積み上げの数字を見てたんですけど、今年、今7名でございます。 来年乗合タクシーの受付業務を行うという形で、ふるさと推進課に1名事務補助、これは委託という選択もあったんですけど、将来的な協議会とか、そういった形が見えてない中で、委託の部分については難しいということで、今、一般事務補助の会計年度任用職員という形で、採用を4月から1人行うという形で、プラス1。 もう一つのプラス1でございますが、総務企画課において、地域おこし協力隊インターンという形で採用を半年間行う部分がございます。 これについて、一応任用形態としては会計年度任用職員になります。待遇としては事務補助職員という待遇で行うという形にしておりますので、その人数が2人増えているという形なっているところでございました。以上です。
委 員 長	8 番 佐々木委員
8 番	予算委員会の中で徴求しておりました国民健康保険の税率の徴求資料が出てきましたので、担当課長にもう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。
委 員 長	国民健康保険事業特別会計のほうで、その時に質問お願いします。 2 版 樋口委員
2 番	総務企画課主管の災害伝承館の移転事業、教育委員会主管の阿蘇4の展示事業について、総括質問します。 伝承館の移転事業は、予算書ではページ149です。それから、阿蘇4のほうは、頭出しはしてますけど、0ということです。 先日の予算説明で、災害伝承館と阿蘇4の展示を、いぶき館展示棟に移転するとの説明があり、改修工事の実施設計業務委託料に1,330万5千円が計上されています。 私は、交流棟の展示棟設計も含むと認識していましたので、委託料は高くないと発言していましたが、展示棟だけの実施設計委託では1,330万5千円は、同僚議員が発言していたように高いのではないかと感じております。 できればこの見積設計で、展示棟と交流棟を、新しい発想による展示棟で、改修、展示会ができないのか、設計ができないのか。

	あるいは、できない場合はですね、もう少しこの展示棟の金額を減額になるように精査して、発注すべきだと思いますが、総務企画課の考えをお伺いします。
委 員 長	総務企画課長
総務企画課長	前日に申しましたとおり、村長から申しましたとおり、交流棟ですかね、白蓮さんのほうですね。あちらのほうはですね、やはりそういう歴史を伝えるものとして後世にも残しておきたいと思っておりますので、そちらに対しての変えるというか、そちらのほうを利用するというのは、今のところ考えておりません。 展示棟のほうを主眼に、伝承館としての機能を持たせるための設計を行いたいと考えております。以上です。 金額の精査につきましてはですね、今のところ、この見積もりマックスでさせていただいております。 もちろん先ほど議員さんおっしゃられるとおり、もっと精査して、契約時には、入札で下げたところで行いたいと考えております。以上です。
委 員 長	2 番 樋口委員
2 番	今の質問とも少し重なるんですけども、令和7年度予算書を見て、私はもう一昨年から言っています。やはりコンサルタント委託の大きさとその金額が、非常に高いのではないかという印象です。 昨年度からの継続事業もたくさんあり、今まで以上の仕事をしてもらうためには、職員誰もが情報収集し、過去の業務や他町村との比較などを徹底し、職員間の議論を重ね、コンサルタント業者に、すごく勉強をしている職場だなと印象を持ってもらう必要があります。 そうしないとコンサルタントの見積もりが高くなるし、仕事の質もそれなりになると、私の経験から言えます。 現在、国民の皆様は物価高に苦しんでおります。少しでも安くて良い商品を探め、お店を選んでいきます。それは家計を助ける努力です。 同様に役場では、仮に委託料を自分のお金で支払う場合は、提出された見積書で納得するかどうかの視点を、常に持ち続けることが大切だと思います。役場の業務はすべて国民の尊い血税で、国民の福祉向上のために使わせてもらうものです。納税者への感謝の気持ちを忘れずに、村の出費をできるだけ抑え、なおかつ良い仕事ができるように日々研鑽を積み、執行することが義務だと思います。 今後予算執行にあたっては、職員に、国民の血税を使わせていただく責任ある仕事であるという自覚を、日々訓示していただきますよう、村長の特段のご指導をお願いします。村長の考えをお尋ねします。
委 員 長	村 長
村 長	質問かどうかがちょっと分からなくなっただけです。 こういったコンサルタント業務、当然委託費になりますが、これについて、自分が常々言っているのは、やっぱりコスト感を持ちなさいというのは、当然言っております。 その中でも、何をコンサル、コンサルという言い方もあれなんですけど、行っていくのか、それは職員、その発注元の課がですね、どういうものを作りたいか、これをしっかりビジョンを持ったうえで、それを具現化してもらうため、やっぱり専門的知識が必要であるとか、いろんな調査を広く行う、そういった部分についての事業をですね、行ってもらうというところが、コンサル業務ですよという部分は、しっかり伝えてはおります。 金額の多寡につきましては、それぞれの感じる場所があると思います。 自分もいろんなものを見た中で、これ高いんじゃないというときには、事業所の

	ほうにもう一度確認したりとか、行っております。 出てくる数字がすべて適切かという部分については、事業所として、事業の内容に応じて算出した見積もりを持って来ておりますので、それを、内容について精査を行う。発注をしっかりと行う。 一式で行う分については、やっぱり厳に慎まなければいけないというところは、共通するところであるというふうに思っております。 そういった形で、今後についても、自分については、いつも朝礼で言っておりますけど、やはりコスト感を持ちなさい。というのは当然あります。 事業について、1円でも安くというのは、やっぱり入札という考え方の中ではございますが、やはり適正な業務を適正に仕事してもらう。品確法というのがございます。品質確保に係る法律。これは、基本的には土木事業とか建築事業のほうに係るものではございますが、コンサルタント業務において、設計等の業務においても、やはり適切に評価というか、行う部分にあたって、標準単価とか、そういった歩掛等がございますので、そういった部分に基づいて、されているというところになっておりますので、この分については、それぞれ事業執行にあたって、重々コスト感を持ちなさいというのは伝えて、指導は行っているということで、ご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	これは2年間、今回で3回目、言い続けているわけなんですけど。 やはり予算書を見た感じではですね、そういった努力があまり感じないというのですかね、そういったところがあります。 それはなぜかと言ったら、先日質問した、やはり岩屋湧水の有効活用のために1,000万円も掛ける。コンサルだけでですね。そして水道水の調査に、別会社に300万も、そして、直接請ける会社にもかなりの人件費を支払わなくちゃいけない。あの時も言いましたように、岩屋湧水はもう数十年、昭和40年代から村の水道としてですね、利用されているわけですね。1回も事故はありません。 そして、今でも農林建設課の水道担当が、毎月保健所の水質調査、そして年に1回の、あの時も言いましたように、全項目検査を受けております。 これは、もうずっと今まで蓄積されているわけですね。そんな蓄積された中で、さらにまた水質調査とか水量調整とかいうのをしなくちゃいけないのか。 そしてまた、あそこの岩屋湧水の水汲み場に毎日大勢の方が来てます。何の不満もないと思います。今までですね、事故もなかったと思います。 それでもやはり1,000万も掛けて、可能性調査も含まっていますけども、それほど1,000万も掛ける見積もりを、納得して、この予算書に出したことが、私はやはり、あまりコスト意識がないのではないかとということで、質問したわけでございます。 これはまた、ふるさと推進課ですけど、課長さんにもそこ辺のことを、再度お尋ねしたいと思います。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	湧水の可能性調査の分で上げさせております。 今まで検査が行われて、しかも飲料水として何も問題なかったというのは、こちらでも重々理解をしておるところでございます。 ただ、あくまで飲料に適しているか、適していないかとか、その辺のレベルだったというふうに思っておりますので、この水質検査等におきまして、こういった可能性があるか、この成分について、どんな効能があるかとかですね、どう結び付けられるか、その辺のところを把握しまして、今後の事業に結び付ける。拡大してい

	く。可能性を探っていく。この辺のところを想定をしております。 ですので、今現在、この額というところで、予算として上げさせていただいておりますが、もちろんですね、コスト意識等は持って行かなければならないと思いますので、また、実際発注する際はですね、その辺のところは精査を十分にしていきたいというふうに思っているところです。以上です。
委員長	申し上げますが、これは、湧水に関しては、事前に質疑があり、説明も行ってますよね。同じような質問になってますので、できれば、同じ質問になってますから。 2番 樋口委員
2番	特産品開発についてですね、ご質問したいと思います。 それは、湧水もありますし、予算でですね、88万円通りました岩屋加工施設における冷凍庫ですかね、が関連してます。 特産品開発は、悪くはないんですけども、既に現在、今回岩屋加工所では既に、柚子、味噌、蕎麦切り、その他いろんなことがですね、それから村の宝、小さな宝の認定品などを数十年ですね、開発して販売もしてますし、その前の出荷場を利用した乾燥加工施設ではですね、乾燥品、もう10種類以上の乾燥品があって、道の駅とかですね、いろんなところに売って、数百万円の売り上げ収益が上がっているというふうに聞いています。 そういったのが、岩屋駅周辺で成功した事例がある中で、さらにアロマとか湧水とか事業を、これはもう成功するかどうか、本当になかなか難しい事業だと思いますけど、する必要があるかな。 それよりも私は、今まで女性部の方が非常に数十年頑張ってきた現在の特産品、たくさんの特産品、それから若い人が今頑張っているヤマメの養殖、そういったことを事業発展したほうが、継続性があるし、地域の方たちもやりがいができるのではないかと、というふうに考えたわけですね。 湧水はもう既に、あの時も言いましたように、もう既に多くの業者が入り込んでですね、その中に入り込むというのは、ものすごく厳しい世界ではないかなというふうに思っております。 ということで、先ほどの話に戻りますけども、既にある村で乾燥加工品、それから特産品、そういったものを岩屋駅周辺整備事業等で継続発展したほうがいいのではないかとと思いますが、そういったところで、村長の考えをお尋ねします。
委員長	村長
村長	ちょっと質問なのか主張なのか分かりませんが。 岩屋駅については、ヤマメを今養殖されている。これは、岩屋の若手の皆さんが非常に積極的に取り組んでいただいて、ただ、販路をどうするかという部分、販路を開拓する。それにあたって、どれぐらいの規模の養殖を行うか、それについて水をどう活かせるか、そういった部分、さまざまに繋がっております。 そういった部分で、やっぱり水というものの可能性を調査する。これは、やっぱり根本に係る部分の重要な調査だと思っております。 その一つの水を活用した可能性として、ちょっとアロマという言い方をしますが、の活用を検討する。 これについては、村として、岩屋駅周辺の整備、また岩屋地区、今回コミュニティという形で、コミュニティでの活動の財源としてできる可能性もある。そういった部分についての可能性や、そういった地域との協議を重ねていく、その分にあたって、今回、7年度についての事業については、村としては必要な部分であるというふうに判断しているところでございます。以上です。
委員長	6番 高橋委員

6 番	最後1点だけ質問させてください。 主要事業説明書33ページ、3款2項1目児童福祉費の、一昨日もお尋ねした件です。 補助金、子育て支援事業、小学校入学祝い金が7名になって、実質13名のところ、実際どういうふうに対応されるか、お尋ねいたします。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	この7名というのがですね、誤りでございまして、正しい数字は13名というところで、今現在60万円不足をしているという形になっております。 この60万円不足分につきましては、補正対応でお願いしたいというふうに考えております。
委員長	4番 高倉委員
4 番	予算書の168ページ、環境美化巡視員で、同僚議員が一般質問でもされましたが、38万9千円計上されてまして、これは宝珠山と小石原で2名の方が担当しているということと、それから不法投棄がないように巡視をされているというようなお話を、先日回答なさったと思います。 月2回で、日誌もちゃんと出て、走行の距離とか、そういうものの場所も、順路ですか、そういうのも書いてあると言われましたが。 やっぱり毎日通る私の、国道であっても、ごみがやっぱり散乱してるんですね。それはもう皆さんも毎日通っているから分かってると思いますが、アルミ缶であったりペットボトルであったり、ごみであったり、それが飛び散って、今度はきれいな川にも落ちています。 それで、これを月に2回不法投棄の順路を回ることを、1回ぐらいにして、あと、その国道の落ちているごみを拾うと、そういうふうなことに変えられないものか。 そうすると美しい村づくりにも繋がるし、私も何回もごみを拾いますけども、塔の元から小石原南の原まで行っても、2時間もあれば十分に拾えます。 ですから、1日かけて拾うようなことでもないと思うから、私は月2回の不法投棄の巡視した後でも、午前、午後でもできるんじゃないかなと思いますので、これを規約等があるのであれば、そこに月1回は必ず国道沿いのごみを拾うと、そういうふうなことの名目入れていただくとか、そして美しい村づくりの一端となることとかを考えることはできませんでしょうか。
委員長	村長
村 長	ありがとうございます。 こういった道端に落ちているごみとかですね、やはり常日頃の環境美化というのが必要だというのは十分認識はしております。 一義的に環境美化巡視員さんの業務として、やはり不法投棄を巡視、巡回するという一つの目的のもとに動いておりましたので、月2回という形で、設定をさせていただいてたところで、あと、ごみを拾ったりするのは、どちらかというと善意という形でしていただいていたところでございます。 前はいろんな、例えば団体とか、村で言えば職員組合とか、そういった方が環境美化活動とか行っていた。地域でもですね、一館一運動を行っていただいたり、道路愛護の時は年2回ですね、道路をきれいにさせていただく、そういった活動を行っていただいているところでございます。 環境美化巡視員さん、業務について、今の負担の程度でできる部分については、今後住民福祉課のほうと協議をいたしまして、対応させていただきたい。 最終的な目標としては、やっぱり地域で地域をきれいにする。高倉議員さんも毎朝歩いたりしてですね、ごみを拾っていただいて、非常に感謝を申し上げるところ

	でございます。 自分がしているかという、自分もごみ拾い等はですね、役場の周りだけぐらいしかできてないところがございますので、そういった部分の機運の醸成、そういった取り組みのあり方、そういった部分についてもやはり今後、やっぱりそっちがメインにならないと美しい村というのは持続できないなというのがございます。 ただ、それを義務的に求めるものではないと思っておりますので、そういった部分のバランス等、そういったPR、啓蒙啓発、そういった部分も含めて検討というか、実施のほうをですね、考えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	4番 高倉議員
4番	ありがとうございます。 この38万9千円をざっと宝珠山と小石原で割りますと、19万4千円。それを12カ月で割りますと、大体ひと月1万6千円余り、それを2回のパトロールで使う。そうすると1日中パトロールはしないでしょうから、かなりの高額のひと月分になる。私はそう思いました。 だから、これをぜひ、地域でと言われても、もう道路愛護すらできないような状況になって来ている。そうであれば、この環境美化委員さんに、半日でいいからというふうな気持ちもしまして質問いたしました。再度ご検討願えませんか。
委員長	村長
村長	予算の範囲内のやり繰りという部分は十分検討できると思っておりますので、そういった部分については、実際の本人さんとの打ち合わせにもなりますが、そういった部分についても、やっぱり意義、何のためにやっているのかというのを確認したうえで、しっかりそういった業務についてですね、改善と申しますか、させていただきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	先ほどの村長の回答ですね、今、誠意ある回答をしたと思いますが、なんか真剣味がちょっと足りないなというふうに感じました。申し訳ないですけども。 というのは、一般質問の中で、半月の間に、ある場所は相当のごみが捨てられてたんですね。だから、地域の善意だけでは駄目だと。 さっき義務ということがちょっと出ましたけども、巡視員さんについては、やっぱり報酬を貰ってやるわけですから、やっぱりきちんとする義務があると思います。 そこはきちっと考えていただきたいし、本当にこの村をごみの無い美しい村にするなら、もうちょっと回数を増やすなりしてやらないと、いけないんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。
委員長	村長
村長	ちょっと真剣味が足りないと言われると、非常に自分もショックでございますが。こういった部分について、環境美化巡視員さん、こういう場で申すのもどうかかなとは思いますが、今、宝珠山地区はおりません。退任されて、次の方が見つかっておりません。 公募をかけて来ていただくのであれば、やっぱり条件を付して、義務ですよと言えるんですけど、そこがなかなか言いにくい部分、これは本音の部分でございますけど。 それは当然、報酬を払ってるんだから、やってもらうのが当たり前でしょうっていう話も、もちろん一理あると思います。 そういった中で、今できる部分、回数においては、今の回数でやっていただく。その中で、どういうふうに効率的に美しい村としてのごみ拾い等を行っていくか。

	ごみが集中している所、これについては、佐々木議員さんのほうが把握されているという部分もありますので、それは情報を共有させていただいて、何らかの対策を取る。そういった部分はできると思っております。 巡視員さんについては、ちょっと今いろんな部分もございますけど、ちょっと表現がしにくい部分ではございますけど、やはり一生懸命やっていた分でございますので、今の範囲内の部分ですね、どう効果的に、効率的にできるか、これについては検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	1 番 和田委員
1 番	事業説明書の20ページ、2款1項1目の手当のところなんですけども。 今、これから東峰村でコミュニティ協議会のことを考えながらいくうえで、地区担当職員と一緒に作っていきましょうということだったんですけど、やっぱり地域としては、地域の課題を共有してもらうために、いろんなところで来てほしいんですよ。 そして、環境美化の日であったり、地域、地域でしているいろんな取り組みの中に、いろいろ入って来てほしいんですけども。 やっぱり地域としては、村内に住んでない職員の方とか、そういう人をどこまでお声かけしていいのか。それと地区の中でもいろんな事業を意欲的にしているところと、してないところでは、たぶん差がだいぶ出てくる中で、地域担当職員の休日とかを使ったその活動に対して、時間外で行くのか、ボランティアで行くのか、その辺を最初のほうにきちんと示してもらえれば、地域でもお声かけをしやすいし、今現在でも環境美化の日で、来ている担当職員もいれば、あんまり来られてないところもあるので、その辺の考えをお聞かせください。
委員長	村長
村 長	地区担当職員につきましては、基本的には地域の集まりとかある時には、どんどん声をかけてください。 結構地区でもそこまで呼んでいいのかなという、ちょっと遠慮される部分もあるんですけど、地区担当職員は基本的に村外から通っておりますけど、村民だよという形で、スタンスとしては考えております。 ですので、先ほどあった分の基本的な考え方としては、例えば全地区が集まる一館一運動とか、そういった部分については、職務外ということで、地域の方の概念の中で、ボランティアではないですけど、出役、出ていただく。 例えば役員会とか、そういった部分がある時に、例えば協働の村づくりやりたいから、一緒に話を聞いて書類を作してほしい。この会議に参加してほしいとかいう、仮にそういう部分にあつては、もう時間外勤務というかですね、超勤対応を行いますという形で、一応分けております。 それについてはさまざまなご意見があると思いますけど、地方公務員という形で業務を行っているにあたって、今のところはそういう形をですね、取らせていただいているというところで、ご理解いただきたいと思います。 ただ、地域のことについては、今後非常に地域と職員の繋がりが重要になってきますので、そういった部分の対応についてもご理解をいただいて、どんどん活用していただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。
委員長	7 番 大蔵委員
7 番	地域交通とタクシー助成について、質問します。 同僚議員が一般質問でありましたけれども、のるーとが始まる時ですかね、私質問したことがあると思います。 デマンドタクシーを最初試みたけれども、高額だからタクシー助成に変えた。

	そういったことがありました。 そしてのる一が始まって、予算計上されました。 今回路線バスがなくなって、また予算計上しております。この計上するにあたって、私は思うんですけど、この人口規模のわりに非常に高額であると思うわけですね。 その予算を組む時に、もっと適切というか、肌感覚で高いと思うから、適切な値段ぐらいにはならなかったのか、お聞きします。
委員 長	村長
村 長	高い安いは個人の感覚ですので、何とも言いようがないんですけど。 やっぱりデジタル技術を使うという部分について、費用がかかる。もちろん3万人のところで1,800人のところと、だいぶ業務としてですね、どうにかなるんじゃないですか。それは、もう何度も交渉はしております。 ただ、基本的なベースが変わらないということで、電算化においても、通常の基幹系の業務についてもそうなんですけど、最終的な作業量、例えば1千人分の業務を行うとか、3万人分の業務を行う、そういった部分には差ができますけど、大元のシステムの改修とか、そういった部分については、やはり自治体の規模は関係ありませんというふうに、しっかり言われますので、そこは、そうですか、分かりましたじゃなくて、でもね、もう一声とか、そういう話はしますが、そこについて、自治体における適正規模という部分については、なかなか評価がしにくい部分ではございますけど、そういった形で、やはり基幹的なプログラムとか、そういう部分については、一定程度の金額はかかる。そういうふうに村としても理解しておりますし、ご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。
委員 長	7番 大蔵委員
7 番	こういった小さい自治体に、このAIが必要か、ということを考えるわけですね。これが高額ですよ。 ベテランのタクシー運転手とか、そういった人たちは頭の中で、どげん行けばいいとかAI使わんでできるわけですよ。 東峰村に人口少ないんだから、こんなのなしでできると思うんですけど、いかがでしょうか。
委員 長	村長
村 長	タクシーなら出来ると思いますが、乗合タクシーにおいては、AIの技術、必須だというふうに村としては理解しております。以上です。
委員 長	7番 大蔵委員
7 番	見解の相違でしょうけれども、私は必要ないと考えます。 これ、予算執行にあたってですね、この予算額を削っていくことはできるのか、お聞きします。
委員 長	村長
村 長	委託料の中で、入札等を行う場合においては、当然精査を行います。 継続事業については、基本的に業者は変わりませんので、これについては、前年度の金額、また業務量と実績に応じて、次年度の協議を行うという形を取っているところでございます。以上です。
委員 長	これで質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
委員 長	ないようですから、討論を終結いたします。

	議案第19号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
日程第2	
委員長	日程第2 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」について、 総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。 討論はありますか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結いたします。 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
日程第3	
委員長	日程第3 議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出 予算」について、総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木委員
8番	予算委員会の時に徴求しておりました内容の説明をお願いしたいと思います。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	徴求資料のご説明を申し上げます。 令和7年度国民健康保険税変更に係る参考資料といったものをご覧いただきたい と思います。 まず、こちらの①現行税率と書いたものがですね、今現在の税率でございます。 それから②、こちらが改正案でございます。 ③標準税率、これは、福岡県が東峰村に示されております東峰村の標準税率とい うものでございまして、今回はこの②ですね、①の現行税率から③の標準税率の差 を100としたときに、その30%分の率と金額をですね、増加をするといったも のが、この②の改正案でございます。 その下になります。 国保税は、所得割それから均等割、平等割の合計で保険料が決定されるというこ とで、所得割とはという説明を入れております。 所得割は、前年の所得に応じて計算される部分でございます。 それから、均等割とは、加入者の数に応じて計算される部分でございます。 平等割とは、1世帯に定額でかかる部分でございます。 それから、一番下に※印で書いてありますが、低所得者に対しましては、保険税 の均等割、平等割の減額措置というものがございまして、7割、5割、2割減額さ れるということになってございます。この内容もですね、今回変更になるものでご ざいます。

	2 ページ目以降につきましては、現行それから改正案、標準税率で試算した例について、ご説明をさせていただきたいと考えておりますが、国保税については、前年度の所得、それから世帯構成により算出されますので、こちらにありますパターンについては、6 パターンですね、現役世代、それから7 割、5 割、2 割軽減、東峰村の標準的なモデルという形でご説明をさせていただきたいと思います。 2 ページをお願いいたします。 これはですね、一般的な説明で使われる現役世代の世帯構成ということで、計算例1 ということです。 現役世代で、住民税課税世帯、未就学の子どもさんがいるということで、7、5、2 の軽減に該当しないということで、こういった世帯の方がですね、やはり改正による影響が大きいものと考えております。 世帯の収入金額が400 万円と。そちらからですね、給与所得控除とか基礎控除を差し引いた所得が233 万円ということを仮定しております。 ①で、現行の税率で計算した場合ですね、年間の税率が41 万200 円でございます。 その下に、計算内訳のところの上段にですね、所得割、均等割。平等割、そして資産割と書いておりますが、この東峰村には資産割はございません。この所得割、均等割、平等割、この3 つで計算しておりますので、この資産割はございません。 ②のところになりますが、改正案でございますが、改正案で計算した場合、これが年間45 万1,700 円となりまして、年ですね、この世帯では4 万1,500 円の増加ということで、1 期に直しますと、月4,611 円の増加が見込まれるというものでございます。 3 番については、これは県が示している標準税率で計算したのになりますので、こちらの説明は割愛をさせていただきたいと思います。 次に、3 ページをお願いいたします。 この計算例2 というのがですね、東峰村で一番多い例ではないかというふうに考えておりまして、お仕事を退職されまして、夫婦で国保に加入する世帯というものが多く、こちらが多いかなというふうに認識しているところでございますが、高齢者夫婦世帯で、住民税非課税で、控除額が大きく所得が出ないと、7 割軽減の対象世帯というものでございます。 現行の税率で計算した場合は、年間2 万3,500 円、1 期当たり2,611 円という金額になります。 ②の改正案で計算した場合はですね、2 万8,200 円ということで、年間4,700 円の増加が見込まれております。1 期当たり522 円という形で増加するということを見込んでいるところでございます。 この中で介護保険分という金額が0 になっておりますけれども、こちらはですね、下の米印を入れております。 介護分についてはですね、40 歳から64 歳の方がいる場合に加算をされるもので、65 歳以上の方につきましては、介護保険料という形で別に徴収されておりますので、こちらにはですね、65 歳以上の方の税の中には、この金額は含まれないという見方をさせていただきたいと思います。 4 ページ目をお願いいたします。 計算例3 です。 高齢者独居世帯で、住民税が課税され、5 割軽減の対象の世帯でございます。 年金収入が180 万という形で、年金控除それから基礎控除40 万となっておりますが、これは43 万円の誤りでございます。43 万円で、差し引きまして所得が
--	---

	27万円出るという方でございますが、現行の税率で計算した場合は、年5万2,800円、1期当たり5,867円という形になりますが、2番の改正案で計算した場合ですね、5万8,900円ということで、年間6,100円の増加と、1期当たり678円の増加が見込まれるというものでございます。 次に5ページをお願いいたします。 計算例4です。 現役世代、これ2人暮らしで、世帯収入が低いということで、住民税は課税をされております。そして2割の軽減の世帯ということで試算をしております。 夫婦の収入がですね、260万円ということで、控除後が、所得が89万円という形で試算しております。 現行の税率で計算した場合は、年間18万4,200円ということで、1期当たり2万467円というものが、改正案で計算した場合は20万5,300円ということで、年間2万1,100円の増加と、1期当たり2,344円の増加が見込まれているところでございます。 次に、6ページをお願いいたします。 計算例の5ということで、高齢者夫婦世帯、課税世帯になります。年金が多く軽減がない世帯で、控除後の所得が214万5千円ほどあるというケースでございます。 現行の税率で計算した場合は28万8,800円、1期当たり3万2,089円となっておりますが、2の改正案で計算した場合は31万2,700円ということで、2万3,900円年間増えると。1期当たり6,256円の増加が見込まれているものでございます。 7ページをお願いいたします。 最後になりますけれども、計算例の6でございます。 高齢者独居世帯で、住民税非課税で、年金収入のみで、控除後の所得が発生をしないと、7割軽減の対象世帯ということで計算した場合、現行では年間1万5,800円、1期当たり1,756円となりますが、2の改正案で計算した場合は、年間1万8,900円ということで、年間3,100円の増加と、1期当たり344円の増加が見込まれるというものでございます。 このようにですね、どの世帯にもご負担いただくということになりますけれども、今回の改正につきましては、県に提出しております赤字削減解消計画に基づきまして、単年度の赤字の解消を図るために、30%分を上げさせていただくという改正でございます。以上でございます。
委員長	8番 佐々木委員
8 番	資料、本当にありがとうございました。 私も常々この税率とか、いろんな徴求金額のときには、村民にどれだけ影響があるかの数字を必ず求めておりますので、今後についてもこういうふうな、今度は税率改定とか、いろんなものがあつた時は、できるだけこういうふうな徴求資料ではなくて、もう資料として提出をお願いしたいというふうに思っております。 それと、これはもう県から示されたものですから、もう質問してもどうしても、どうにもならないと。非常に歯がゆい思いはするんですが、もう最初から健康保険税が県に移管された時から、もうこのことは来るだろうなど、いうふうな思いはしておりましたので、もう敢えてこれに対しての質問はしませんが、12号議案のときにまた少し質問をさせてもらいたいかなというふうに思っておりますので、この件についての質問は、これで終わります。
委員長	これで質疑を終結いたします。

	討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
委 員 長	ないようですから、討論を終結いたします。 議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委 員 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
日程第4	
委 員 長	日程第4 議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」について、総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委 員 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
委 員 長	ないようですから、討論を終結いたします。 議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委 員 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
委 員 長	以上で、本予算特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。 これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。
閉 会	
委 員 長	皆様のご協力によりまして、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。 厚く御礼申し上げます。 これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。 11時20分まで休憩いたします。 (11時07分)

	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 委員長
--	--